

令和 3 年 4 月 2 2 日

令和 3 年度第 1 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和３年度第１回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第１号 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」の改訂について
- 第２号 松本市博物館協議会委員の委嘱について

[報告]

- 第１号 令和２年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について
- 第２号 令和２年度における美術館の企画展等開催結果及び収蔵作品について
- 第３号 令和２年度教育部各課事務事業報告について
- 第４号 いじめ・体罰等の実態調査【２・３月分】の結果について
- 第５号 不登校児童生徒の状況について
- 第６号 令和３年度の学級編成等について
- 第７号 指導上の措置について【非公開】
- 第８号 図書館資料特別整理期間の設定について
- 第９号 国宝旧開智学校校舎 防災計画の策定について【非公開】

[周知]

- １ 第２１回松本手まり時計まつりの開催について
- ２ 令和３年度「博物館パスポート」の配布について

[その他]

議案第 1 号

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」の改訂について

1 趣旨

国の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及び「基本的対処方針」の変更に伴い、本市の「臨時休業から登校再開に至るフローチャート」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」の改訂について協議するものです。

2 改訂内容

臨時休業から登校再開に至るフローチャート

ア 主な改訂内容

児童生徒・学校職員が感染者と判断された場合において、該当校との接触ありのときの臨時休業日数の短縮

イ 改訂案

別紙 1 のとおり

新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン

ア 主な改訂内容

(ア) 「2 基本的な感染症対策」において、健康観察、マスク着用、換気の詳細な対応を追記

(イ) 「3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策」において、各教科の留意点を追記

(ウ) 「4 感染が広がった場合における対応」の「臨時休業」において、次の点を明記

- ・児童生徒・教職員の感染が確認された際に直ちに臨時休業を行うのではなく、学校内での活動状況を踏まえ、保健所に実施の必要性を相談した上で、設置者が判断
- ・学校の臨時休業を検討する場合、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに学校と児童生徒との関係を継続することが重要。また、ウェブ会議システム等を活用し、学びの継続に取り組むなど。

(I) 「8 その他出席停止等の扱いについて」において、感染の不安を理由に休ませるケースで「出席停止・忌引等の日数」として扱う柔軟な取扱いについて追記

(オ) 「11 り患者に対する差別・偏見について」の項目を追加

イ 改訂案

別紙 2 のとおり

3 参考資料

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・・・資料 1

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

文部科学事務次官・・・資料 2

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」・・・・・・・・・・・・・資料 3

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル(2021.1.8)

新型コロナウイルス感染症対策室・・・資料 4

4 その他

改訂後、学校に周知するとともに、ホームページに掲載します。

担当

学校教育課 課 長 塚田 雅宏

学校支援センター センター長 高野 毅

電話 33 - 4397



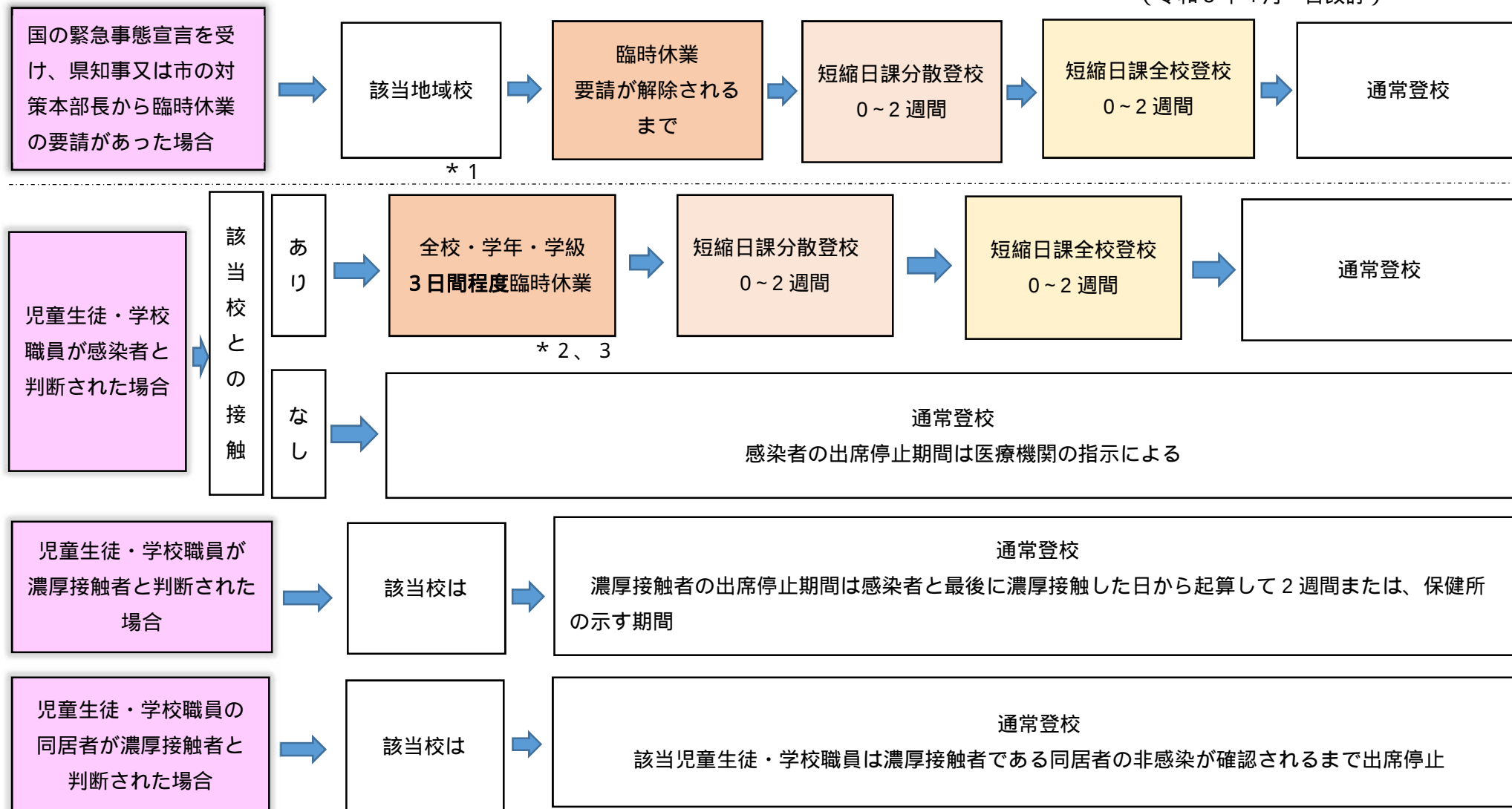
まつもと市民 生きいき活動

- わたしは ころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう



「学都松本」

(令和3年4月 日改訂)



* 1 該当地域校以外の学校の対応は、短縮日課分散登校を行うかを含め、別途協議する。

* 2 保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討する。

* 3 学校内の感染の広がりに応じて、学校の全部又は一部の臨時休業を行い、学校再開へのプロセスを判断する。

学校における集団感染のリスクへの対応

「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」

* 色付きの箇所が昨年度からの修正点

令和 3 年 4 月 日改訂

松本市教育委員会

松本市内の小中学校は、感染リスクを低減させつつ、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を行い、子どもの学びを最大限保障することを継続して最重要項目とします。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドライン及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（文部科学省 2020 . 12.3Ver.5）及び「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（文部科学省 2021 . 2 . 19）」を踏まえて教育活動を進めるものとします。また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行います。なお、本文中記載の感染レベルは県の感染警戒レベル（令和 3 年 1 月 8 日発表）に基づくものです。

1 基本的共通事項

感染源、感染経路を絶つ。（ 2 - ）

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声する密接場面」のいわゆる 3 つの条件を避ける。（ 2 - ）

2 基本的な感染症対策

健康観察の徹底

ア 家庭において検温、健康観察を行い、発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がある児童生徒、教職員は登校（出勤）しないこと。

イ 登校後の体調変化時は必ず検温すること。

ウ 健康観察カードは毎日確認し、^{*1} 未記入や未提出の児童生徒は検温、体調確認をすること。発熱や息苦しさ、強いだるさ等の症状がみられる場合は家庭に連絡し、休養をお願いすること。

^{*1} 未記入や未提出の場合は、教職員が検温、風邪症状等を確認し、健康状態等に問題がある場合のみ保護者へ連絡し、自宅療養させる。

手洗い・水分補給・うがいの徹底

登校後、始業前、休み時間後、給食前、清掃後、用具や物品等共用したものを使用した後など、30 秒程度石鹸を使い丁寧にを行うこと。また、こまめな水分補給やうがいなどを行うなどの工夫を行う。（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すため）

清掃・消毒の徹底

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。従って、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、下記の「３ 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

また、上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行う場合、消毒用エタノールや次亜塩素酸ソーダ（ナトリウム）・経済産業省の示す新型コロナウイルスに有効な界面活性剤の含まれている製品等によるふき取りを負担のない範囲で行うこと。

咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面があることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員、来校者は基本的にマスクを着用する。

ただし、次の場合マスク着用の必要はない。

ア 十分な身体的距離が確保できる場合

イ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される場合

ウ 体育の授業

注 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。また、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症によるリスクがない場合には、マスクを着用する。

文部科学省の事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和２年５月２１日）より。

換気の徹底

教室２方向の窓を常時 10 cm から 20 cm 程度開けること。開放できない場合でも 30 分に 1 回以上換気すること。エアコン使用時も換気は必要。また、扇風機の併用も有効である。なお、冬季も、気候上可能な限り常時換気に努める。そのため室温低下が予想されるが、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。

教室における密集回避の徹底

児童生徒の座席の間隔は可能な限り広くとり、基本形は対面とならないようにする。（対面が必要な場面は短時間行うことも可とする）

集会における密集回避の徹底

人との間隔は、できるだけ 2 m（最低 1 m）空けること。各種集会を行う場合は、これを基準とし、できる限り短時間で行うこと。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよ
うな活動が挙げられる（「 」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

各教科等に共通の活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワー
ク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

○ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管
楽器演奏」

- ・ 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴い
ている児童生徒等の間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向
ともにできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- ・ 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避
けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。
- ・ 連続した練習時間はできる限り短くする。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、
十分に換気を行う。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。

○ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞 の活動」

家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したり
する運動」

【感染レベル4以上】

上記の活動は、感染レベルに応じて、感染症対策を強化し、制限することを検討する。すな
わち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っ
ての発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回
数や時間を絞るなどして実施すること。

この場合にも、（ ）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎
重に検討する。

（実施時の留意事項）

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により
授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や
保護者の意向を尊重すること。
- ・ 体育の授業は、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が

高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避けること。

【感染レベル１～３】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を行った上で実施することを検討する。その際には、感染レベル４以上における留意事項も可能な範囲で参照すること。

【その他】

水泳については、別添資料３の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和２年５月２２日））に基づき、更衣も含めて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクを下げる対策を講じた上で、実施できるものとする。

給食等の食事をとる場面について

児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底。食べる際には、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または大声での会話を控えるなどの対応が必要である。また、感染状況に応じて、簡易給食を検討する。

普段の清掃・消毒のポイント

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにする。

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は１日に１回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃を行う。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行わなくてよい。ただし、使用前後に必ず手洗いを行うよう指導する。

休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて指導の工夫をする。

【感染レベル４以上】

トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要である。

登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要である。

ア 登下校時には、校門や玄関口等で密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。

イ 集団登下校を行う場合も、密接にならないよう指導する。

ウ 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。このため人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すよう指導する。

エ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用。降車後はできるだけ速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、可能であれば乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討する。

修学旅行について

ア 修学旅行の実施については、感染防止を最優先とし、3つの条件が重なることのないよう、学校において適切に判断する。教育的意義や児童生徒の心情にも配慮し、可能な限り中止ではなく延期扱いとすることを検討する。

イ 実施の可否判断については、実施日の2週間前(以降も含む)に、松本圏域が感染レベル4以上の場合は中止。目的地(市町村を中心としたエリア)が^{*2}感染レベル4(相当)以上の場合は、目的地の変更または中止。移動経過地のレベルはその場所で降りなければ判断に入れない。できる限り目的地の変更の無いよう、目的地については十分に吟味し検討する。

^{*2}感染レベル4(相当)は県の示す「圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準」(令和3年1月8日発表)に準じる。

各種依頼について

外部講師、ボランティア等外部の依頼を受ける場合、依頼者が感染レベル4(相当)を上回った都道府県や市町村から来た場合は受け入れない。

なお、教育実習については、実習生が直近2週間以上松本市近郊に居住し、その間、感染レベル4(相当)を上回った地域に往来せず、かつ2週間以上健康状態が良好な場合のみ受け入れることとする。

4 感染が広がった場合における対応

臨時休業

次のいずれかの場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談し、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業を設置者が判断する。

ア 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

イ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

ウ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合

ただし、ア・イにおいて、陽性者と該当校との接触がないと判断できる場合、臨時休業を行わないこともある。また、濃厚接触者が保健所から特定され、校内の消毒等が終了した場合は専門機関と相談し、学校を再開できる。

分散登校

次のいずれかの場合、分散登校とすることもできる。

ア 臨時休業後

イ 国の緊急事態宣言を受け、県知事又は市の対策本部長から臨時休業の要請があった場合、該当地域外の学校

【参考】

学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.12.3 Ver.5 第4章3 ）に従い、別紙：臨時休業から登校再開に至るフローチャートに沿って判断する。

臨時休業時及び学級閉鎖時の学習指導

学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。

ア 同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。なお、緊急時に備え、平常時にも同時双方向型のウェブ会議システムを活用することを推進していく。

イ 学習状況や成果を学校が把握するため、登校日の設定、家庭訪問の実施、電話や電子メール等を活用することが重要である。

ウ 課題を配信する際には、児童生徒の発達の段階や学習状況も踏まえ、適切な内容や量となるように留意する。

エ 臨時休業期間においても学びの継続ができるよう、学びの継続計画を作成する。

対応マニュアルの整備

校内で感染が広がった際の学校対応マニュアルを各校で作成する。

5 感染が確認されていないが症状がある場合の対応

次のいずれかの場合、出席停止とする。（欠席ではない）

ア 児童生徒等に風邪の症状や発熱がある場合

イ 児童生徒等に倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

ウ 上記以外にあって、保護者が出席させることに不安を感じた場合
教職員においては上記 ア・イの場合、出勤しない。
症状がなくなるまでは自宅で休養する。

6 濃厚接触者への対応

児童生徒が感染者の^{*3}濃厚接触者に特定された場合は、その後陰性が判断されたとしても、感染者と最後に濃厚接触した翌日から2週間、または、保健所の示す期間出席停止とする。休業期間中にあっては自宅待機とする。

^{*3}濃厚接触者 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者
適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
手で触れることの出来る距離（目安として1m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者

6-2 接触者への対応

児童生徒が感染者の^{*4}接触者に特定された場合は、その状況について学校に連絡をするよう依頼する。また、保護者からの申し出により、登校を見合わせる場合は、出席停止として扱う。

接触者及び感染疑いによりPCR検査を受ける場合、非感染が確認されるまで、学校関係者は出席停止となる。（陰性が判断された場合は、次の日から登校ができる）

^{*4}接触者 保健所の疫学調査により感染者と接触の度合いが濃厚接触者に当たらないが、必要に応じて検査・健康観察が必要と保健所が認めた者

7 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患のある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。欠席する場合は、「出席停止」とする。

8 その他出席停止等の扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮すること。

松本市及び松本圏域が感染レベル4以上に指定された場合

ア 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときには、児童生徒の出席停止の措置を取る。

イ 児童生徒が発熱等の風邪症状で早退する場合、早退者の兄弟の状況を学校間でも連絡し合い、早退者の兄弟も早退させるものとする。

9 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

海外

政府の水際対策の取組みとして一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

県外

県の基本的対処方針により対応する。

10 週休日の土曜日の扱いについて

補充のための授業を行う時数を確保するために、週休日の土曜日に授業を行うことも可能である。なお、週休日の土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例に則り、適切に振替を行うことが必要となる。

11 罹患者に対する差別・偏見について

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要である。起こってからではなく、起こる前に指導を行うことが重要であることから、年1回は差別・偏見について考える授業を行うものとする。

3月18日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年3月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に
ついて（周知）

令和3年3月18日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、緊急事態措置を実施すべき期間とされている3月21日をもって、緊急事態が終了するとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の変更が行われました。

変更後の対処方針は下記のとおりであり、学校の取扱いに係る記載については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）」（令和3年3月8日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・教育課程課事務連絡）によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、引き続き対処方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び城内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

（変更後の対処方針）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318.pdf

（学校の取扱いに係る記載）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

5）学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果の実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

（緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318_2.pdf

（緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応（概要））

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318_1.pdf

<本件連絡先>

文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

1 基本的考え方

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

本ガイドラインは、そのための学校運営の指針を示すものである。

(2) ガイドラインの対象及び対象期間

本ガイドラインの対象は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校高等課程とする。

本ガイドラインの対象期間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている期間とする。

2 学校における感染症対策の考え方

学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行うことが適切である。

- ①特措法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域
- ②感染の拡大に注意を要する地域や、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域
- ③感染が一定程度収束し、感染拡大が見られない地域

3 感染者等が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応

(1) 衛生主管部局との連携

児童生徒等及び教職員の感染が判明した場合又は児童生徒等及び教職員が感染者

の濃厚接触者に特定された場合には、衛生主管部局と連携し、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力する。

(2) 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、同条に基づく出席停止の措置を取る。感染がまん延している地域（2の①や②の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取る。（教職員の取扱いについては6（1）を参照）

なお、出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、5（1）に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒の学びが保障されるよう配慮することが重要である。

また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等については（3）を参照する。

なお、海外から帰国・再入国した児童生徒等については、政府の水際対策の取組として一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

(3) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常災害等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談する。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応する。

4 臨時休業の実施の考え方

(1) 児童生徒等や教職員の感染が確認された場合

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。

学校においては、校長が感染者及び濃厚接触者を、出席停止とする（教職員の場合には出勤させない扱いとする）が、これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級や学年単位など必要な範囲にとどめる。

(2) 地域の感染状況を踏まえた対応

①学校教育活動の継続

地域の感染状況により、警戒度を上げなければならない場合であっても、地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきである。

特に小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合を取るべき措置である。

中学生・高校生については、地域の感染状況に応じて、まずは例えばマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、生徒の発達段階に合わせた柔軟な対応を検討すべきである。

地域の社会経済活動全体の停止や制限に併せて学校の臨時休業を検討する場合にも、例えば時差登校や分散登校、オンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むべきである。

②緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域等

緊急事態宣言が出された場合において、特措法第 45 条第 2 項に基づき都道府県知事より学校の施設の使用の制限又は停止等の要請を行ったり、同法第 24 条第 7

項や第 36 条第 6 項等に基づき、都道府県知事や市町村長が教育委員会に対し、必要な措置を講ずることの要請を行ったりする場合がある。いずれの場合であっても、学校の設置者は、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、①も踏まえ、首長と十分相談を行い、臨時休業の必要性について判断する。

(3) 臨時休業を行う場合の留意点

学校内で感染が広がったことを受けて臨時休業を行う場合や、地域の社会経済活動全体の停止等に併せて臨時休業を行う場合にも、以下の点に留意すべきである。

①学校教育活動の継続

臨時休業を行う場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、5 (1) に記載の必要な措置等を講じる。

また、地域の社会経済活動全体の停止等が長期化する場合などで、臨時休業が長期化する場合には、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域も含め、地域の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校（児童生徒等を複数のグループに分けた上でそれぞれが限られた時間、日において登校する方法）を行うことにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続することが重要である。

この場合、時間帯又は日によって登校の対象とする学年又は学級を順次変える方法や、学級を複数のグループに分けた上で、登校の対象とするグループを順次変える方法等により工夫することが考えられる。

②児童生徒等の心身の状況の把握

学校の全部を休業とする場合、学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒等及びその保護者との連絡を密にし、臨時休業期間中において必ず定期的に児童生徒等の心身の健康状態を把握する。その際、保護者だけでなく、児童生徒等本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒等の状況を的確に把握する。また、様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む。）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や各自自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒等の心のケア等に配慮する。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒等に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒等の状況を把握すること。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行う。

臨時休業期間中や分散登校期間中であっても、児童生徒等の状況等から、対面での指導（児童生徒等の心身の状況の把握や心のケアを含む。）等の必要性が高いと考えられる場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられる。

①にも記載しているとおり、地域の感染状況に応じ、登校日を適切に設定することも考えられるが、登校日以外の日においても、体調面にも配慮した上で、虐待のリスクなど特に配慮を要する児童生徒等一部の者については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行う。

③子供の居場所の確保

学校の臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。特に、4（2）②における学校の臨時休業が行われる場合にあっても、要請の趣旨を踏まえつつ、保護者が医療従事者である場合等について、都道府県の首長部局等と十分に相談の上、居場所の確保について検討することが望ましい。

また、学校の一部を休業とする場合においても、分散登校に伴い、登校する児童生徒の兄弟姉妹である幼児や低学年の児童が自宅一人でいる場合が生じることも考えられるところであり、担当部局と相談し、地域全体としての子供の居場所づくりに配慮する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行う。その際、以下の点には特に留意する。

・学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設の一時使用であれば財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進する。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進する。

・給食提供機能の活用

子供の居場所確保に当たり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

・幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討する。特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合等については積極的な対応を検討する。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断する。

④非常勤職員等の業務体制の確保

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期す。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の自宅等における学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等、外国語指導助手（ALT）の場合には授業準備の補助や児童生徒の家庭学習の支援等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても臨時休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応する。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられる。

また、やむなく職員を休業させる場合、休業手当の支給の判断を適切に行う。

⑤分散登校日を設定する場合の出欠の取扱い等

・学校の全部を休業とする場合

学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設定する場合は、指導要録上の「授

業日数」(幼稚園等については教育日数。以下同じ。)には含まないものとして取り扱う。

・学校の一部を休業とする場合

学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設定する場合、児童生徒の出欠の取扱いについては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月29日初等中等教育局長通知)別紙等における考え方を踏まえ、以下のとおりとなる。

・学年の全部を休業とした日数は授業日数には含まない。

・学年の一部を休業とした日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する(幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載)。

なお、出欠を記録する際には、本ガイドライン3(2)及び(3)に示したとおり、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等への必要な配慮を行う。

5 学習指導等

(1) 学習指導

・やむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないことに対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要である。

学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等)を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要である。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することが重要である。

さらに、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。その際、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」(令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)別紙の「学習計画表」等も参考に計画性を持った自宅等での学習が行われるよう工夫を講じる。また、文部科学省においても、児童生徒の自宅等における学習の支援方策の一つとして、それに資する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、本サイトを

活用することも考えられる。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要である。

特別支援学校等においては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行う。加えて、自宅等における学習内容の提示や教材等の提供に当たっては、児童生徒や必要に応じて協力を求める保護者等にとって実施しやすい方法や留意すべき点等も合わせて分かりやすく示すこと等に配慮する。

幼稚園については、各園が行うことができる活動はどういった内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討する。その際、「子供の学び応援サイト」に掲載した「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」も参考しつつ、家庭で過ごす幼児の教育支援や保護者支援等に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長通知)において、学習指導に関する基本的な考え方や自宅等における学習の取扱い、指導要録上の取扱い等について示しているので、参照されたい。

(参考) 子供の学び応援サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

・登校日の設定等による学校での指導の充実

感染拡大防止に十分配慮しながら、教師が様々な工夫を行いつつ、学校における指導を充実させるため、地域の感染状況や児童生徒・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室や社会教育施設等も最大限活用して分散登校を実施するなどして、学校での指導を充実させることが考えられる。

その際には、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮する。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年の児童にも配慮する。なお、高等学校等においても、進学や就職を控えた高等学校第3学年の生徒等に配慮するなど、生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、同等の対応を検討する。

・登校再開後の対応

児童生徒が学校に登校することができるようになった時点で、臨時休業等の間の学習内容の定着を確認した上で、児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り、教育課程

内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じる。

また、必要に応じて、例えば1コマを40分や45分に短くしたうえで一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫や長期休業期間の見直し、土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることが考えられる。

その際には、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮する。なお、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされている。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準（35単位時間の授業を1単位として計算）を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上記のとおり各種の取組を行い学校における指導を充実したとしても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終えることが困難である場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化することや、最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応として令和2年度までの教育課程だけでなく、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成することが考えられる。また、教科書発行者の協力も得て、特例的な対応をとる際に参考となる年間指導計画参考資料を各教科書発行者のホームページに掲載しているため、必要に応じ参考にされたい。

なお、幼稚園については、臨時休業中の幼児の家庭での生活の状況等も踏まえながら、幼児が発達に必要な体験を得られるよう活動を工夫する必要がある。その際には、「子供の学び応援サイト」に掲載した「幼稚園等再開後の取組事例集」を必要に応じて参考とされたい。

（参考）子供の学び応援サイト「学校の先生へ」ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00512.html

子供の学び応援サイト「幼児教育について」ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00456.html

・ICTの活用

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、緊急時においては、学校の設置者や各学校の平常時における一律の各種ICT

活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、あらゆる機器や環境を最大限活用する。そのために、各学校及び学校の設置者において、家庭の通信環境について把握しておくことが必要である。一方、家庭の端末等を活用することはあくまで緊急的な対応であり、各設置者において一刻も早く児童生徒のICT環境を整えることが必要である。このため、各設置者においては、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、端末等の早期調達・納品に向けた更なる取組を進めるとともに、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながら、自宅等においても学習を継続できるようオンライン学習が行える環境を積極的に整えること。

また、ICTを活用した自宅等における学習に係る低所得世帯への通信費の支援については、就学援助（要保護児童生徒援助費補助金）、特別支援教育就学奨励費（要保護世帯）及び高校生等奨学給付金において、通信費相当額を支援しており、これらの支援制度等を周知し、活用を促す。

さらに、ICTを活用した遠隔授業における著作物利用に係る著作権等の取扱いについては、平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」によって、教育機関の設置者が指定管理団体に補償金を支払うことで、授業の過程において必要な限度で、原則として著作権者等の許諾を得ることなく様々な著作物の利用が可能となっている。補償金額について、詳しくは指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（サートラス）」の下記ウェブページに掲載の授業目的公衆送信補償金規程を参照されたい。

（参考）サートラス 認可関係資料 <https://sartras.or.jp/ninka/>

・各学年の修了及び卒業の認定等

臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にある児童生徒等については、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮する。

（2）学校図書館の活用

学校図書館については、感染症対策を徹底した上で、時間帯を決めるなどして貸出等を行うことが望ましいことのほか、特に分散登校をする場合において時間帯により登校する児童生徒が変わる場合、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

（3）学校給食の実施

「学校給食衛生管理基準」に基づく調理作業や配食を行うなど衛生管理を徹底すること、食事前後の手洗いを徹底することのほか、会食に当たっては飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を行う。

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意する。

(4) 部活動

部活動の実施に当たっては、生徒の健康・安全を第一に考慮して、地域の感染状況に応じて実施内容や方法を工夫する。

なお、学校の全部を休業とする場合は、部活動は自粛する。

(5) 指導体制の確保

学級を2つのグループに分けて指導を行う場合や土曜日に授業を行う場合には、学校における対面指導の時間に加え、自宅等における学習の支援への対応や給食時の対応、登下校の安全管理など、通常時とは異なる業務の発生も考慮した人的体制を確保する必要がある。このため、教職員の役割等の校務分掌の見直し、勤務日や勤務時間の適切な割振りを行うとともに、地域の感染状況に応じた加配教員や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの活用等を行うことにより、教職員の勤務負担が過重とならないよう十分に留意しつつ、きめ細かな指導及び身体的距離を確保するための指導体制の確保を図る。

6 その他

(1) 教職員の勤務

公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病休休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により教職員の勤務について引き続き適切な取扱いを行う。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえる。

また、週休日である土曜日に登校日を設けたり授業を行ったりする場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等により、適切に振替を行う。

なお、学校の全部又は一部を休業する場合においては、教職員において、在宅勤務や時差出勤のほか、管理職を含む学校の教職員がローテーションで出勤するなどの自身の健康にも配慮する勤務形態の工夫を可能な範囲内で行いつつも、児童生徒等の学習指導や児童生徒等の心のケア等を家庭任せにすることなく、必要な業務を確実に継続することが求められる。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮

する。

(2) 授業料等や修学支援等の取扱い

臨時休業期間中の学校における授業料等納付金の取扱いについては、学校の設置者の権限と責任において適切に定め、運用すべきものであるが、学校の教育活動に必要な費用を総合して定められているものであり、また、一時的に通学できない期間が生じたとしても、学びの保障のために学校による教育に関する様々な役務の提供に取り組まれていることを踏まえれば、必ずしも授業料の返還が生じるものではないと考えられる。

この際、就学援助等については、その認定及び学用品費等の支給について、申請期間の延長等、可能な限り柔軟な対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し年度の途中において認定を必要とする者について、速やかな認定と必要な援助を行う。

公立高等学校及び特別支援学校等において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、児童生徒等の学費を負担している者の状況が変化し、入学金、授業料等の学納金の納付が困難な者に対して、各教育委員会においては、各地方公共団体における入学金等の免除、減額及び猶予に関する制度等も踏まえて配慮する。また、私立学校においても、都道府県私立学校主管部課において、各私立学校における学納金の免除、減額及び猶予等の柔軟な対応が行われるよう各私立学校を設置する学校法人に対して周知いただきたい。また、私立学校の行う学納金の減免に対し、適切な支援を行うことが望まれる。

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、各学校や高校生等の状況に応じ、申請期間の延長や申請期限の複数回設定など生徒等に配慮した柔軟な対応を行う。高等学校等就学支援金については、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの書類提出が遅れる場合には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条第3項の「やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えなく、また、高校生等奨学給付金などその他の高校生等への修学支援についても同様に取り扱い差し支えない（その他の高校生等への修学支援については、当該年度に支出可能なものに限る。）。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により年度の途中において家計急変した高校生等に対し、公立高等学校等に在学する高校生等については、文部科学省が実施する高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）、私立高等学校等に在学する高校生等については、同じく私立高等学校等経常費助成費補助金も活用し、授業料減免措置等の必要な支援を行うとともに、高校生等奨学給付金については、令和2年度から家計急変世帯への支援の実施及び一部給付の早期化を可能としたところであり、積極的に活用いただきたい。こうした高校生等に対する修学支援について、各制度の内容や問合せ先を改めて生徒・保護者等に周知するなど、生徒・保護者等の相談に対して丁寧な対応を行う。

各自治体において実施している奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な

限り速やかに弾力的な対応を行う。

年度途中において所得が減少する世帯の増加が見込まれることから、これらの制度については申請のあった者から随時審査を行うなど、可能な限り早期に支給や減免等を行っていただきたい。

更に、卒業年次の高校生等については、次年度の進路決定にあたり、経済的理由により修学を断念することがないように、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金及び授業料等減免）、日本学生支援機構の貸与型奨学金（無利子・有利子）等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援施策についても周知を行う。

なお、スクールバス代、空調費、寮費など対価性の強い納付金の使途となる費用が臨時休業に伴って縮減される場合には、実際の費用の発生状況を踏まえつつ、例えば、月毎、四半期・学期毎の事前納付の場合には、登校再開後の徴収金額の中で調整することや、年間費用の事前納付の場合には、登校再開後の適切な時期に不用額を返還することなどが考えられる。

（３）児童生徒等の心身の状況の把握、心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応する。

（４）感染者等に対する偏見や差別への対応

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

（５）学校安全の確保

①熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要がある。このため、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備や、空調設備等の整備状況や気象状況等にも留意した休業日等の取扱いについて万全を期す。

②登下校時の安全確保について

児童生徒の登下校時の安全確保については、各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要である。

特に、感染症対策のため分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要がある。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられる。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の通学中の安全確保については十分に注意する。

（６）放課後児童クラブ等における学校の教室等の活用等

放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要であることから、教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進する。

（７）学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等

このガイドラインに示すもののほか、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営の詳細については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルその他の方法により別途示す。



学校における新型コロナウイルス感染症 に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～

(2020.12.3 Ver.5)

はじめに

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(令和2年6月5日事務次官通知)において、そのための学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年12月3日時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

目 次

第1章 新型コロナウイルス感染症について.....	4
1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析	4
2. 新型コロナウイルス感染症の年代別の罹患率等	8
3. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について.....	9
4. 地域ごとの行動基準	12
5. 設置者及び学校の役割	18
(1) 教育委員会等の役割	18
(2) 学校の役割	18
6. 家庭との連携	19
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について.....	20
1. 児童生徒等への指導	20
2. 基本的な感染症対策の実施	22
(1) 感染源を絶つこと	22
(2) 感染経路を絶つこと	24
(3) 抵抗力を高めること	31
3. 集団感染のリスクへの対応	33
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	34
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	38
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	41
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	44
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	44
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	45
5. 出席停止等の取扱い	45
6. 教職員の感染症対策	46
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について.....	48

1. 各教科等について	48
2. 部活動	50
3. 給食等の食事をとる場面	51
4. 図書館	53
5. 清掃活動	53
6. 休み時間	53
7. 登下校	54
8. 健康診断	55
9. 修学旅行等における感染症対策	55
第4章 感染が広がった場合における対応について.....	57
1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握	57
2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	59
(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合	59
(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応	60
3. 臨時休業の判断について	61
(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について	61
(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について	64
(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に 属すると特定された地域における臨時休業の考え方について	64
第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について	66
第6章 寮や寄宿舎における感染症対策	67
別添資料	
資料1. 関係法令抜粋	
資料2. (事務連絡)「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和2年5月21日)	
資料3. (事務連絡)「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和2年5月22日)	
資料4. (事務連絡)「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」(令和	

2年3月19日)

資料5. (事務連絡)「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」(令和2年5月13日)

資料6. (文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知)「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和2年5月27日)

資料7. (保健教育指導資料)新型コロナウイルス感染症の予防

資料8. 「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」

資料9. 「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」(2020年11月26日版)

資料10. 「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」

資料11. 「「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」

資料12. 「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」(令和2年8月25日)

資料13. 「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」

資料14. 「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」((独)北海道立総合研究機構作成リーフレット)

資料15. (文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・スポーツ庁次長通知)「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和2年9月3日)

第1章 新型コロナウイルス感染症について

1. 学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析

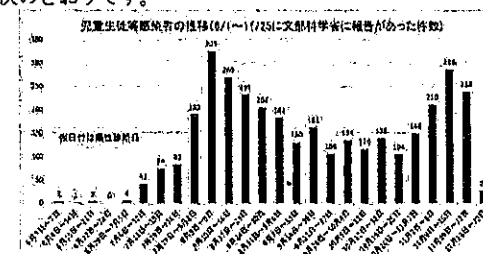
我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行いました。

文部科学省では、学校関係者に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に速やかな報告を求めており、学校が本格的に再開し始めた6月1日から11月25日までの間、児童生徒3,303人、教職員471人、幼稚園関係者206人の感染の報告がありました。

現在、国内の感染者数の増加に伴い、10月下旬から学校関係の感染者数が増加している状況ですが、これまでの感染事例の大半が学校内で感染者1人にとどまっており(詳細は「第4章3.(1)」参照)、学校内での感染の拡大があった場合でも、地域での感染拡大につながった事例は現在まで確認されていません。

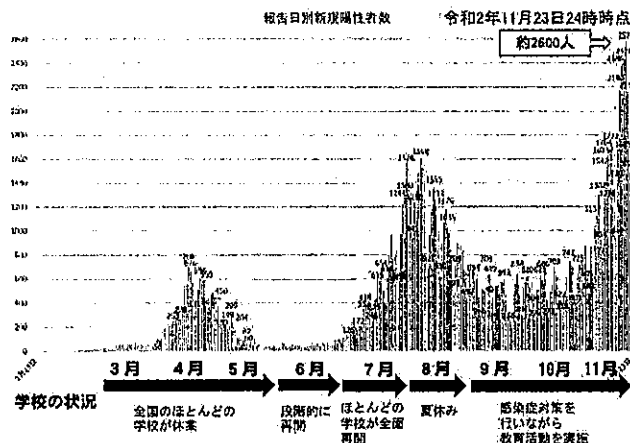
このことに関しては、これまでの医学的知見から、小児は成人に比べて感染しにくい可能性が示唆されています¹が、加えて、各学校における感染拡大防止のための日々の工夫や努力によるところも大きいと考えています。現在の感染状況を踏まえ、引き続き学校での適切な対策により感染拡大を抑えられるよう、取組を継続していただくようお願いします。

これまでの感染事例について、感染経路や学校関係者への広がり状況をみると、次のとおりです。



¹ 小児のコロナウイルス感染症2019(COVID-19)に関する医学的知見の現状(日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会 2020年11月11日 第2報)

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向



(1) 児童生徒の感染状況

感染経路は小学生の73% (1,252人中916人) が「家庭内感染」である一方、高校生は「感染経路不明」が35% (1,224人中431人) と最も多くなっています。高等学校においては、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう、学校においてしっかりと指導する必要があります。

<表 児童生徒の感染状況> 6月1日～11月25日までに文部科学省に報告があったもの

児童生徒 (小中高)	感染者数	感染経路判明										感染経路不明	
		有症状者数 (※)	家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外の活動・交流等		海外からの帰国				
小学校	1252	434	35%	916	73%	76	6%	132	11%	3	0%	121	10%
中学校	782	411	53%	504	64%	75	10%	61	8%	2	0%	139	18%
高等学校	1224	757	63%	388	32%	293	24%	110	9%	2	0%	431	35%
特別支援学校	45	19	42%	16	36%	1	2%	17	38%	0	0%	11	24%
合計	3303	1631	49%	1824	55%	445	13%	320	10%	7	0%	702	21%

(※) うち重症者は0人

注：義務教育学校及び中等教育学校については、小学校・中学校・高等学校のうち相当する学校段階に振り分けている。

(2) 教職員の感染状況

感染経路は、「不明」が63% (471人中299人)、「学校内感染」は、10% (471人中48人) でした。

<表 教職員の感染状況>													
6月1日～11月25日までに文部科学省に報告があったもの													
教職員 (小中高)	感染者数	感染経路判明											
		有症状者数 (※)	家庭内感染		学校内感染		家庭・学校以外の 活動・交流等		海外からの 帰国		感染経路不明		
小学校	169	124	73%	23	14%	24	14%	26	15%	0	0%	96	57%
中学校	121	100	83%	20	17%	9	7%	10	8%	0	0%	82	68%
高等学校	145	113	78%	18	12%	13	9%	19	13%	0	0%	95	66%
特別支援学校	36	31	86%	4	11%	2	6%	4	11%	0	0%	26	72%
合計	471	368	78%	65	14%	48	10%	59	13%	0	0%	299	63%
(※) うち重症者は1人													

(3) 同一の学校において複数の感染者が確認された事例²⁾の状況

① 5人以上の感染者が確認された事例の内訳等

「学校内感染」及び「感染経路不明」を含め、同一の学校において複数の感染者が確認された事例は262件あり、このうち、5人以上確認された事例は61件でした。

さらに、この61件の内訳をみると、小学校12件、中学校11件、高等学校36件、特別支援学校2件でした。5人以上の感染者が確認された学校の割合は、小学校では0.06%、中学校では0.11%、高等学校では0.75%、特別支援学校では0.19%であり、発生率は高等学校では高く、小学校では低い状況でした。

高等学校では、学校内でも、教員の直接的な監督下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、感染対策について生徒自ら留意するよう、指導する必要があります。

<表 同一の学校において複数の感染者が確認された事例> 6月1日～11月25日までに文部科学省に報告があったもの

学校種	発生件数	感染者数					
		2人	3人以上5人未満	5人以上10人未満	10人以上20人未満	20人以上	
小学校	71	40	56%	19	27%	8	11%
中学校	71	43	61%	17	24%	9	13%
高等学校	114	49	43%	29	25%	25	22%
特別支援学校	6	3	50%	1	17%	2	33%
合計	262	135	52%	66	25%	44	17%

²⁾ 複数の感染者が同時期に確認されたものをいいます。ただし、同じ学校に通う兄弟姉妹が家庭内で感染した場合や、それぞれの家庭内で感染した児童生徒が同一学校にいる場合などを除いています。

<表 5人以上の発生状況等> 6月1日～11月25日までに文部科学省に報告があったもの		
	5人以上の感染者が	
	発生した校数	学校数に占める割合 (%)
小学校	12	0.06
中学校	11	0.11
高等学校	36	0.75
特別支援学校	2	0.19
合計	61	0.17

⑩10人以上の感染者が確認された事例の分析

前回のマニュアル改訂（9月3日）以降の10人以上の感染者が確認された事例を分析すると、これまでの状況と同様、高等学校での割合が高くなっており、感染の場面は部活動と学級が混在している事例が多く見られます。引き続き、高校生に対する基本的な感染症対策の徹底とともに、部活動においても十分な配慮をお願いします。

<表 10人以上の感染者が確認された事例の詳細（9月3日～11月25日）>					
No	校種	感染者数 (人)	教職員 (人)	児童生徒 (人)	考えられる主な感染の場面
1	小学校	27	5	22	学級
2	小学校	21	12	9	教員間・複数の学級
3	中学校	24	4	20	部活動・複数の学級
4	高等学校	16	1	15	学級・部活動が混在
5	高等学校	22	1	21	学級・部活動が混在
6	高等学校	16	0	16	学級
7	高等学校	12	1	11	学級・学年
8	高等学校	10	1	9	関連なし

※最初の感染者の陽性判明日が9月3日以降の事例

(4) 幼稚園関係者の感染状況

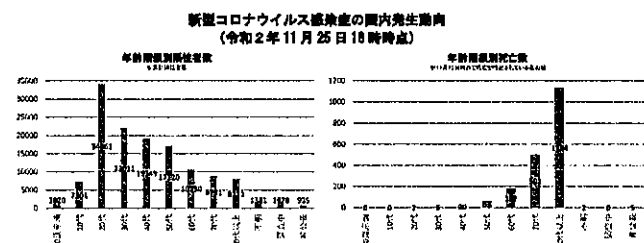
幼稚園については、幼児127人、教職員79人の感染の報告がありました。

<表 幼稚園の幼児及び教職員の感染状況> 6月1日～11月25日までに文部科学省に報告があったもの									
幼稚園	感染者数	感染経路判明						感染経路不明	
		有症状者数 (※)	家庭内感染	学校内感染	家庭・学校以外 の活動・交際等	海外からの 帰国			
幼児	127	46 (36%)	89 (70%)	16 (13%)	9 (7%)	0 (0%)	13 (10%)		
教職員	79	64 (81%)	9 (11%)	12 (15%)	13 (16%)	0 (0%)	45 (57%)		

(※) うち重症者は0人

2. 新型コロナウイルス感染症の年代別の罹患率等

新型コロナウイルス感染症が国内で発生してからこれまでの累積データによれば、10歳未満及び10代では、罹患率が他の年代と比べ低くなっており、これらの年代での発症割合、重症割合は、ともに小さいとされています。15歳未満の罹患率が最も高い季節性インフルエンザとは、感染しやすい層の傾向が大きく異なる状況と考えられますが、本感染症は未だ不明な点も多く、引き続き十分注意する必要があります。

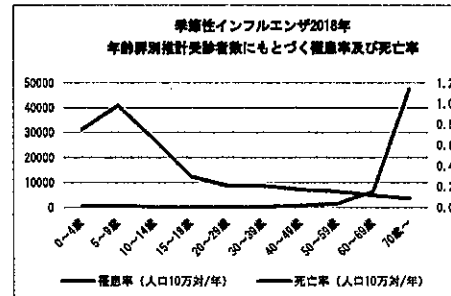


【重症者割合】
年齢階級別にみた重症者数の入院治療等を要する陽性者数に対する割合（累積ではなく、11月25日時点の数）

【死亡率】
年齢階級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合

全体	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	全体	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
1.6	0.0	0.1	0.0	0.2	0.7	1.8	8.7	5.7	3.1	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	1.7	5.7	14.0

(注) これらの分析は年齢階級や入院退院の状況など陽性者の個別の状況について、都道府県等から当局が情報を得られたものを集計しており、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げた陽性者数・死亡者数・重症者数とは一致しない。



(注) ここで示す罹患率は、感染症発生動向調査定点サーベイランス（インフルエンザ）2018年第36週～2019年第35週報告を元に推計された「インフルエンザ推計受診者数」にもとづく罹患率である。医療機関に受診した患者に基づく推計であるため、季節性インフルエンザの罹患率全体を捉えた罹患率ではない。また、医療機関への受診行動等が年齢層毎に異なる可能性もあるため、解釈には注意が必要である。死亡数は平成30年人口動態統計第1表-1における死因ICD-10コードがJ10（その他のインフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ）およびJ11（インフルエンザ、インフルエンザウイルスが分離されないもの）に限定した。人口は人口推計毎月1日現在人口2018年10月確定値（総人口）による。死亡率は、年齢層毎に、死亡数を人口で除した値である。

3 小児は成人に比べて、新型コロナウイルスが付着するACE-2受容体の発現が少なく、このことが感染のしにくさに影響していることが示唆されています（「小児のコロナウイルス感染症2019（COVID-19）に関する医学的知見の現状（日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会 2020年11月11日 第2報）」）。

3. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

これまでの事例からみる限りでは、学校関係者（幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします）・教職員）に感染者がいたとしても、本マニュアルにしたがって感染症対策を行っていた場合には、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができると考えられます。

一方、海外では感染症対策が不十分であったサマーキャンプで小中学校の年代に相当する子供の間での集団感染が確認されていたり、我が国においても、感染症対策が不十分な場合には、同一部活動に所属し寮生活を共にする高等学校や大学において、大規模な感染者集団が発生する事例が確認されていたりします。このことから、気を緩めることなく感染対策を今後もしっかりと行っていく必要があります。

学校では、「3つの密」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

なお、地域で感染経路の不明な感染者が増加しているなど、警戒度を上げなければならない場合であっても、特に小学校及び中学校については、家庭内感染が大部分であることを踏まえれば、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合を取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、学びの保障や心身への影響の観点から、避けるべきと考えます⁴。

中学生・高校生については、家庭内以外の感染も増えてきていることから、地域の感染拡大状況に応じて、例えばマスクを着用しないで行う感染リスクの高い活動を一時的に制限するなど、生徒の発達段階に合わせた柔軟な対応を検討してください。なお、地域の社会経済活動全体の制限に併せて学

⁴ 報道によれば、米国ジョージア州で6月に開かれたサマーキャンプで、参加した子供及びスタッフ計597人中少なくとも260人の感染が確認されたことを、米疾病対策センターが7月31日に発表しました。キャンプ主催者は、スタッフのみにしかマスク着用を義務付けていなかったとされていますが、一方で、参加者全員が到着前12日以内のウイルス検査で陰性だったことの証明を義務付ける州当局の命令は遵守していたと報じられています。

⁵ ここでは、学校内の感染者の有無にかかわらず地域一斉の臨時休業を行うことについて述べています。学校関係者の感染が判明した場合については、第4章「3. 臨時休業の判断について」を参照してください（その場合でも、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行うのではなく、学校内に広く感染が広がっている可能性が高いような場合に、必要な範囲での臨時休業を行います）。

校の臨時休業を検討する場合においても、分散登校及びオンライン学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組んでください。

また、どんなに感染症対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での教育委員会と衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。また、新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に置かれた「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の「議論のとりまとめ」においても、差別・偏見等の防止に向けた取組の強化について挙げられているところです。

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージ（別添資料12）を公表したほか、子供たちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成しています（別添資料13「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト」）。

これらを、適宜学校での指導等に活用し、差別・偏見等の防止に向けた取組を進めていただくようお願いします。また、保護者や地域社会への啓発も大切ですので、教育委員会等と学校が連携して取り組んでいただくようお願いします。



https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html#project

⁶ 北九州市教育委員会や徳島県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関連する差別、偏見等の防止のため人権啓発動画を作成しています。

https://www.youtube.com/watch?v=bA8M_2fWOPk（北九州市教育委員会）

<https://www.youtube.com/watch?v=Bs9PjK38zI&feature=youtu.be>（徳島県教育委員会）

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日・6月19日改訂) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
 - ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、声かけなくともマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - ☐ 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
 - ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳密にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 乗降したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒、口拭きエチケットの徹底
- ☐ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避(密集、密着、密閉)
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、休息等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。突然又は重篤の症状がある場合は無理せず自宅療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数で済む時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画を立てて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ ずれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 強い筋力での長居は避ける
- ☐ 歌や応援は、十分な距離でオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 乗っている時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座る
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお箸の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 食事はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 地域ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

4. 地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」とします。)に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏(主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する)におけるまん延状況により判断することが重要です⁷⁾。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません(第4章参照)。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細かに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続することが重要です。このような考えから、地域の感染状況に応じた行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、11月25日時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

⁷⁾ 4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では、「現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。」と述べられています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

レベル	感染リスク	感染リスク	感染リスク
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	感染リスクの低い活動から徐々に実施	感染リスクの高い活動を停止
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(参考)

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言(※)における分類		
レベル3	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	(病院内クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることとを避けるための対応が必要な状況。)
レベル2	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	(ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染急増が顕著し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。)
	ステージⅡ	感染者の急増及び医療提供体制への負荷が著しくなる段階	(3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染急増が顕著し、重症者が発生し始める。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も立行して実施する中で、医療提供体制の負荷が著しく増える。)
レベル1	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年9月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言)

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

＜公立学校(大学以外)の場合の判断プロセスの一例＞

- ① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」(公益財団法人日本学校保健会が運営)を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。
- ② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。
- ③ 教育委員会は、首長(知事または市区町村長)とも地域区分について相談する。
- ④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日(金))から抜粋
https://www.cas.go.jp/jp/saishaku/fui/bunkakai/kongo_soutel_taisaku.pdf

目標：医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で；
①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最少化。
②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる。

ステージII 感染者の増進及び医療提供体制への負荷が著化する段階

③密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、感染者が激増し、重症者が後々に増加していく。このため、保険所などの公費発生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に比べて重症以外の一般医療も並行して実況する中で、医療提供体制への負荷が著化する。

感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を招けるための対応が必要な段階

ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することと見られるための対応が必要な状況。

調子へき筋線
(F8)を
実施

○ その際、都市部と地方部では医療提供体制をはじめ様々な環境が異なるため、「新規報告数が多い都市部」においては「医療提供体制に関する指標」をより重視し、「地方部」においては「感染の状況に関する指標」を重視するなど、地域の実情に応じて判断することが必要である。

また、「医療提供体制が脆弱な地方部」においては、これらの指標に満たない段階で、積極的に対策を講じる必要がある。

以下の指標は目安であり、また、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、国や都道府県はこれらの指標を総合的に判断していただきたい。また、都道府県独自に積極的な対応を行うことを期待したい。

[illegible]

⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

(※本「ステージII」で取り組むことを推奨して頂きたい事項/「ステージI」, IIでも取り組んで頂きたいが、「ステージII」で更に徹底して頂きたい事項)
以下の推奨については、同一業内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステージIIに達する前から、積極的に取り組んでいたことも重要である。

メリバリの利いた接触機会の低減

ステージⅣで講ずべき施策の提案

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- 役割等での強力な推進は必要では機嫌への配慮をできるだけ回避。

- クラスタ対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- 疫学調査の簡略化。

- 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。
(高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用、追加開設。

- 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

(1) 教育委員会等の役割

④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などととも、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、スクール・サポート・スタッフや地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

6. 家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染と言われています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。また、PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

また、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要があります。引き続き、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底し、寒い環境においても、可能な限り常時換気に努めるようお願いします。

（必ずしも窓を広く開ける必要はありません。また、常時換気が難しい場合は、こまめに換気してください。二段階換気（3.（1）⑦イ）に後述）も、室温変化を抑えるのに有効です。）

なお、冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となりますが、マスクを着用している場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組みましょう。

1. 児童生徒等への指導

学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなります。そのため、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを覆く際の清潔なビニールや布等



2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校させないようにしてください）。このためには、保護者の理解と協力を得ることが不可欠となります。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

② 登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」⁹などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体

⁹ 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

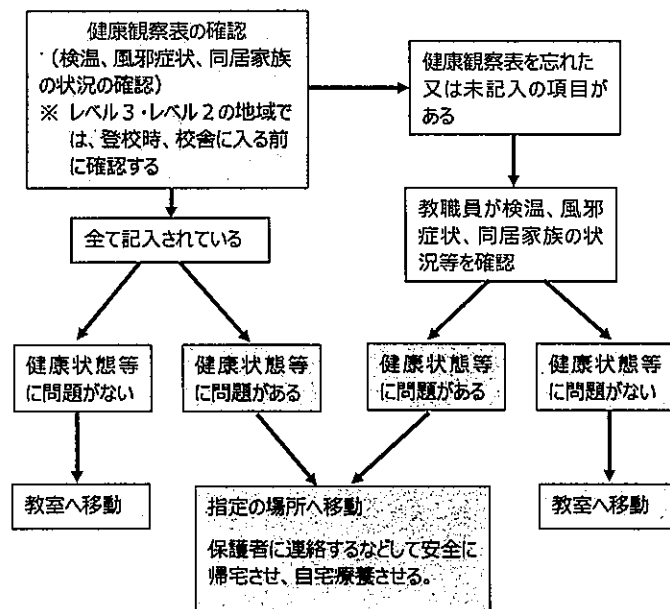
で体制を整備することが必要です。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



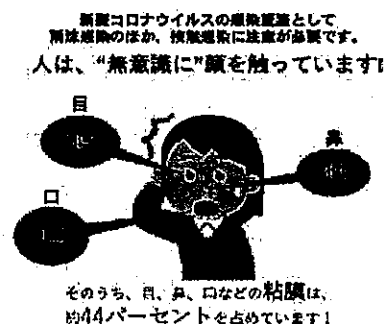
(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③清掃・消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるとのおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。
したがって、予防に努めることが重要である。（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））



①手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも徹底されるようにします。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。

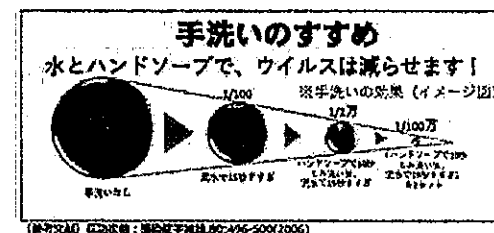


石けんやハンドソープで30秒もみ洗い後、流水で15秒すすぐべし。

手洗い		標準ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで30秒もみ洗い後、流水で15秒すすぐべし	1回 2分 30秒	約0.01% （無菌）
	2回 2分 30秒	約0.0001% （無菌）

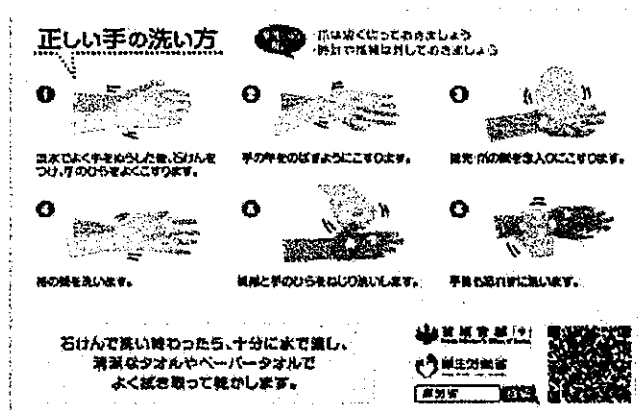
石けんやハンドソープで30秒もみ洗い後、流水で15秒すすぐべし。十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

1000000 100000 10000 1000 100 10 1 0.1 0.01 0.001 0.0001 0.00001



手洗いの6つのタイミング





②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③清掃・消毒

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありませんが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

このため、下記の「1）普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにしましょう。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えないと考えます。また、スクール・サポート・スタッフや地域学校協働本部による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられます。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要ですが、実施する場合には、極力、教員ではなく、外部人材の活用や業務委託を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要です。

学校の設置者及び学校長は、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、下記の「1）普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ過度な消毒とならないよう、十分な配慮が必要です。

1）普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認します。⁹
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。

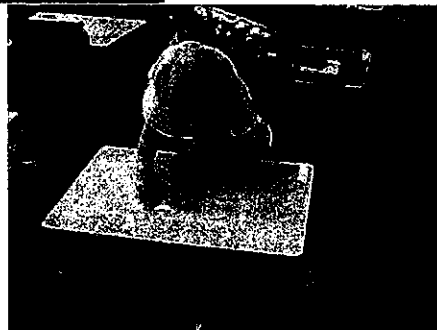
⁹ 「消毒」は、「医薬品、医薬部外品」の製品に記され、「医薬品、医薬部外品」以外の製品には「除菌」と記されていますが、「除菌」と記載された製品でも実際には細菌やウイルスを無毒化できる製品もあります（一部の洗剤や漂白剤など）。

本マニュアルでは、細菌やウイルスを無毒化することを「消毒」として記載しています。

¹⁰ 「（参考）消毒の方法及び主な留意事項について」（後掲）参照

- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ありませんが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能です。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導します。

（参考）児童が下校時に自分の机を清掃している様子



2) 消毒の方法等について

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用します。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等¹¹や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用してください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）¹²
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・換気を十分に行います。

3) 感染者が発生した場合の消毒について

- ・児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。
- ・また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。¹³
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており¹⁴、消

¹¹ 別添資料8～11参照。

¹² 「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

¹³ 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

¹⁴ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイル

毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

- ・消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。



スは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsuite/bunva/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について

	消毒用エタノール	一般の界面活性剤	次亜塩素酸ナトリウム 別添資料9	次亜塩素酸水 別添資料10
使用 方法	・消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	【住宅・家具用洗剤】 ・製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 ・布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする	・0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる(材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 ・作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照(別添資料10)	【拭き掃除】 ・製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく(元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい) ・十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす ・少し時間をおき(20秒以上)、きれいな布やペーパーで拭き取る
主な 留意事項	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする			
	・引火性があるもので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う	・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(別添資料8)	・必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない ・換気を十分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない	・パンフレット「次亜塩素酸水を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照(別添資料11)

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

・別添資料9

「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト(2020年11月26日版)」(独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>))において随時更新

※ 「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。

電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多数が集まる密集場所
- ・ 間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましいとされます。

緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向については、政府において下記のとおり分析されています。学校においても、「3密」と「大声」に注意することが必要です。

緊急事態宣言解除以降の感染拡大の傾向

（厚生労働省 第4回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和2年7月30日）資料より一部抜粋）

（略）

- ・ これまで実際に感染が起きた場所は様々（例えば、劇場や接待を伴う飲食店など）であるが、それらの場所に共通する条件、すなわち感染リスクが高かった環境は、宣言解除前と同様に、いわゆる「3密」と「大声」であった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、「飛沫感染」及び「接触感染」が主たる感染経路と考えられてきたが、わが国においては、2月に基本方針を策定した頃から、いわゆる「3密」の条件における「飛沫感染」や「接触感染」では説明できない感染経路を指摘し、対策に取り組んできた。
- ・ 「3密」と「大声」に関連する感染経路として、最近になっていわゆる「マイクロ飛沫感染」が世界的にも重要と認識されてきている。
- ・ 様々な状況証拠から「3密」と「大声」の環境においては、「飛沫感染」や「接触感染」に加えて、「マイクロ飛沫感染」が起こりやすいものと考えられている。
- ・ 一方で、屋外を歩いたり、感染対策のとられている店舗での買い物や食事、十分に換気された電車での通勤・通学で、「マイクロ飛沫感染」が起きる可能性は限定的と考えられる。

注）「飛沫感染」とは、咳や会話により発せられた飛沫を吸い込む感染経路であり、通常2m以内の距離の人に感染が起こる。一方、「マイクロ飛沫感染」とは、微細な飛沫である5μm未満の粒子が、換気の悪い密閉空間において空気中に漂い、少し離れた距離や長い時間において感染が起こる感染経路である。なお、いわゆる「空気感染」は結核菌や麻疹ウイルスで認められており、より小さな飛沫が例えば空調などを通じて長い距離でも感染が起こり得る。「マイクロ飛沫感染」と「空気感染」とは異なる概念であることに留意が必要である。

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター（集団）の発生を防止することが重要です。イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省

(1)「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の方法が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談します。

①常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられます。また、廊下の窓も開けることも必要です。

②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にしましょう。

③窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮します。

④体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

⑤エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

⑥換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。換気設備の換気能力を確認することも必要です。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

⑦冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組む必要があります。気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします）。

イ）室温低下による健康被害の防止

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応しましょう。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効です。

ロ）地域の気候条件に応じた換気方法

換気の方法については、地域の気候等に応じた方法がある場合があります。北海道では寒冷地の気候を踏まえた換気の方法を作成しています（別添資料14）。それぞれの気候条件に応じて、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師に相談してください。

ハ）機器による二酸化炭素濃度の計測

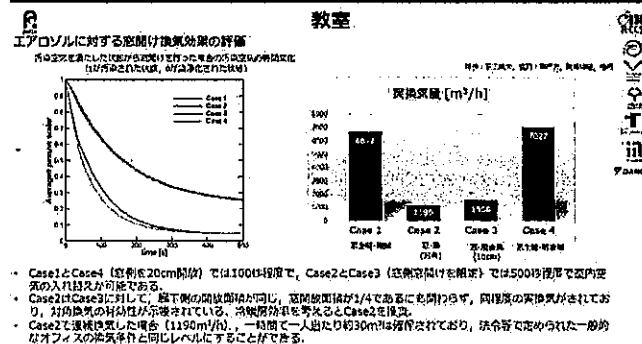
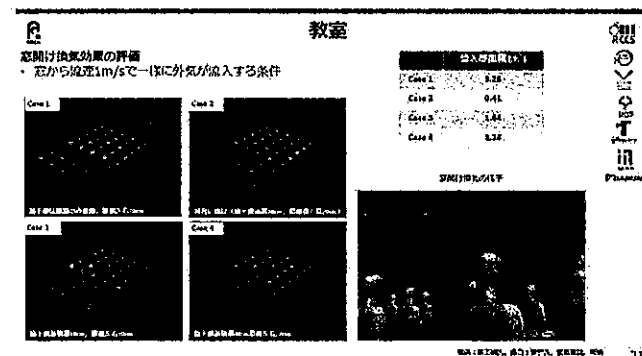
十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師の支援を得つつ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが可能です。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をしてください。

(参考) 学校の教室における窓開け換気効率の評価¹⁵

(スーパーコンピュータ「富岳」によるシミュレーション)

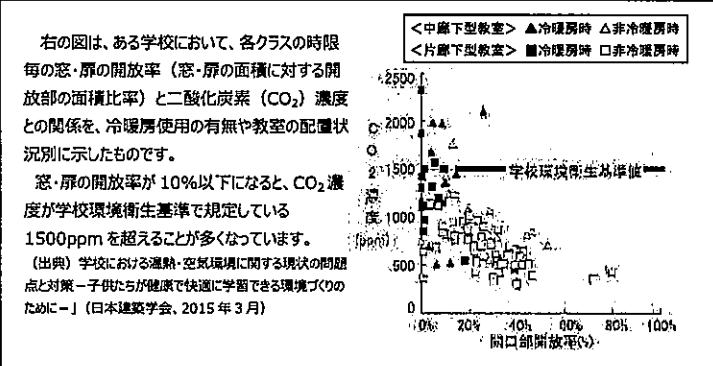
公立学校モデル(生徒 40 人、教室 8m×8m、エアコン使用時)を対象に、エアロゾル感染のリスク評価を行ったところ、以下のような結果が得られた。

- ・短時間で換気を行う場合(30 分に一回などの換気を想定)には、扉や窓を広く開けることが短時間で換気に有効(モデル例の設定条件下では、各窓左右 20 cm 開放かつ廊下側欄間全開(または前後扉 40 cm 開放)で、100 秒程度で室内空気の入れ替えができた)。
- ・他方、常時換気を行う場合には、扉や窓を狭く開けたとしても、廊下側と窓側を対角に開ける方法をとることにより、効率よく換気ができる(モデル例の設定条件下では、廊下側・窓側とも 20cm 程度の開放で、法令等で定められる一般的なオフィスの換気レベルを満たすことができる)。



¹⁵ 令和 2 年 8 月 24 日発表「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」(課題代表者 理化学研究所/神戸大学 坪倉誠)
<https://www.r-ccs.riken.jp/fugaku/corona/projects/tsubokura.html>

(参考) 学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例



(2) 「密集」の回避(身体的距離の確保)

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ 2 メートル(最低 1 メートル) 空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域であっても、学校は「3 つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3 つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル 3 の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル 1 及びレベル 2 の地域では、施設等の制約から 1 メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3 つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル 3 地域】

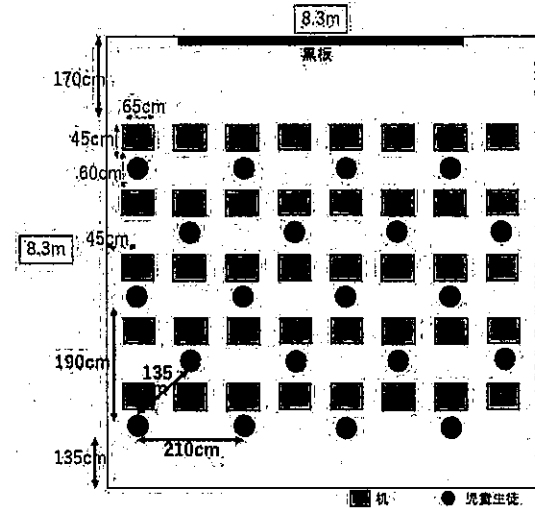
児童生徒の間隔を可能な限り 2 メートル(最低 1 メートル) 確保するように座席を配置します。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を 2 つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

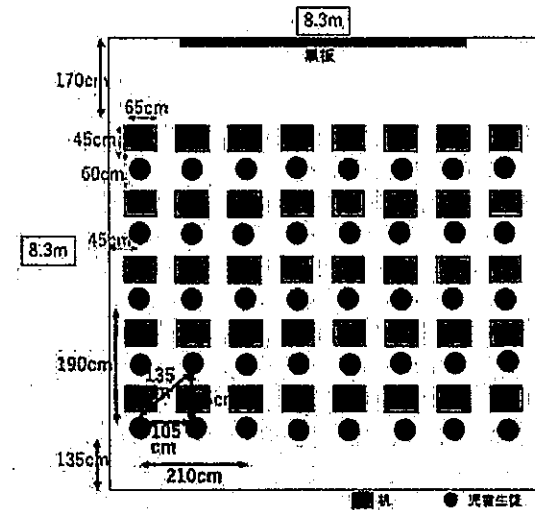
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状態や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。

(参考) レベル3地域 (1クラス20人の例)



(参考) レベル1・2地域 (1クラス40人の例)



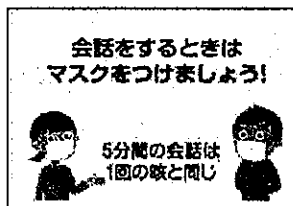
(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられます。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。

- 1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。



2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）¹⁶が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外してください。（暑さ指数（WBGT）は環境省ウェブサイト <https://www.wbgt.env.go.jp/> で提供）

※夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいです¹⁷が、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリス

¹⁶ 暑さ指数（WBGT）とは、気温・湿度・輻射熱の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標で、熱中症の発生と関連しています。

¹⁷ 別添資料6（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和2年5月27日））参照

クや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

配慮事項等については別添資料2（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を参照してください。

（参考）フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。¹⁸フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにします。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離をとりながら行います。

（参考）正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



やってみよう「新型コロナウイルス感染症対策みんなでできること（動画）」
新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。
マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。
クレントの鈴木優貴と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が

¹⁸ 「第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年10月23日）」配布資料 <https://www.cas.go.jp/jp/scisaku/ful/bunkakai/corona12.pdf>

付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

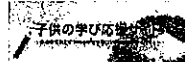
（検索方法）

・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索してください。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

④手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。



https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

（1）医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。

医療的ケア児の登校に当たって、学校は、事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて、学校医等に相談し、十分安全に配慮します。

その際、「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について（令和2年6月19日付け事務連絡）」¹⁹を参考にしてください。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等²⁰（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

なお、障害のある幼児児童生徒への指導等を行う際の考え方については、

¹⁹ 「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について（令和2年6月19日付け事務連絡）」 https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_tokubetu02-000007449_02.pdf

²⁰ 結核病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和２年度６月１９日版）」²¹も御参照ください。

（２）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能です。

５．出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第１９条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。（第４章２．（１）②参照）

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります（第２章２．（１）①及び第４章２．（２）参照）。感染がまん延している地域（レベル２や３の感染状況の段階である地域）においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります（第２章２．（１）①参照）。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合（第２章４．（１）参照）及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに

合理的な理由があると校長が判断する場合（第２章４．（２）参照）には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です（幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載）。

（参考）出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第１９条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル２や３の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

６．教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「２．基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。

また、教職員については、休みをとりやすい職場環境も重要です。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効です。

²¹ 「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和２年度６月１９日版）」https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

さらに、教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられるとともに、ICTを活用したテレワークの実施については、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」（2文科初第154号令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）²²の3（2）を参照してください。

なお、文部科学省において、事例集²³も作成しています。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

²² 「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）」（2文科初第154号令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）https://www.mext.go.jp/content/20200421-mxt_kouhou01-000004520_6.pdf

²³ https://www.mext.go.jp/content/20200527-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭・技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル2地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしな

いこと。

- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとしてください。
- ・ 水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））を参照してください。
- ・ 教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル1地域】

上記の「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられま

す。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル3地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル2地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要です。

【レベル1地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

（全体を通じての留意事項）

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・ 運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のほか、別添資料15「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を参照すること。

3. 給食等の食事をとる場面

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業

期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例²⁴などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと思われる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫してください。食事後の飲談時には必ずマスクを着用します。

【レベル3地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。²⁵

²⁴ 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日事務連絡）

²⁵ 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（2文科初第222号令和2年5月1日）（抜粋）

（4）学校給食（昼食提供）の工夫について

（略）なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる

【レベル2地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル1地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

4. 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人全国学校図書館協議会によって「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン」²⁶（令和2年5月14日策定）が作成されていますので、参考にしてください。

5. 清掃活動

・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

6. 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル3地域・レベル2地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、

廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・また、夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導します。²⁷小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行います。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導します。
- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

・スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わ

²⁶ <https://www.j-sla.or.jp/pdfs/sla-guideline20200619.pdf>

²⁷ <「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント>※「特に熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々はより注意する必要がある」とされています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/scisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

せること

- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

8. 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はなく、当該年度末日までの実施としています）。

令和2年度の健康診断をまだ実施していない学校は、学校医等と相談し、感染防止に配慮した上で、令和2年度末日までに実施してください。

健康診断の実施に当たっては、感染症対策の観点で、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。（別添資料4 事務連絡参照）

9. 修学旅行等における感染症対策

修学旅行における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引

き」²⁸等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて行ってください。

その他、遠足・集団宿泊の行事、旅行・集団宿泊の行事を実施するに当たっても、上記手引きを参考にしてください。

²⁸ 一般社団法人日本旅行業協会 HP「新型コロナウイルス感染症関連情報」参照
<https://www.jata-net.or.jp/virus/>

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないように十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされています。これを踏まえ、学校設置者は、都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」²⁹（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。下記の（参考）や次頁を参照いただき、未加入の学校設置者におかれては、ぜひ加入するようお願いします。

（参考）「学校等欠席者・感染症情報システム」について

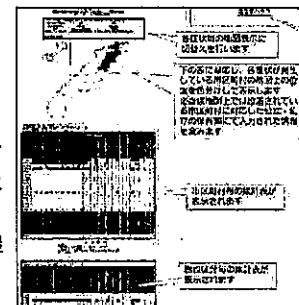
「学校等欠席者・感染症情報システム」は、新型コロナウイルス感染症に限らず、子供たちを様々な感染症から守るリアルタイムサーベイランスシステムです。学校において子供たちの欠席情報を毎日入力することで、地域の感染症の発生状況をリアルタイムに把握し、関係機関が情報を共有できるシステムで、早期の感染症対策に役立てることができます。



「学校等欠席者・感染症情報システム」のメリット

メリット① 早期探知

- ・ 感染症による欠席者情報を日々入力してデータ化することで感染症の流行を早期に発見することができます。
- ・ これらの情報が地図上で色分けされて表示され、教育委員会や学校、保健所において、周辺地域の学校の臨時休業や出席停止等の状況をリアルタイムに把握することができます。



（日本学校保健会「学校等欠席者・感染症情報システム実習資料」より抜粋）

メリット② 情報共有

- ・ 登録された関係者メールアドレスに欠席者急増時、学級閉鎖等発生時にアラートメールが送信され、教育委員会・保健所・学校医等の関係機関が感染症の発生状況をリアルタイムに把握して、情報を共有することができます。

メリット③ 省力化

- ・ 出席停止報告、出席停止月報、臨時休業報告の届け出書類をオンラインで送付することができ、ペーパーレスと担当者の負担軽減に役立ちます。
- ・ 校務支援システムに入力した欠席情報との重複入力を避けるため、校務支援システムから本システムにデータを転送する仕組みについても検討中です。

メリット④ データ活用

- ・ 入力データが保存されるので、集計表やグラフを作成して感染症対策に活用できます。

※（公財）日本学校保健会が申込みを受け付けております。施設単位ではなく、地方自治体の主管課がとりまとめて申し込んでください。（利用料は無料）
<https://www.gakkohoken.jp/system-information/archives/15>

²⁹ 日本学校保健会が運営。 <https://www.gakkohoken.jp/system-information/archives/15>

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

③校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまた

は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。³⁰

なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており³¹、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行います。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。

(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

³⁰ 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」
(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

³¹ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qs_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

3. 臨時休業の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、以下の通り判断します。

- ① 学校は設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況について伝えます。この情報を踏まえ、設置者は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、学校及び設置者は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力します。
- ② 同時に、校長は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとります。感染者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。
- ③ 加えて、保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取ります。
- ④ これにとどまらず、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、設置者が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断します。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられます。

これ以外の場合には、学校教育活動を継続しますが、第3章も参考としつつ、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を上げる工夫も考えられます。

なお、本マニュアルのVer.4（2020.9.3 発出版）までにおいては、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示していましたが、

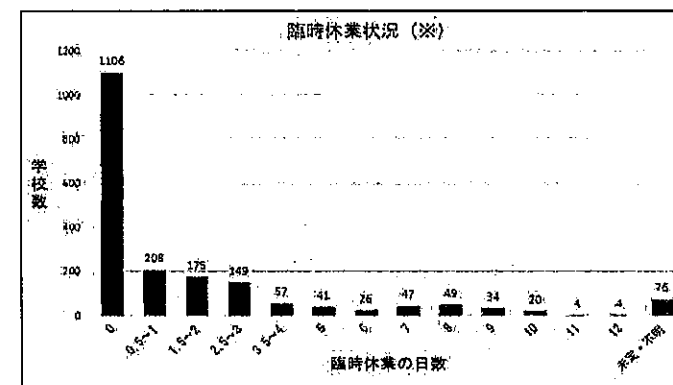
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること
- ・基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、（学校以外の）他の社会経済活動では、

感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと

- ・10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと
- ・感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが（10月には54%）、これまで学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり（感染者が1人でとどまった事例が大部分であり（約78%（1,996件中1,552件））、逆に大きく広がった事例は限られていること（5名以上の事例は約2.6%（1,996件中52件））³²

等の状況を踏まえ、この対応を見直し、臨時休業を直に行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしました。（必要があれば、いつでも文部科学省にご相談ください。）

実際に、学校現場における運用状況を見ると、感染者が発生した学校1,996校のうち、臨時休業を実施しなかった学校が55%（1,106校）、学校全体の臨時休業を行った学校が26%（517校）、特定の学年・学級の臨時休業を行った学校³³が15%（297校）となっています。



※学校全体の休業及び一部（学級、学年）の休業を集計。
※8/17～11/25に文部科学省に報告があった学校数（学校種：小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校）

³² 同一校内の感染を把握できるよう、文部科学省の集計フォームで感染者の在籍校名も記入する方式に改めた8/17以降、11/25までの累積データ。

³³ 最初は学校全体で臨時休業を始めたが、途中から特定の学年・学級に限った休業に切り替えた学校数（128校）も含む。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止等】

学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、

- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況も伝える。
- ・感染者が児童生徒の場合、学校保健安全法第 19 条に基づく**出席停止措置**。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。



【設置者から保健所に相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に相談。



【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。
学校及び設置者は、上記調査に協力。



【設置者が臨時休業の可否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の可否を検討。

右以外の場合

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

・学校教育活動を継続
※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
・濃厚接触者がいる場合には、
濃厚接触者が児童生徒の場合、**出席停止措置**。
濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の**臨時休業**

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合のイメージ（例）
・家庭内感染ではない感染者が、複数発生
・感染者が不特定多数との間で、マスク着用なしで、近距離での接触があった

（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の可否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の实情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル3の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル1及びレベル2の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条 9 項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第 24 条第 7 項等に基づき必要な措置を講ずることの要請をできるようになります。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、事実上の臨時休業の協力要請を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第36条第6項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の居住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。

また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、
 - ・ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。³⁴
 - ・ 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。等の配慮等が考えられます。
2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、
 - ・ 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
 - ・ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
 - ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
 - ・ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。
3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

³⁴ 厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q6-5

第6章 寮や寄宿舎における感染症対策

寮や寄宿舎は児童生徒が集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいと考えられます。学校の設置者及び寮、寄宿舎の運営に関わる関係者は、寮内での感染拡大は起こりうるものと想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意をしておく必要があります。

1. 居室における感染症対策

- ・ 居室は定期的に窓を開けて換気を行う。
- ・ 居室を2人以上の共用としている場合、居室内でも常時マスク着用を求めることは現実的ではないため、咳エチケットの徹底と近距離での大声での会話を避ける。
- ・ 自室以外の居室を訪れる際はマスクを着用する。

2. 共用スペースにおける感染対策

(基本的な考え方)

- ・ 飛沫感染を避けるため、共用スペースを利用する際はマスクを着用する。
- ・ 換気をこまめに行う。窓や換気装置のない場所では扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作る。
- ・ 施設設備（食堂や浴室等）の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限するなど、密を避けるようにする。
- ・ 地域での流行状況や施設内での有症状者の発生状況などに応じて、共用スペースの利用そのものの使用制限も検討する。

1) 食堂

- ・ 食堂の使用前後に手洗いをを行う。
- ・ 食卓は座席の間隔をあける。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的にわかるようにすることが望ましい。
- ・ 向かい合って着席しないように座席を配置する。
- ・ 大声での会話を控えるように指導する。
- ・ ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、以下の点に留意する。

①料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うこと

②マスクを着用すること

③料理のそばでは会話を控えること

- ・ 食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒する。

2) 浴室

- ・ 脱衣所、浴室内で、大声で話さないように注意する。
- ・ 浴槽の使用にリスクはないため、使用自体を制限する必要はない。
- ・ 浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒する。

3) トイレ

- ・ 使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用としない。個人のタオルや、ペーパータオルを使用する。
- ・ 定期的にドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所を消毒する。

4) その他

- ・ その他の共用設備（給水機、自動販売機など）や下駄箱、ドアノブなど複数の人が頻繁に触る部分は定期的な（1日数回）消毒を行うようにする。この場合、生徒等が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫が考えられる。
- ・ 清掃を生徒等が行う場合は、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにする。

3. その他の平時の対策

- ・ 管理者および居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・ 発熱や体調不良があるものは居室内（可能なら個室）に隔離する。ただし、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合²⁵、「4. 新型コロナウイルス感染症疑い例が発生した時の対応」に示す対応を行う。

²⁵ 発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの（「疑い例」という。）であり、例えば、以下のような場合が考えられます。流行地がどこか、また居住地での発生状況について判断が困難な場合は、学校医や保健所に相談してください。
・ 直近2週間以内に新型コロナウイルス感染症の流行地での行動歴や、新型コロナウイルス感染症と確定された者または疑われた者との接触歴がある

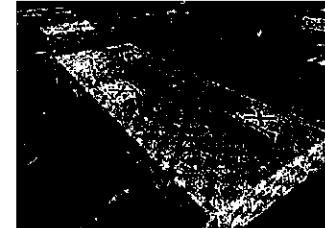
- ・発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮にすぐに症状がおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に確保し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととする。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談する。
- ・手指衛生は石けんと流水での手洗いを基本とし、手洗いが困難な場合は、アルコール70%以上（入手困難な場合は60%以上）を使用する。
- ・物品の消毒は、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要である。
- ・リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行う。

4. 新型コロナウイルス感染症疑い例[※]が発生した時の対応

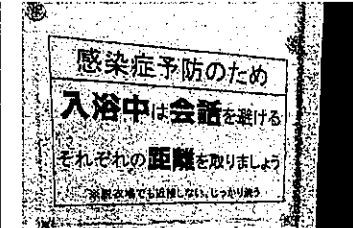
疑い例が寮、寄宿舎内で発生した場合、「3. その他の平時の対策」に加え、以下の対応を行う。

- ・濃厚接触者を減らす目的で、個室に隔離を行う。
- ・個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1m以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・疑い例はできる限り共用スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う。

（参考）寮における感染症対策例



食堂のテーブル（パーティション設置）



入浴時の注意喚起



食事の注意喚起



脱衣所（奥にサーキュレーター）

・居住地（寮の所在地を含む）において新型コロナウイルス感染症の市中感染により、多くの患者が報告されている状況にある

<本マニュアルに関する連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局健康教育・食育課(内2918、2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)

・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)

・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)

・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科の指導に関すること

・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)

・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)

・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)

文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)

・遠足・集団宿泊の行事、旅行・集団宿泊の行事について

初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

(職名は令和2年12月現在)

(五十音順)

市川 裕二	東京都立あきる野学園校長、全国特別支援学校校長会会長
川越 豊彦	前東京都荒川区立尾久八幡中学校統括校長、 前全日本中学校長会会長
喜名 朝博	東京都江東区立明治小学校統括校長、 全国連合小学校長会会長
清水 敏介	公益社団法人日本PTA全国協議会会長
萩原 聡	東京都立西高等学校統括校長、全国高等学校長協会会長
橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
道永 麻里	日本学校保健会副会長
吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校校長、 日本私立中学高等学校連合会会長

【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(令和2年2月～7月)関係者】

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
吉田 正樹	東京慈恵会医科大学感染症制御科教授
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授

また、次の方々に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。

高瀬川 由郷	新潟大学大学院医歯学総合研究科 十日町いきいきエイジング講座・特任教授
東川 勝哉	公益社団法人日本PTA全国協議会顧問

資料 1

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十三年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十三年政令第百七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十三年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三（略）

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二～三（略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

- 一 学校の名称
- 二 出席を停止させた理由及び期間
- 三 出席停止を指示した年月日
- 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数
- 五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成二十四年法律第三十一号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条

1～6（略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8（略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

2～6（略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

1～5（略）

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7（略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1（略）

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4（略）

資料 2

本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 1 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を 2 m 以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を 2 m 以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時には N 9 5 マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼吸が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を 2 m 以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼吸が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を 1 ～ 2 m 以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を 2 m 以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を 2 m 以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

資料 3

本事務連絡は、今年度における学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）の取扱いについて周知するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方を示しますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いします。

学校プールについては、学校環境衛生基準（平成 2 1 年文部科学省告示第 6 0 号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考えます。なお、このような対策を講じること

が困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えるようお願いします。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

また、屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。なお、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。

2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせる。

また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を 1 ～ 2 m 以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を 2 m 以上確保するよう指導すること。

3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は 2 m 以上を保つことができるよう、複数のクラスによる合同授業はなるべく避けること。

4. 授業中、児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。

5. 児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、パディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運

用すること。例えば、プールサイドで、児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2 m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。

6. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。併せて、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。
7. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
8. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
9. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～8.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～8.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

【本件担当】

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく健康診断の実施等について取扱いを示しますので、関係各位におかれましては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 担 当 課
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 本 部 事 務 局 担 当 課
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ども 園 主 管 課
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく
児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施については、以下のとおり取り扱うこととします。なお、感染の拡大の状況等も踏まえ、今後も文部科学省から、必要に応じて、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等

専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定ことも園主管課におかれては所管の認定ことも園及び城内の市区町村認定ことも園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

記

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第 13 条第 1 項）の実施について

児童生徒等の定期の健康診断は、毎学年、6 月 30 日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. 職員の定期の健康診断（同法第 15 条第 1 項）の実施について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（参考まで、現時点において厚生労働省が発出している通達を添付します）。

3. その他の留意事項

児童生徒等の定期の健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】

保健指導係

TEL：03-5253-4111（内線 2918）

【職員の健康診断に関すること】

企画調整係

TEL：03-5253-4111（内線 4950）

【新規】登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。

事務連絡
令和 2 年 5 月 13 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
御中
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の食に関する指導等について

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「Ⅰ. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月 17 日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）並びに令和 2 年 5 月 1 日付 2 文科初第 222 号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

地域の感染状況によっては臨時休業が一定期間続く可能性があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に係る食に関する指導等について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、城内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の

学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

記

1. 栄養教諭を核とした食に関する指導について

食に関する指導においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活などの指導が重要とされています。

については、例えば下記のような方法により、また適宜 ICT を活用するなどの工夫により、児童生徒に対する指導を行うことが考えられます。

- 適切な栄養摂取に関する知識や、児童生徒だけでも整えられる食事の作り方などに係る情報提供を行い、食事への興味・関心を深めるとともに、主体的な実践を促す。
- 養護教諭等と連携して、健康記録や食事記録をとるよう促し、併せて必要な指導を行うことなどにより、望ましい生活習慣を形成し、食に関する自己管理能力が身に付くようにする。
- 食事の準備や調理、後片付けを行う際の安全や衛生についても必要な情報提供を行い、児童生徒が自ら考え、徹底できるようにする。
- 家庭での食事が中心となることから、児童生徒に対する指導の充実と合わせて、家庭への働きかけや啓発活動等を行い、望ましい食習慣の形成が図られるようにする。
- 食物アレルギーを有する児童生徒や肥満・やせ傾向にある児童生徒など個別的な相談指導が必要な児童生徒に対しても、健康状態の確認や家庭の食事に関する助言などの必要な指導を行い、児童生徒の健康状態が改善するようにする。

2. 食事支援について

学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持っています。他方で、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を直接支える意義も持ち続けています。

臨時休業期間等において、この機会に家庭等において児童生徒とともに食を考え実践することも重要と考えられる一方で、必ずしもそのような状況に家庭や児童生徒が置かれていない場合もあることから、関係部局等と連携を図り、例えば下記のような工夫により、児童生徒に対する食事の支援を行うことが考えられます。いずれの場合においても、衛生管理には十分留意するとともに、栄養をはじめ食に関す

る指導と合わせて行うことで、その実施効果を高めることが重要です。

- 登校日や子供の居場所確保等の取組に当たり、学校給食の調理場や調理員を活用して学校給食に近い食事を提供したり、簡易な食事を提供したりする。
- 献立作成などに栄養教諭等が関わりながら、民間企業や子ども食堂の運営者等との連携・協力により、栄養バランスを考慮した食事を提供する。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

<参考資料>

- 各地域における取組事例
- 子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その 2）（令和 2 年 5 月 8 日付厚生労働省事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
食育推進係、学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線 2095、2694、3380）

熱中症事故の防止について、留意点をまとめましたので通知します。

2 教 参 学 第 1 号
令和 2 年 5 月 2 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長

三 好 圭

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長

滝 波 泰

(印影印刷)

熱中症事故の防止について (依頼)

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいています
が、別添 1 のとおり、昨年度も学校の管理下において 5 千件を超える熱中症事故
が発生しており、児童生徒が死亡する事案も生じています。

また、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休

業の影響により、学校再開直後から暑くなり始める時期を迎える学校もあるこ
とに加え、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏
季休業期間中に登校日を設けたりする自治体や学校も考えられることから、そ
の際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要があります。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、
適切に御対応いただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含
む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立
学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担
当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年
法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会
社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の
専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都
市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園
主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたしま
す。

記

1. 適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等について

熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩
分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適
切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状
が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適
切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動による
ものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中において
も発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣
れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件
により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中
症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

また、学校施設の空調整備については順次進められているところですが、普
通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考
えられます。活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定
するなど、適切に熱中症防止を図っていただくようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動において
は、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさ
ないように、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが
望ましいと考えられます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被
害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応くだ
さい。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願
いします。

なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありません

が、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いをしてください。具体的な取扱いは、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）（参考）で示している内容を御参照願います。

2. 「熱中症予防強化月間」における取組について

政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月及び8月を熱中症予防強化月間と定め（予定）、国民や関係機関への周知等を強化し、熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、令和2年度は4月17日から10月30日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

3. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、別添2の関連規定を踏まえ、次の（1）から（3）までを参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

（1）今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業期間中に登校日を設けたりすることが考えられるが、各学校及び各学校設置者の検討に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。

（2）検討に当たっては、2.に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

（3）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂 環境省）(http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

○文部科学省

- ・令和2年5月21日付けスポーツ庁政策課学校体育室事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22Ver.1）(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症対応フロー」（ポスター）（平成31年3月）(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/housi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書（平成26年3月）(https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/housi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx)

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111（内線 2966）
E-mail：anzen@mext.go.jp

(別添1)

(別添2)

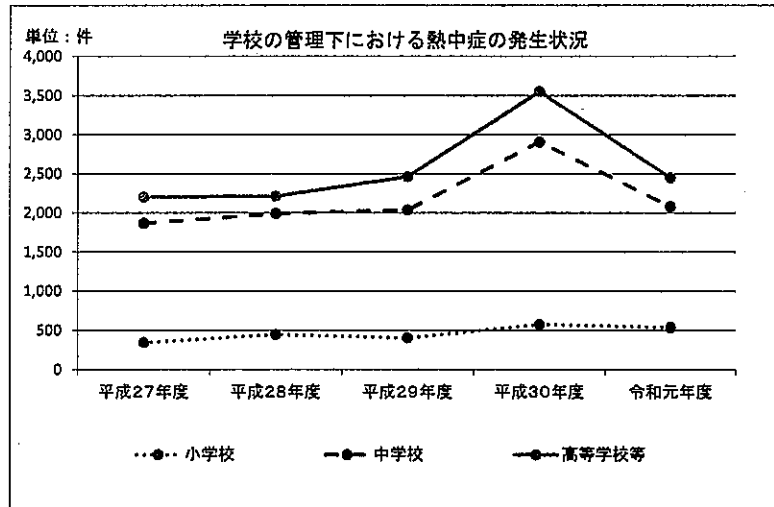
学校の管理下における熱中症の発生状況

関連規定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	348	451	408	579	541
中学校	1,869	1,992	2,038	2,912	2,032
高等学校等	2,204	2,216	2,467	3,554	2,452
計	4,421	4,659	4,913	7,045	5,075

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和元年度は速報値)



○学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)

(学期及び休業日)

第二十九条 公立の学校(大学を除く。以下この条において同じ。)の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日(次項において「体験的な学習活動等休業日」という。)は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的な学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的な学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。)が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、随時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

新型コロナウイルス感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）

指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 正しい情報の収集

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

指導例⑦ 新しい生活様式

指導例①

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

【ねらい】

自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人一人が役割を担ってほしいことを理解し、実践できるようにする。

【指導内容】

- ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。
- 新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。
- ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡げてしまうことがあること。
- 妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。
- ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。
- 行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようにすること。
- 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりとやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

＜参考資料＞ 若者の皆様へ

【知らないうちに、拡めちゃうから。】

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりとやっていく。それが私たちの未来を作ります。国民の皆様も、引き続き、不要不急の外出や3密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きお願いします。



指導例②

＜テーマ＞ 感染症の予防1（手洗い）

【ねらい】

正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。

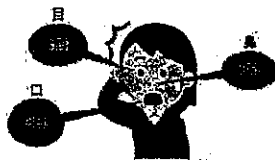
〔指導内容〕

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
(手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから)
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
(さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから)
- 手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。(爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りがちだから)
- 洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。
- 爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

《參考資料》

接触感染に注意！

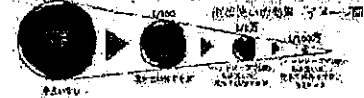
新型コロナウイルスの感染経路として、
 飛沫感染のほか、接触感染に注意が必要です。
 人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの粘膜は、
約44パーセントを占めています！

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは滅らせます！



(附参考文献) 孙幼斌:《胡适与半殖民地》, 80:496-500(2006)

手洗いの、6つのタイミング



厚生労働省ホームページから

指導例③

＜テーマ＞ 感染症の予防2（咳エチケット）

【花菱】

「3つのEチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする

〔指導内容〕

- 飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。（飛沫は1～2m飛ぶと言われています。）
- 飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

＜3つの咳エチケット＞

- ① マスクを着用する。(口・鼻を覆う。)
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

＜正しいマスクのつけ方＞

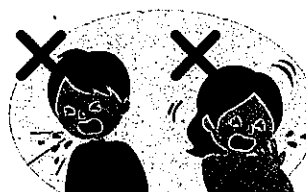
- ① 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ② ゴムひもを耳にかける。
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

《參考資料》

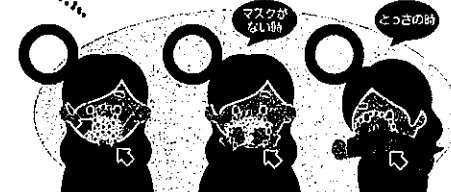
②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

指導例④

＜テーマ＞ 感染症の予防3（3つの密）

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動できるようにする。

【指導内容】

- 1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
- 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）
- 3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面）
 - この3つの条件がそろった場所では、クラスター（集団）発生のリスクが高いこと。
 - 日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。
 - 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

《参考資料》



「密閉」「密集」「密接」しない！

首相官邸・厚生労働省

指導例⑤

＜テーマ＞ 正しい情報の収集

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を知るためにはどうしたらよいのかを、身に付けるようにする。

【指導内容】

- 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報入手し冷静な行動をとること。
 - ・首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など
- SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

《参考資料》

首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国内の発生状況
- ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

指導例⑥

＜テーマ＞ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

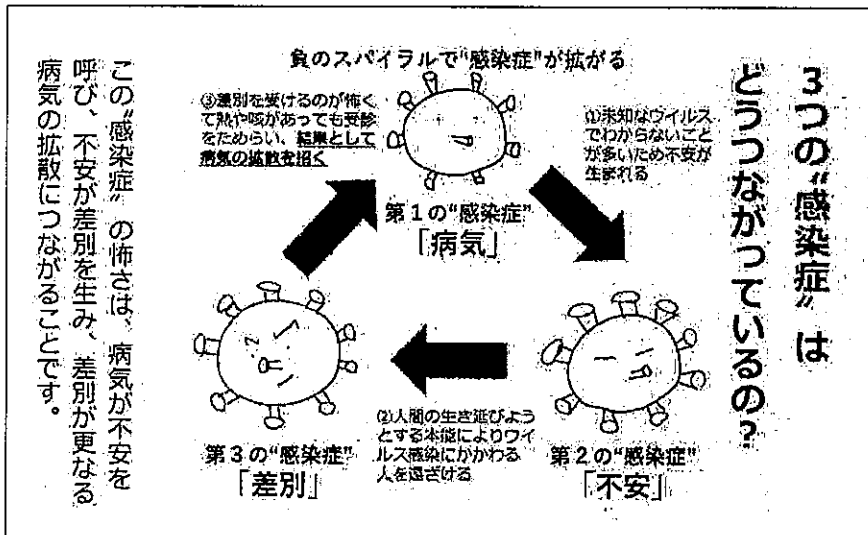
【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人
 - ・マスクをしていない人 ・外国から来た人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

＜参考資料＞



【新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう】日本赤十字社

指導例⑦

＜テーマ＞ 新しい生活様式

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ生活について考え、基本的な感染対策を学校生活だけでなく家で実践できるようにする。

【指導内容】

- 感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を継続すること。
- 自分たちの身近な生活において、3密を避けるための工夫について考え、家庭でも話し合い、実践できるようにすること。その際、「学んだことを子供たちから家族に伝えるなど、自らの生活を工夫することについて主体的に取り組めるようにすること。
- ・買い物や外出は必要最低限にし、人混みを避け、人との距離を取るようにすること。
- ・公共交通機関を利用する場合、会話は控えめにし乗客が少ない時間帯に利用すること。
- ・地域の感染状況に注意をし、感染が流行している地域への移動は控えること。
- ・オンライン・電話による診療や服薬指導などの便利な仕組みを知り、活用できるようにすること。

＜参考資料＞



厚生労働省HPより





首相官邸・厚生労働省
<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>



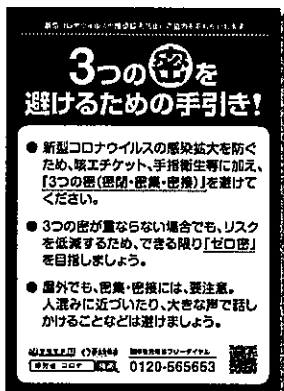
首相官邸・厚生労働省
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf>



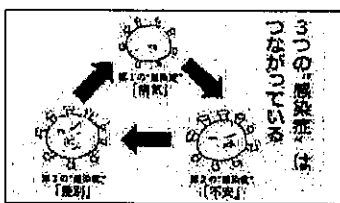
首相官邸・厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin



首相官邸・厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/000621727.pdf>



首相官邸・厚生労働省
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>



日本赤十字社
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html

新型コロナウイルス対策

資料 8

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat/aisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

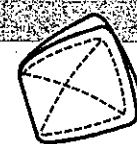
※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



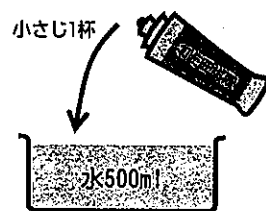
「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って
代用することもできます。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

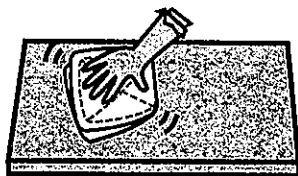
たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤*を小さじ1杯(5g)入れて軽く
混ぜ合わせる。

(「食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。」)



(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。



(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト

●本邦リスとの比較

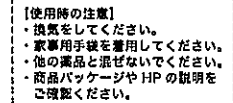
- [illegible]

●住宅事業展開戦略とは

[illegible]

[illegible]

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



メーカー (5ヶ国)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10 mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

ブランド名 (必ず記載)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (ぎぼんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)



新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項 アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを扱う場合、有効塩素濃度 100ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ 落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で 表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。
(また、閉栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。)
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



注意！資料 1 1

次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度 35ppm 以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、 消毒したいモノに20秒以上掛け流す 次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流し を行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、 きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- 家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

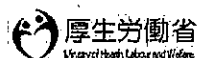
※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。 <https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果の評価したものです。手擦り等の影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶液などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を指すものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。

本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。



児童生徒等や学生の皆さんへ

新型コロナウイルスが広がってから、皆さんは、学校はどうなるのだろう、この先どうなるだろうと、不安だったのではないのでしょうか。新しい学期を迎えるに当たって、皆さんに伝えたいことがあります。

まず、感染症にかからないようにするには、いくつかの方法があります。すでに皆さんが取り組んでいるように、話をするときにはマスクをしたり、手を洗ったり、具合が悪い場合には学校を休んだりしてもらうことです。そして何より、健康的な生活を送ることが大切です。それでも、これまでも皆さんは風邪をひいたり、インフルエンザになったりしました。今はさらに新型コロナウイルスが課題になっています。

この三つは、症状がよく似ています。ですから、今後、皆さんの誰もがこうした症状を経験することがあるでしょう。具合が悪い人の中には、新型コロナウイルスに感染したと診断される人も身近な人の中から出るかもしれません。もちろん、それが友達だと分かったら自分は大丈夫かなと不安になることもあるでしょう。

新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があります。感染した人が悪いということではありません。学校やクラスの中で感染することは悪いことだという雰囲気ができてしまうと、新型コロナウイルスに感染したと疑われることをおそれて、具合が悪くても、その後は言いだしにくくなり、病院に行くのが遅くなったりしてしまいます。そうすると、さらに皆さんの地域で感染が広がってしまうかもしれません。

感染した人や症状のある人を責めるのではなく、思いやりの気持ちを持ち、感染した人たちが早く治るよう励まし、治って戻ってきたときには温かく迎えてほしいと思います。もし、自分が感染したり症状があったりしたら、友達にはどうしてほしいかということを考えて行動してほしいと思います。

すでに、感染した人達が心ない言葉をかけられたり、扱いをされたりしているという事例が起きています。こうしたことが皆さんの周りでも起きないように、皆さんにも協力してほしいのです。

また、高齢者や病気がちの人は、感染すると症状が重くなってしまう危険があります。自分は元気だから大丈夫ということではなく、そのような人たちに感染させることがないよう、思いやりの気持ちを持ってほしいと思います。

新型コロナウイルス感染症が広がり、皆さんの日々の生活は一変したと思います。以前のようには、友達と会いにくなり、スポーツや文化に触れる機会も少なくなり、将来への不安やストレスを抱えている人も多いでしょう。

これまでも、私たち人間は、新型コロナウイルスのような新しい病気を経験してきました。そのたびに、世界中の研究者が病気の原因を探り、予防方法を見つけたり、薬の開発をたたりしてきました。そして、私たちは、病気と共存していく。この歴史は繰り返されています。新型コロナウイルスも研究が進んで解明されれば、予防と治療ができるようになり、新たな共存生活が始まります。

私たち大人は、皆さんの応援団として、将来の見通しを持ち、未来の社会の担い手である皆さんが学ぶ機会、遊ぶ機会、交流する機会を最大限作っていきます。それまで、皆さんは今自分ができる予防をしっかり行い、将来の目標を持ち、家庭や学校で日々の学びを続けてほしいと願っています。

令和二年八月

文部科学大臣 萩生田 光一

教職員をはじめ学校関係者の皆様へ

児童生徒等の学びを確保するための取組が行われているのは、学校の設置者や教職員の皆様が感染症対策と教育活動の両立に心を砕き、日々、大変な御尽力をいただいているおかげであり、心より感謝申し上げます。

本年六月から、ほとんどの学校において、教育活動が再開されていますが、児童生徒等や教職員など学校関係者の感染事例が見られるようになってきています。

そのような中、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、よりよい実践ができるよう、学校における指導が一層、重要になってきていると考えています。

文部科学省では、今年の四月に、日常における保健の指導を念頭に置いた指導資料を作成し公表しました。更に、十月には、児童生徒等が感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動を取れるよう啓発する動画も作成する予定です。

- 児童生徒等への指導に当たっては、例えば以下の点を身に付けさせることが大切です。
- ・ 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
 - ・ ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、基本的な感染症対策や、「三密を避ける」等の予防策の徹底が必要であること。
 - ・ 誤った情報や認識、不確かな情報に惑わされることがなく、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動を行うことができるようになること。
 - ・ 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないこと。感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染につながり得ること。
 - ・ ウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある方に接するときは注意が必要であること。
- これに加え、医療従事者や社会活動を支えている人たちへの敬意や感謝も伝えてほしいと考えています。

また、大学等の高等教育機関においても、学生の感染事例が確認されています。各大学等におかれては、引き続き、「三密を避ける」ことなど、学生への適切な注意喚起等に取り組んでいただきたいと考えています。

文部科学省として、差別や偏見等を防ぐための取組について、今後も継続して進めてまいりますので、学校の設置者や教職員の皆様におかれましても、組織的に継続的な取組をお願いいたします。

児童生徒への対応は、今後、長期にわたることが想定されますが、文部科学省としても、少人数による小規模な学習体制の整備について検討するなど、令和時代のスタンダードとして新しい時代の学びの環境整備に引き続き取り組んでまいります。

令和二年八月

文部科学大臣 萩生田 光一

保護者や地域の皆様へ

学校において、児童生徒等の学びを確保するための取組を進めることができているのは、保護者や地域の皆様に感染症対策の取組に御理解と御協力を賜っているからであり、心より感謝申し上げます。

しかし、このような取組を徹底しても学校や家庭、社会において感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があります。その上、新型コロナウイルス感染症には未だ解明されていない点があり、ワクチンも開発中であることから、この感染症に対する不安をお持ちの方が多くと思います。

私たちは、この感染症と、この感染症がもたらした社会の変化に対して、現時点での科学的な知見や見解に基づいて、正しく向き合う必要があります。私からは、保護者や地域の皆様に次の二点をお願いいたします。

第一に、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないということです。

誰もが感染する可能性があるのですから、感染した児童生徒等や教職員、学校の対応を責めるのではなく、衛生管理を徹底し、更なる感染を防ぐことが大切です。

そして、自分が差別等を行わないだけでなく、「感染した個人や学校を特定して非難する」「感染者と同じ職場の人や、医療従事者などの家族が感染しているのではないかと疑い悪口を言う」など身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、それに同調せずに、「そんなことはやめよう」と声をあげていただきたい。人々の優しさはウイルスとの闘いの強い武器になります。

感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大にもつながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことです。

第二に、学校における感染症対策と教育活動の両立に対する御理解と御協力です。

感染症への対応が長期にわたることが想定される中、学校では、感染症対策を講じつつ学校教育ならでの学びを大事にしながら教育活動を進め、子供たちの健やかな学びを最大限保障するための取組を進めていただいているところです。また、大学についても、感染症対策の徹底と、対面による授業の検討も含めた学修機会の確保の両立をお願いしております。

これから予測困難な時代を生きていく児童生徒等や学生が、必要となる力を身に付けていくことができるよう、学校の教育活動の継続への御理解と御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのみならず、感染症へ正しく対応するためには、最新の科学的な知見等を知ることも不可欠です。政府として、分かりやすい広報に努めているところですが、保護者や地域の皆様におかれても科学的な知見等を日々の生活に生かしていただきたいと思っております。

令和二年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm
- 子どもの人権110番《法務省》 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>
- 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>
- いのちの電話の相談 0120-783-556
一般社団法人日本のいのちの電話連盟
<https://www.inochinodenwa.org/>
- チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>
- 新型コロナウイルスの健康相談電話 050-3628-5672
一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jscpp.jp/info/infonews/detail?no=730>

新型コロナウイルス 差別・偏見をなくそうプロジェクト

資料13

◆プロジェクト発足の背景

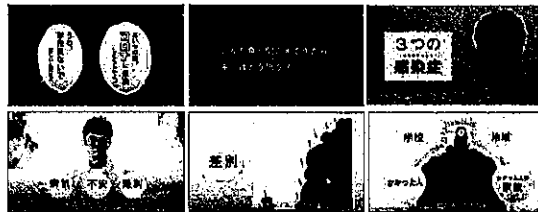
新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大し、学校においても感染者の発生が継続しています。こうした中、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人に対する接し方について、あらためて子どもたちに考えてほしいという思いから、本プロジェクトを発足しました。子どもたちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画や関連資料などを作成し、公開していきますので、学校での指導に活用いただきたいと思います。

◆啓発動画の内容

日本赤十字社が発信している「3つの感染症」の考え方を参考に、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考える動画(約6分間)です。子どもたちが考えた結果を適切な行動に結びつけられるよう、ワークシートや授業用教材など、指導に活用できる関連資料もあわせて公開します。また、授業内容を保護者にも共有し、協力を促す保護者向けのプリントや、学校掲示用のポスターデータなどについても制作し、啓発活動を展開していきます。

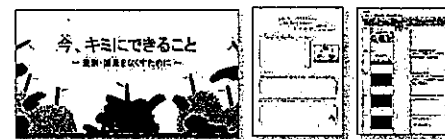
01 動画教材

出演：渡辺 裕太さん



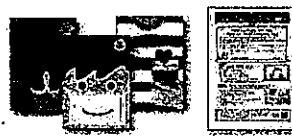
動画教材では、実際に子どもたちの周りで起きている新型コロナウイルスに関する「差別・偏見」の具体的な事例を挙げ、なぜこのような「差別・偏見」の行動や考えが生まれてしまうのかを考えます。また、「病気」「不安」「差別」という「3つの感染症」の拡大をとめるために自分には今何ができるのか、不安を感じたらどうすればいいのか、感染症になった人・関わる人などどのように接するべきなのかを考える内容になっています。

02 授業用スライド・指導例・ワークシート



学校の先生方が活用できる授業用のスライドやワークシート、指導例を作成しました。

03 掲示用ポスター・保護者向けだよ



学校内で継続して啓発するためのポスターや、子供たちが学んだ授業の内容や大人が気をつけたいことを伝える保護者向けだよを作成しました。

申し込み期間
11/30
まで

教材の利用にはお申し込みが必要となります

学校向け教材一式は各教育委員会からの事務連絡、または企画制作受託会社ARROWSから各学校あてに送付されるFAXやDMからお申し込みいただくことができます。

◆本件に関するお問い合わせ先

株式会社ARROWS 運営事務局 | TEL: 0120-568-317 営業時間: 平日10:00~18:00

北海道の冬季の寒さに配慮した 学校の換気方法

新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」の改善には、換気方法の工夫が重要です。

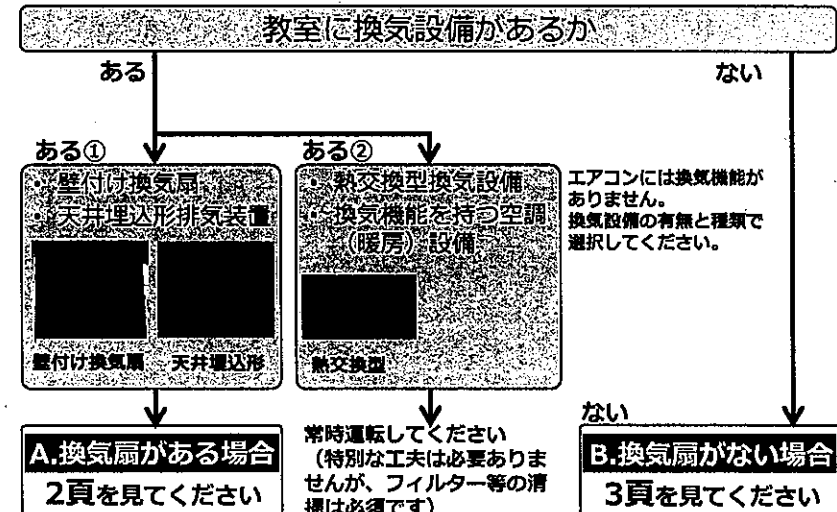
文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.9.3 Ver.4)」では、次のように示されています。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

効果的な換気のためには、常時換気を行うことが望ましいことから(4頁【参考】を参照)、冬季の寒さ感を緩和しつつ「可能な限り常時」換気するための方法を提案します。

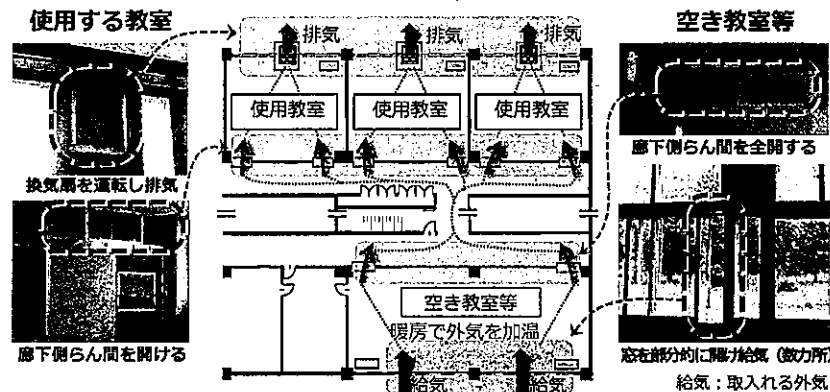
※感染を予防できる換気の基準は明らかとなっていないため、学校環境衛生基準等に示されている換気の基準と温度を維持する方法の1つとして提案します。

換気方法の選択の流れ



A. 換気扇がある場合

換気扇で常時排気＋空き教室等を利用し外気を暖め給気



- 使用する教室は、換気扇を常時運転し、排気します。
- 必要な給気は、空き教室または授業を行っていない特別教室等（以下、空き教室等）から取ります。使用する教室の廊下側のらん間と、空き教室等の窓と廊下側のらん間を開けます（下表参照）。
- 給気を暖めるために、空き教室等を暖房します。
- 給気のための空き教室等の窓開けは、寒くならないように、複数の空き教室等で行うことが望ましいです。
- 寒さを感じる場合には、空き教室等の暖房を強めましょう。使用する教室等も寒い場合は暖房を強めましょう。

教室の換気装置を運転する場合の窓・らん間を開ける目安

使用する教室	空き教室等	
らん間	窓	らん間
[引違い] 1か所全開 または 2か所各半開 [上開き] 2枚全開	学校全体の合計で 使用する教室数×幅10cm	全開

防虫網やフィルターの清掃が必須

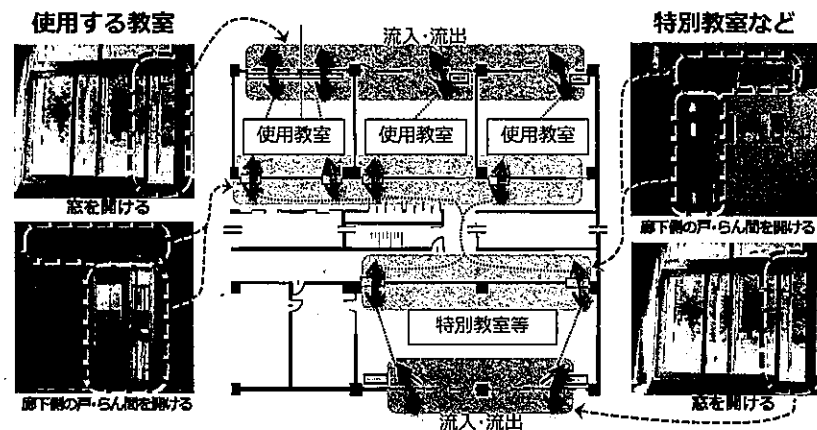
- 換気設備に防虫網やフィルターがついている場合、清掃が必須です。清掃を行わないと、十分な換気がされません。

壁付け換気扇の例



B. 換気扇がない場合

開け幅を適切に調整しながら常時2方向の窓を開け、寒くならない工夫をする



- 必要換気量を確保するためには、2方向の窓を開けることが有効です。
- 使用する教室と方向が異なる教室等（特別教室等）の窓と廊下側の戸・らん間を常時開けます。開け幅は下表を参照してください。
- 教室が寒い場合は暖房を強めましょう。
- 強風のときには換気量が増えるので、開け幅を小さくできます。ただし、完全に閉じると換気不足になりますので、最低でも下表の目安の1/4程度は開けましょう。



各教室等の窓と戸・らん間の開け幅の目安

必要換気量 [m³/h]	窓(網戸付)		戸		らん間
	3階建て以上の1階	左以外の階	3階建て以上の1階	左以外の階	
400	15cm	30cm	閉	20cm	全開
600	20cm	40cm	閉	35cm	全開
800	30cm	55cm	20cm	65cm	全開
1,200	40cm	80cm	35cm	100cm	全開

必要換気量

- 学校環境衛生基準（1棟あたり延べ面積が8,000㎡未満の校舎）に基づく換気量は、以下の1人当たり換気量×教室の使用人数

幼稚園児・小学生（低学年）	10 m³/h/人
小学生（高学年）・中学生	15 m³/h/人
高校生・成人（教師）	20 m³/h/人

例）中学生30人教室 15 m³/h/人 × 30人 + 20 m³/h/人（教師1）= 470 m³/h

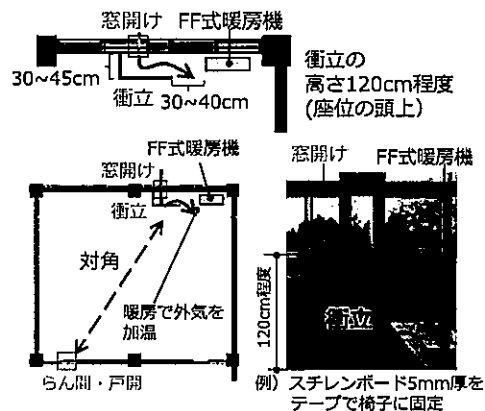
B. 換気扇がない場合

教室の窓を開ける際の工夫

- 外からの気流が直接人に当たらないように、また、流入する外気を暖房機で暖められるように、衝立などすると良いでしょう。

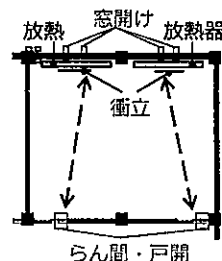
■FF式暖房機1台のとき

暖房機の近くの窓を開けます。ただし、排煙が室内に入らないように、排気筒の上は避けます。



■温水・蒸気暖房のとき

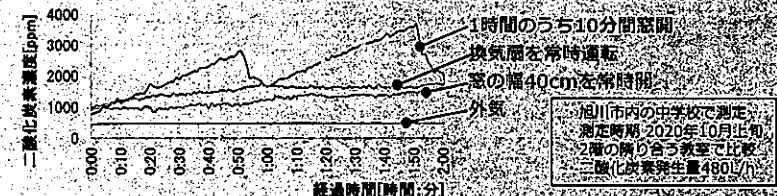
放熱器の上の窓を開けます。ただし、排煙が室内に入らないように、排気筒の上は避けます。(例えば、開け幅40cmであれば、10cm×4か所、など。)



- 2方向の教室の窓がない片廊下型の場合でも、教室と廊下を可能な限り常時（3頁表の目安を参照）、困難な場合はこまめに窓を開けてください。

【参考】換気の基本は常時換気です

換気は、間欠換気より、換気扇の常時運転や2方向の窓を常時開けることが有効です。



【作成】

地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所

【協力機関】 北海道、旭川市教育委員会
 【協力有識者】 北海道科学大学 教授 福島 明
 北海道大学 教授 林 基哉、准教授 森 太郎、准教授 菊田 弘輝
 札幌市立大学 教授 齊藤 雅也

お問合せ先 (地独)北海道立総合研究機構建築研究本部 企画調整部企画課
 TEL: 0166-66-4218

2020年11月16日発行

運動部活動に参加する学生等の集団における感染症対策を徹底するようお願いいたします。(新規)

写

2文科初第809号
 令和2年9月3日

資料15

各都道府県教育委員会教育長
 各指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 附属学校を置く各公立大学長
 小中等学校を設置する学校設置会社を
 所轄する構造改革特別区域法第1・2条
 第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
 各公立大学法人の長
 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
 大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
 各文部科学大臣所轄学校法人理事長
 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
 大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
 設置する各地方公共団体の長
 厚生労働省医政局長
 厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
 堀本



文部科学省高等教育局長
 伯井 美穂



スポーツ庁次長
 藤江 陽子



運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス
 感染症対策の徹底について（通知）

国内の新規感染者数の増加に伴い、8月以降、運動部活動に参加する学生及び

生徒（以下、「学生等」といいます。）の集団において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した例が見られるようになっていきます（文部科学省に報告があった事案のうち、8月1日以降、同一の運動部活動の構成員の中で5人以上の感染者が認められた件数は、大学7件、高等学校5件）。

これらの中には、校内での練習のみならず、練習場や対外試合への集団移動を繰り返し行っていた事例や、同じ寮で生活をしていた事例も見られます。

運動部活動については、各競技団体が作成している感染症対策のガイドラインにのっとり活動を進めていただきたいと思います。競技中・練習中のみならず、学生等同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活等も含め、長時間にわたって学生等や指導者が行動を共にしている場合には、集団内での感染拡大の可能性が高まるものと考えられます。

このため、部活動の競技中・練習中だけでなく、同じ部活の学生等で食事をしたり余暇の時間を過ごしたりするなど、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合には、学校の設置者及び部活動の指導者におかれては、以下のような感染症対策を特に徹底してください。

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密（密閉、密集、密接）を避ける。

寮生活を伴う場合には、行動を共にする時間がさらに長くなることから、学生等の健康状態に十分に留意し、発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に隔離し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととするなど、十分な警戒をもって感染症対策にあたってください。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談してください。

なお、中学校及び高等学校の部活動や寮生活に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年9月3日改訂版）（以下、「学校衛生管理マニュアル」といいます。）における記載事項を踏まえて適切に対応してください。

大学における運動部活動に関しては、各競技団体等のガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会の「新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」」の内容にも御留意ください。大学の学生寮の感染防止対策については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年6月5日高等教育局長通知）のほか、「学校衛生管理マニュアル」も御参照ください。

感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である学生等が、差別・偏見・いじめ・排撃中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。差別・偏見等の防止の取組において必要な場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」等も御活用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長におかれては、その設置する学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人理事長及び大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

参考資料1：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年9月3日改訂版）関係部分抜粋

参考資料2：新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ

＜本件連絡先＞

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること
スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）

○大学スポーツに関すること
スポーツ庁 参事官（地域振興担当）（内3932）

○寮に関すること
高等学校以下：初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）
大学：高等教育局 学生・留学生課（内2519）

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、県内の感染状況を総合的に勘案し、感染警戒レベルの判断を行う。
- 県土が広い本県の特性に鑑み、圏域ごとの感染警戒レベルの引上げを基本とするが、全県で統一的な対策の実施が必要な場合は、全県でのレベルの引上げを行うことがある。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり 2.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者4人以上〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 5.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者8人以上〕	
4	人口10万人当たり 10.0人以上 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者16人以上〕	
5	人口10万人当たり 概ね20.0人以上※2 〔人口10万人以下の圏域においては陽性者概ね31人以上〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)	

※1 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

(例) 濃厚接触者は特定できたが、数十人に達するなど多数に及んでいる場合

- ・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

※2 人口10万人当たり20.0人（陽性者31人）を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 全県のレベルの引上げを行う場合は、下表2における要件1から要件3までをいずれも満たす場合に行うことを原則とするが、レベル2からレベル4までの引上げについては、要件1の全県の直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数を重要な指標とする。
- このほか、要件2として下表3に記載の入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、感染経路不明者の割合、圏域ごとのレベル2～レベル4の圏域数等の指標を常にモニタリングし、2週連続で上昇するなど悪化傾向にあるかどうかを確認する。
- レベル5は国の示す感染状況の「ステージⅢ」に相当する段階とし、全県に医療非常事態宣言（別紙）が発出された場合に、全県の感染警戒レベルをレベル5に引き上げることができるものとする。
- ただし、感染警戒レベルの引上げの基準を満たした場合でも陽性者数が一部の圏域に偏っているなど、各圏域の状況等から、すべての圏域の引上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域のみの引上げとする。
- 国による当県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。（国の示す感染状況の「ステージⅣ」に相当）

【表2：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 モニタリング指標の状況※1	要件3 発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	—	—	—
2	人口10万人当たり 1.0人以上	2週連続で上昇するなど悪化	さらに感染が増加していくおそれがあると認められる
3	人口10万人当たり 2.5人以上	同上	同上
4	人口10万人当たり 5.0人以上	同上	同上
5	人口10万人当たり 概ね10.0人以上※2	・入院者/受入可能病床数の割合＝50%以上 又は ・重症者/受入可能病床数の割合＝25%以上 その他の多くの指標が国のステージⅢの指標に該当※3	医療非常事態宣言が発出されており、かつ上記に加えさらに感染が拡大するおそれがあると認められる
6	(緊急事態宣言)		

※1 新規陽性者数のほか、入院者/受入可能病床数の割合、重症者/受入可能病床数の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、直近1週間の感染経路不明者の割合

※2 人口10万人当たり10.0人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベルの引上げを行う。

※3 その他の指標は、人口10万人当たりの療養者数＝15人、PCR検査陽性率＝10%、直近1週間の感染経路不明者の割合＝50%とする

【表3：併せてモニタリングしていく指標】

モニタリング していく指標	国のステージの 区分・指標
	上段：ステージⅢ 下段：ステージⅣ
入院者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の1/5 以上 現時点確保病床の1/4 以上
	最大確保病床の1/2 以上
重症者／受入可能病床数の割合	最大確保病床の1/5 以上 現時点確保病床の1/4 以上
	最大確保病床の1/2 以上
人口10万人当たりの療養者数	15人以上
	25人以上
PCR検査陽性率※	10%
	10%
直近1週間の感染経路不明者の割合	50%
	50%

※陽性率＝陽性判明数の移動平均(過去7日間)／(陽性判明数＋陰性判明数)の移動平均(過去7日間)

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 地域の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから14日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、
- ③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルの引上げから14日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、
- ③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、④かつ当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	平常時	陽性者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発出し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警戒	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警戒」を発出し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警戒Ⅰ	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警戒Ⅱ	感染が顕著に拡大している状態 (ステージⅢ相当)	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討
6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態 (ステージⅣ相当)	緊急事態措置の実施を検討

医療アラートの発出基準

1 主旨

受入可能病床数に対する入院者・重症者の割合や、全県の療養者数その他のモニタリング指標の状況を基準に、医療提供体制の負荷の状況に応じてアラートの発出を行う。

2 発出基準

- 医療アラートの発出は、下表1における要件1から要件2までをいずれも満たす場合に行うことを原則とする。
- 要件1として入院者/受入可能病床数の割合※1、重症者/受入可能病床数の割合などの病床使用率を基準とするほか、要件2は発生事例の分析による医療への負荷の拡大リスクの総合的判断を基準とする。

【表1：医療アラートの発出基準】

アラート	医療提供体制への負荷の状況	要件1 病床使用率の目安※2	要件2 発生事例の分析による医療への負荷の拡大リスクの総合的判断
通常体制			
医療警報	医療提供体制への負荷が拡大している状態	・入院者/受入可能病床数の割合＝25%以上 - 又は ・重症者/受入可能病床数の割合＝10%以上	さらに感染が増加し、医療への負荷が拡大していくリスクが高いと認められる
医療非常事態宣言	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	・入院者/受入可能病床数の割合＝50%以上 - 又は ・重症者/受入可能病床数の割合＝25%以上	病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる

※1 当初の受入予定病床（350床）以外の病床に入院している者がいる場合は、当該入院者数を除いた割合とする。

※2 重症者の割合等を含めた医療提供体制の状況を総合的に勘案して柔軟に判断を行うものとする。

- このほか、特定の圏域において多数の入院者が発生し、かつ他圏域の医療機関への入院調整等により全県の医療提供体制への負荷が生じていると認められる場合は、県民にその旨の情報発信を行い、注意喚起するものとする。

3 医療アラートの解除について

①アラートの発出から14日間以上経過し、②病床使用率の目安が基準を下回っており、③かつ当面感染が再拡大していくリスクが低く医療提供体制への負荷が低減されると認められる場合はアラートを解除する。

4 医療アラートに応じた対応策の目安

アラート	対応策の例
医療警報	・宿泊療養施設の増設 ・必要に応じて病床拡充の要請
医療非常事態宣言	・外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請により療養者の減少を図る ・確保した全病床への受け入れを要請

教育委員会資料
3 . 4 . 2 2
博 物 館

議案第 2 号

松本市博物館協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市博物館協議会委員の交替に伴い、後任委員を委嘱することについて協議するものです。

2 退任者

徳武 由和（松本市校長会・松本市立四賀小学校長）

3 委嘱者

大槻 久（松本市校長会・松本市立開明小学校長）

4 委員名簿

裏面のとおり

5 任期

令和3年4月1日から令和4年10月31日まで（前任者の残任期間）

6 根拠条例

松本市立博物館条例第11条

【博物館協議会】

博物館法第20条により公立博物館に置くことができ、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関

7 その他

委嘱状は、今年度開催の第1回博物館協議会において交付します。

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32 - 0133



学都松本へ
松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。
松本の今にふれ、未来を思う。
——まると松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

松本市博物館協議会委員名簿

役職	氏 名	性別	所属団体・役職等	区 分
委員	おおつき 大 槻 ひさし 久	男	松本市立開明小学校長	学校教育関係者
委員	かわふね 川 船 よしつぐ 義 嗣	男	松本まると博物館友の会 会長	社会教育関係者
委員	ももせ 百 瀬 ひであき 英 昭	男	市民学芸員の会 会長	社会教育関係者
委員	むらい 村 井 ひろこ 博 子	女	特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
委員	ささもと 笹 本 しょうじ 正 治	男	長野県立歴史館 館長	有識者
委員	やまね 山 根 ひろふみ 宏 文	男	松本大学 総合経営学部 観光ホスピタリティ学科 教授	有識者
委員	よねやま 米 山 ふみか 文 香	女	松本市文化財審議委員会委員	有識者
委員	やまもと 山 本 ひろき 宏 紀	男		公募による市民
委員	こばやし 小 林 まふみ 磨 史	男	松本ホテル旅館協同組合理事長 ホテルニューステーション代表取締役 役	教育委員会が必要と 認める者 (観光関係者)

任期は令和2年11月1日から令和4年10月31日まで。ただし、任期中に委員の交替があった場合、後任者は前任者の残任期間とする。

区分欄には、松本市立博物館条例第11条第3項による区分を示す。

報告第 1 号

令和2年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

1 趣旨

子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済及び回復を図るため、子どもの権利に関する条例施行規則第12条の規定に基づき設置している、子どもの権利相談室「こころの鈴」の相談状況等について報告するものです。

2 経過

- 25 . 4 松本市子どもの権利に関する条例施行
7 子どもの権利相談室「こころの鈴」開設
12 市内小・中学校及び高校へのこころの鈴通信の配布を開始
27 . 4 相談室に室長を配置、土曜日の相談日を増設
相談室カードにより、市内小・中学校及び高校への訪問PRを開始
28 . 8 市内児童館・児童センターでの出前学習会を開始
29 . 4 子どもの権利擁護委員(教育分野)を1名増員
元 . 6 学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書作成

3 相談室の概要

相談日 月曜日から木曜日及び土曜日 13時から18時まで
金曜日 13時から20時まで
相談方法 電話、メール、面談等(必要に応じ、出張相談も実施)
職員体制 子どもの権利擁護委員 3名(弁護士、大学教授、元小中学校長)
子どもの権利相談室 相談室長 1名
子どもの権利相談室 調査相談員 3名

4 相談件数等

相談件数等

(単位:件)

	相談件数		相談者数(単位:人)				相談方法				
	実数	延べ	子ども	大人	不明	計	電話	メール	面談	手紙	計
30年度	161	695	326	405	7	738	317	164	214	0	695
元年度	176	473	297	223	5	525	307	61	104	1	473
2年度	205	408	246	167	27	440	256	48	104	0	408

相談件数と相談者数の差は、1件の相談に複数で訪れることなどがあるためです。

相談内容(延べ)

(単位:件)

	いじめ	不登校	心身の 悩み	交友 関係	教職員 の対応	学校の 対応	家族 関係	子育て	虐待	その他	計
30年度	9	58	118	63	36	5	149	23	10	224	695
元年度	5	36	77	108	58	11	47	11	6	114	473
2年度	6	31	88	68	67	2	42	19	3	82	408

5 普及・啓発活動

	学校訪問	児童館・児童センター 出前学習会	こころの鈴通信 配布
30 年度	-	4 館	4 回
元年度	中学校 21 校、特別支援学校 4 校、私立学校 2 校	児童館・児童センター 12 館、出前学習会 4 件	4 回
2 年度	高等学校・中等教育学校 13 校	児童センター・放課後 児童クラブ 10 館 14 回	4 回

6 今後の進め方

引き続き、子どもの心に寄り添った相談対応に努めるとともに、市内小・中学校及び高校、児童館・児童センター等への普及・啓発活動を行いながら、教育委員会と連携して子どもの権利擁護に取り組みます。

担当	こども育成課
課長	西村 宏美
電話	3 4 - 3 2 9 1



子どもたちに笑顔を、子どもたちから笑顔を、そして子どもたちと笑顔に

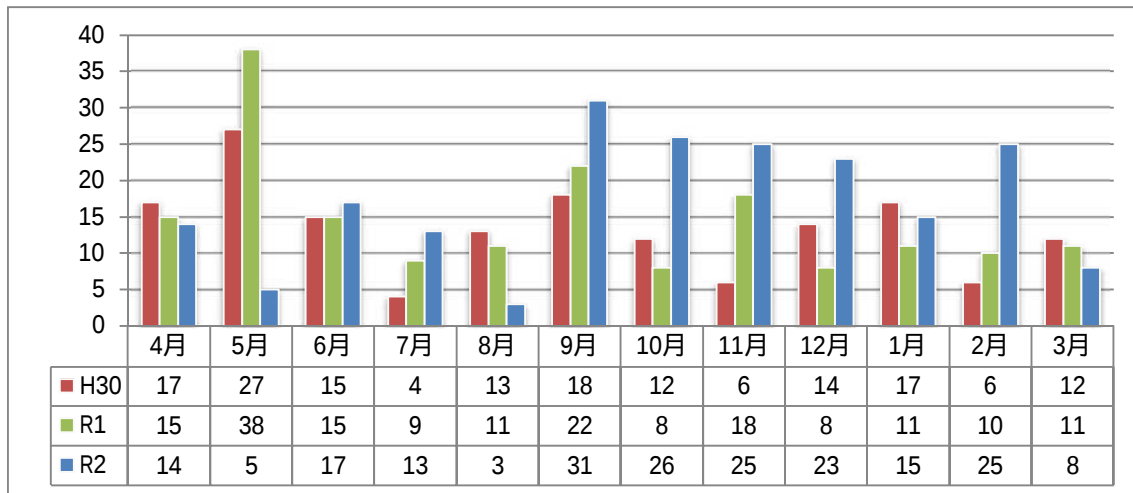
平成30年度・令和元年度・令和2年度 相談状況

(令和3年3月31日 現在)

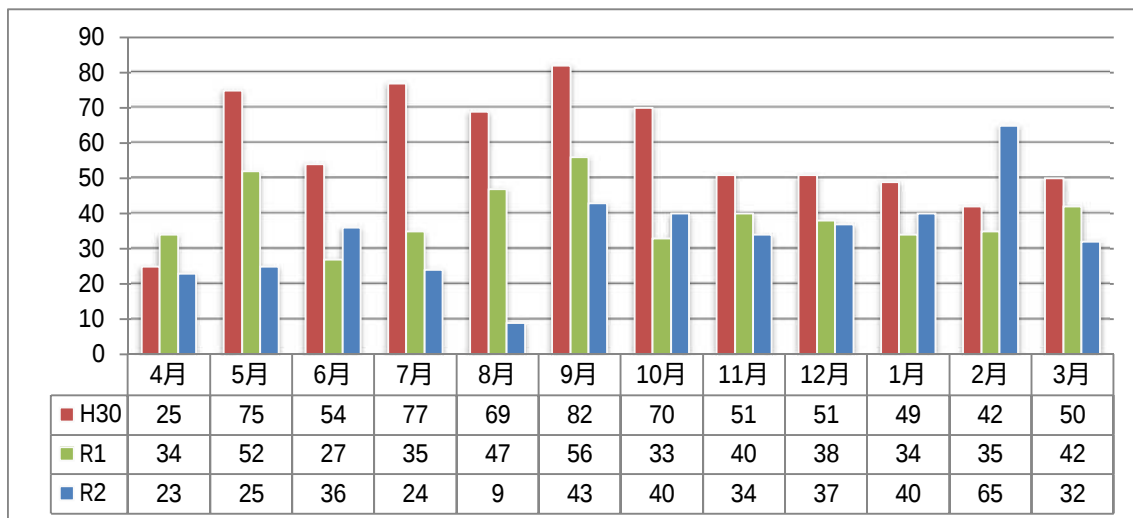
●相談件数

年度	実数	延べ
H30 (H30.4 ~ H31.3)	161	695
R1 (H31.4 ~ R2.3)	176	473
R2 (R2.4 ~ R3.3)	205	408

●月別相談件数(実数)

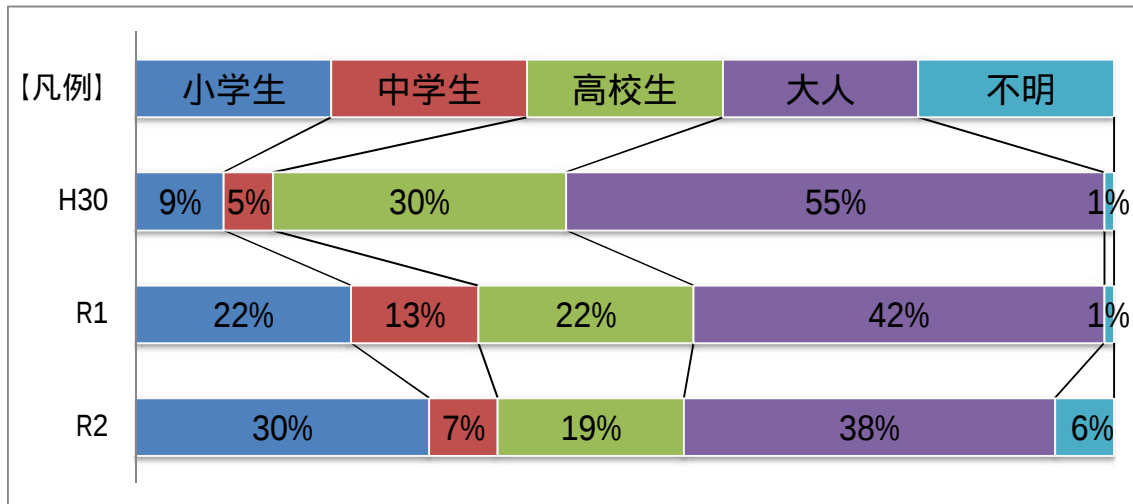


●月別相談件数(延べ)



●相談者数(延べ)

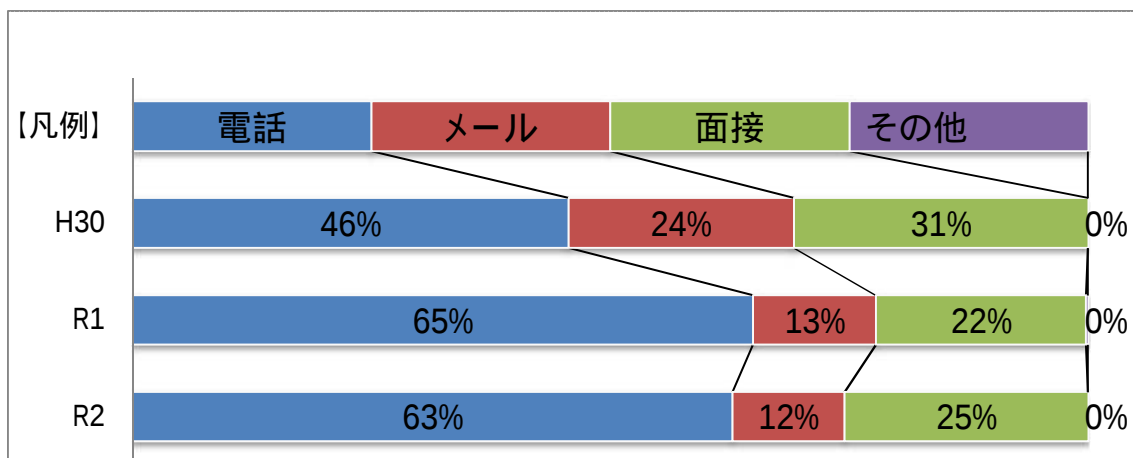
年度	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
H30	69	37	220	405	7	738
R1	117	67	113	223	5	525
R2	132	29	85	167	27	440



●相談方法(延べ)

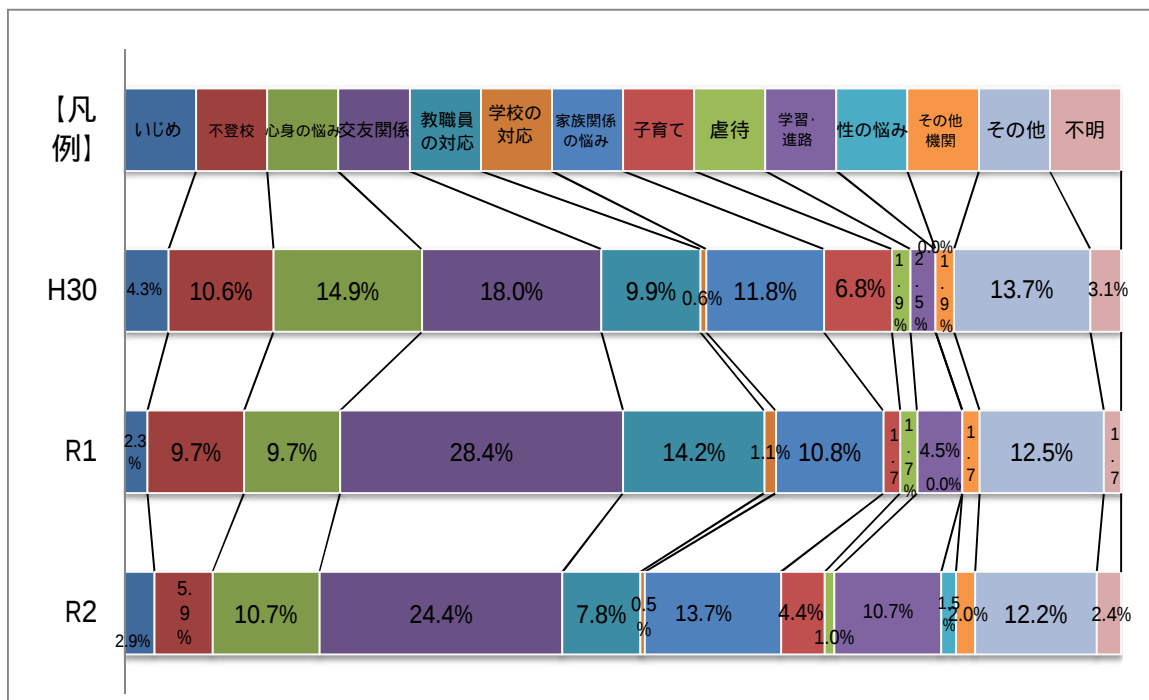
年度	電話	メール	面接	その他	計
H30	317	164	214	0	695
R1	307	61	104	1	473
R2	256	48	104	0	408

令和元年度「その他1件」は手紙相談



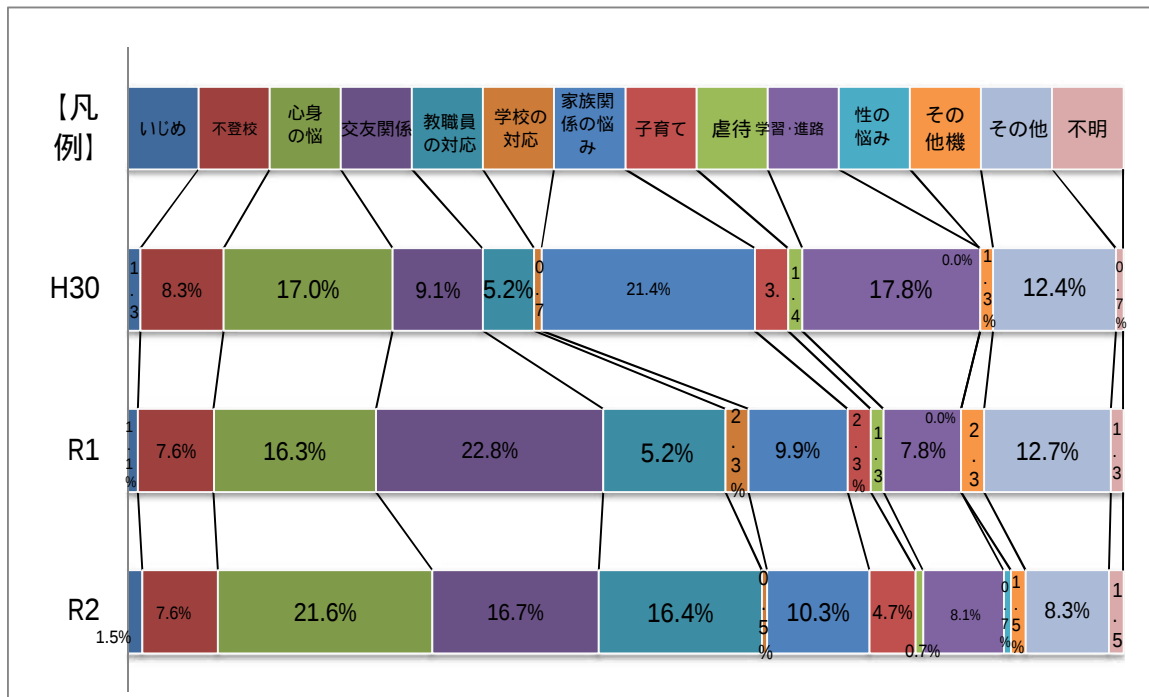
●相談内容(実数)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
H30	7	17	24	29	16	1	19	11	3	4	0	3	22	5	161
R1	4	17	17	50	25	2	19	3	3	8	0	3	22	3	176
R2	6	12	22	50	16	1	28	9	2	22	3	4	25	5	205



●相談内容(延べ)

年度	いじめ	不登校	心身の悩み	交友関係	教職員の対応	学校の対応	家族関係の悩み	子育て	虐待	学習・進路	性の悩み	その他機関	その他	不明	計
H30	9	58	118	63	36	5	149	23	10	124	0	9	86	5	695
R1	5	36	77	108	58	11	47	11	6	37	0	11	60	6	473
R2	6	31	88	68	67	2	42	19	3	33	3	6	34	6	408



報告第 2 号

令和2年度における美術館の企画展等開催結果及び収蔵作品について

1 趣旨

令和2年度に開催した美術館の企画展等の開催結果と収蔵した作品について報告するものです。

2 企画展等の開催結果について

柚木沙弥郎のいま

- ア 会 期 5月26日(火)～7月12日(日)
 イ 開催日数 42日間
 ウ 観覧者数 6,840人(目標:11,000人、達成率62.2%)
 エ 一日平均 163人

新型コロナウイルス感染症の影響により5月25日まで臨時休館。当初の会期(4/18～6/7)を変更して開催。また、5月26日から31日までの間、事前予約制にて公開

よみがえる正倉院宝物

新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

みんなのミュシャ

- ア 会 期 9月19日(土)～11月29日(日)
 イ 開催日数 64日
 ウ 観覧者数 40,280人(目標:40,000人、達成率:100.7%)
 エ 一日平均 629人

“come to matsumoto”キャンペーンによる無料開館

- ア 実施期間 令和3年3月2日(火)～3月31日(水)
 イ 開館日数 26日
 ウ 来場者数 17,648人(平成31年同月比:80%増)
 エ 一日平均 679人

3 収蔵作品について

作品概要

ア 購入作品 5作品(2作家)

作 家	作 品	制作年・技法・寸法
三代澤 本寿 (1909～2002年)	うしお 潮	1970年、型染・強製紙 200.0×222.0cm
	きぬ みち しだれくわ 絹の道の枝垂桑	1992年、型染・強製紙 186.0×159.0cm
作家備考 三代澤本寿は松本市出身の染色家で、民藝運動を通じて戦後の松本の復興を後押しした。 作品備考 1970年前後から積極的に海外へ取材旅行に出かけ、《潮》は台湾への旅行の翌年に制作された。《絹の道の枝垂桑》はシルクロードへの取材を続けた成果のひとつ。いずれも国展出品作で、三代澤の中期と晩年の代表作である。		



《潮》

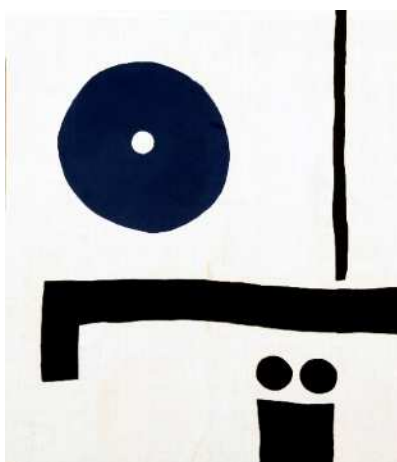


《絹の道の枝垂桑》

作 家	作 品	制作年・技法・寸法
柚木 沙弥郎 (1922 年 ~)	こ 木もれ陽 ^び	2019 年、型染・木綿 226.0 × 173.0cm
	むだい 無題2019	2019 年型染・木綿 198.0 × 173.0
	いのちの樹 ^き	2018 年、型染・絹 240.0 × 128.0cm
作家備考 柚木沙弥郎は旧制松本高校の卒業生。現役の染色家であり、絵画やデザイン、立体造形など芸術活動は幅広い。 作品備考 ユニークな造形の3作品は、2020年に松本市美術館で開催した展覧会「柚木沙弥郎のいま」でも好評だった大型の染色作品。《いのちの樹》はNHK「日曜美術館」で制作過程が紹介された。		



《木もれ陽》



《無題 2019》



《いのちの樹》

イ 寄贈作品 2 作品（2 作家）

作 家	作 品	制作年・技法・寸法
柚木 沙弥郎 (1922 年 ~)	ちょうじゅうぎ が 鳥 獣 戯 画	2019 年、水彩・アルシュ紙 114.0 × 1,193.0cm
作家備考 柚木は、70 歳を過ぎてから、絵本の挿絵や版画、コラージュなど多彩な表現活動を行っている。 作品備考 本作は、神奈川県立近代美術館葉山館で発表された、「鳥獣人物戯画」(国宝・高山寺蔵)のオマージュ作品のうちの 1 点。現代絵巻として見ごたえのある大作である。		



《鳥獣戯画》

作 家	作 品	制作年・技法・寸法
棟方 志功 (1903 ~ 1975 年)	やまと え せんじゅかんのん 倭 絵 千手観音 さんぜん い ど えん ぎ ず 杉 膳 井 戸 縁 起 図	1961 年、紙本着色 60.0 × 29.3cm
作家備考 棟方志功は青森県出身の版画家。戦後の美術界にあってヴェネツィア・ビエンナーレ国際版画大賞(1956 年)を受賞するなど国際的評価が高く、20 世紀の美術を代表する巨匠の一人である。 作品備考 本作は、松本市の徳運寺を訪れた折に描かれたとされる。太い線から素早い筆跡で描かれた棟方志功の肉筆画(倭絵)の特徴が顕著にあらわれた当地ゆかりの作品である。		



《倭絵 千手観音杉膳井戸縁起図》

ウ 移管作品 2 作品（ 1 作家 ）

作 家	作 品	制作年・技法・寸法
仙石 翠淵 (1801 ~ 1885 年)	はいばらがっこう え ず 埴原学校絵図	1882 年、紙本着色 165.0 × 117.0cm
	はいばらむらたう え ず 埴原村田植図	1882 年、紙本着色 165.0 × 117.0cm
作家備考 仙石翠淵は、現在の松本市中山に生まれ、江戸末期から明治初年にかけて独学で絵画描法を学んだ。当時の地方画家としては珍しく西洋画を取り入れた絵を描いており、郷土の美術史において重要な作家である。 作品備考 本作は、松本市合併前の旧中山村時代に、作家遺族が中山小学校に寄贈したもの。太陽光が当たるなど保存環境が悪いことから作家遺族より美術館での保存の希望があり、2007年度に学校長から寄託の申し出を受け、2008年1月1日付で寄託を受け入れたもの。埴原村の風景が描かれており、郷土の美術史において重要な作品である。		



埴原学校絵図

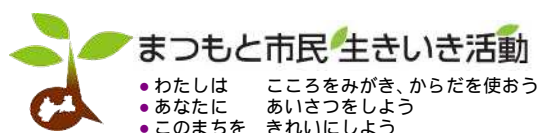


埴原村田植図

その他

新収蔵作品は、大規模改修後に展示機会を捉えて市民へお披露目します。

担 当 美術館
副館長 堀 洋一
電 話 39-7400



「学都松本へ」

参考資料

令和2年度 月別来館者数

月	開館 日数	常設展示	企画展	来館者数 +	
					うち外国人
4月	0日	0人	0人	0人	0人
5月	6日	0人	475人	475人	0人
6月	25日	1,164人	3,638人	4,802人	94人
7月	27日	4,930人	2,727人	7,657人	154人
8月	30日	8,383人	0人	8,383人	239人
9月	26日	6,658人	6,701人	13,359人	122人
10月	27日	4,908人	14,869人	19,777人	188人
11月	27日	5,903人	18,710人	24,613人	195人
12月	24日	3,602人	0人	3,602人	140人
1月	25日	1,325人	0人	1,325人	68人
2月	24日	2,486人	0人	2,486人	113人
3月	26日	17,648人	0人	17,648人	152人
計	267日	57,007人	47,120人	104,127人	1,465人

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため5月25日まで臨時休館
- 2 5月26日から5月31日までの間、企画展のみ公開（事前予約制）
- 3 3月は“come to matsumotoキャンペーン”により観覧料無料

報告第 3 号

令和2年度教育部各課事務事業報告について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和2年度教育部各課事務事業について報告するものです。

2 令和2年度の事務事業報告について

別冊のとおり

3 今後の予定

R3.4 各課の取組結果をもとに、外部意見として社会教育委員の意見を聴取します。(～R3.6)

7 社会教育委員の意見を受けて、各課が改善方針をまとめ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(以下、「報告書」という。)を作成します。

定例教育委員会で、報告書の内容を協議します。

9 松本市議会9月定例会へ報告書を提出するとともに、松本市公式ホームページで公表します。

担当 教育政策課

課長 赤羽 志穂

電話 33 - 3980

令和 2 年度 教育部各課事務事業報告

課名等は、令和 2 年度中の組織体制に基づいて掲載しています。

教育政策課	1
学校教育課	3
学校指導課	5
学校給食課	7
生涯学習課・中央公民館	9
中央図書館	11
文化財課	13
松本城管理事務所	15
美術館	17
博物館	19

自己評価の基準

評価	評価の基準
A	設定した目標以上の成果をあげた
B	設定した目標を達成することができた
C	目標を達成できないものがあつた

松本市教育委員会

教育政策課

1 教育政策課の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、各課の連携を図ります。

そして、松本市教育振興基本計画が掲げる、学び続けるまち、共に学ぶまち、次代に引き継ぐまち「学都松本」をめざして、教育部だけでなく市長部局、さらには、近隣市町村、長野県との連携や、広く市民と協働しながら事務事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 教育政策課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	C	コロナ禍により、Web会議システム等を活用し、「学都松本教育100年を語る会」を一部開催しましたが、「教育委員と地区の皆さんと語る会」や「学都フォーラム」など開催することができませんでした。また、児童生徒数の減少が深刻な小規模校のあり方検討は、終期を定めた具体的な検討を進めることができませんでした。
社会情勢への変化		Society 5.0 で超スマート社会の実現に向けた技術革新が急速に進展する中、社会の構造も大きく変わろうとしています。こうした時代を生きていく子どもたちが、未来を創造する力を育むことができる知の拠点となるよう、新科学館の整備方針を見直すこととしました。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

社会の変化に対応する、これからの教育のあり方の協議（継続）

これからの教育のあり方について総合教育会議等さまざまな機会において協議

<具体的な進め方等>

- ・総合教育会議における教育行政の現状、課題についての懇談
- ・旧第11通学区高等学校教育懇話会における高校教育の将来像についての意見交換
- ・山間小規模校の今後のあり方に係る地域づくり部と連携した意見交換会や学習会の実施

ア 事業成果

総合教育会議は「新型コロナウイルス感染症対策に係る市立小中学校の今後の対応」「教育の多様化の視点で」と題し、2回意見交換を行いました。旧第11通学区高等学校教育懇話会は、7月の住民説明会（参加者107名）や11月～2月の3回の研究部会で市内高等学校長の聞取り等を行った上、懇話会を2回開催しました。小規模校のあり方検討は、庁内研究会を立ち上げた一方、具体的なスケジュールを立て協議を進めるに至りませんでした。

イ 課題と方向性

これからの教育のあり方は、それぞれの地域や立場でさまざまな意見があるため、丁寧に意見交換を重ねながら、教育委員会として一定の方向性を見定めていきます。高校改革は、さらに意見聴取を進め、中学生との対面ヒアリングやアンケートを行い、令和3年中に意見要望をまとめます。

市民と共に教育問題を考える場づくり（継続）

教育委員と住民、児童生徒、教職員との懇談による教育課題に係る理解の定着

<具体的な進め方等>

- ・「地区の皆さんと語る会」における若者や子育て世代が意見を出しやすい場づくりへの展開

ア 事業成果

当初2回を計画していましたが、コロナ禍のため、実施することができませんでした。

イ 課題と方向性

多岐にわたる教育問題については、さまざまな世代との意見交換が大切であることから、Web会議ツール等を活用し、対面でなくても意見交換ができる場のあり方を検討します。

第3次松本市教育振興基本計画策定事業（新規）

令和2年度から3年度にかけての新たな基本構想及び基本計画の策定

<具体的な進め方等>

- ・市民アンケート調査及び関係者へのヒアリング調査の実施、庁内調整会議や市民委員による策定委員会での現行計画の成果、課題の共有を踏まえた骨子案の作成

ア 事業成果 10月末～11月中旬に児童生徒・保護者・教職員・一般市民にアンケートを行い、12月～1月にアンケートでは把握できない少数の深刻な課題を教育関連施設・団体などへのヒアリング調査により補完しました。また、2月に市民策定委員会を設置し、2回にわたり調査報告や意見交換を行いました。 イ 課題と方向性 策定委員会では、学校教育と社会教育、生涯学習との総合的な連携に対する課題があげられています。教育大綱との整合性を図りながら、市民の生涯を通じた学びの指針となるような計画策定を進めます。	学都松本の推進（継続） 自ら興味をもって多様な学びに取り組めるような環境づくりの推進 ＜具体的な進め方等＞ ・学都松本フォーラムの開催 ・学都松本教育100年を語る会（通年6回講座）の開催 ア 事業成果 コロナ禍により学都松本フォーラムは中止しましたが、予定していた講演を学都松本教育100年を語る会での講演に振り替えて、会場参加と一部オンライン参加で開催しました。100年を語る会は、ZoomウェビナーとYouTubeを活用し、計3回開催しました。YouTubeは時間を問わず視聴できることから、これまでの当日参加者数より多く視聴していただくことができました。 イ 課題と方向性 YouTubeでは視聴回数が増えた一方、アンケート結果から、参加者同士の意見交換がなく一方向な学びになっているとの課題もあり、意見交換を行いながら学びを深める手法を検討します。
海洋教育パイオニアスクールプログラム事業（継続） 助成金（令和元年度～3年度）を活用したモデル校5校での特色ある海洋教育による松本らしい科学や学びを自ら探求していく子どもの育成の促進 ＜具体的な進め方等＞ ・モデル小学校5校（田川、鎌田、芳川、安曇、波田）での海や環境への自分の考えを実践につなげる力を育てる学習の実施 ア 事業成果 各校の取組みを本事業の推進協議会で共有するとともに、成果を子どもたちから地域へ発信すること、実施した授業をトライやるエコスクールのプログラムとして登録し、モデル校以外の3校でも実施することができました。	イ 課題と方向性 モデル校からは助成終了後の継続について、児童生徒の水の事故に対する安全管理員が予算不足から配置できない等の課題が出されました。地域人材の活用等、関係課との連携を図ります。
教育文化センター改修（新科学館）事業（継続） ・子どもたちの好奇心や探求力、創造性を磨く機会を提供し、次世代の育成に寄与する、「宇宙と科学」に特化した施設への展開 ・民間事業者のノウハウを活かした設計・施工・管理運営を目指した整備手法の検討 ＜具体的な進め方等＞ ・外部有識者を交えた検討委員会及び庁内検討を経た基本計画の策定 ・民間活力導入の可能性に係る調査に基づいた整備手法の検討 ・宇宙や科学への興味・関心を高める新たな取組みとして、サイエンスクラブ事業の実施	ア 事業成果 (ア) 学校のICT化等の急激な変化を受け、「Society 5.0」という時代に求められる能力を育成するため、「宇宙と科学」に特化した施設から、「未来を創造する力を育む、子どもたちの「知の拠点」としての施設に目的を変更しました。 (イ) サイエンスクラブ事業を10回実施し、子供から大人まで、宇宙や科学への興味・関心を高める機会を提供することができました。 (ウ) プラネタリウムの観覧者については、コロナ禍の休館や投映制限を除けば、令和元年度9月～3月と比較し、約6%（約200人）増でした。 イ 課題と方向性 (ア) 変更後の整備方針にあった教育コンテンツの検討が課題です。 (イ) 子供たちが変革期を生き抜くために必要とされる能力（価値を見つけ、生み出す感性と力、好奇心・探求力）を身に付けていくための事業内容のブラッシュアップを行います。

学校教育課

1 学校教育課の概要

児童生徒がより良い環境の中で学校生活をおくることができるよう、老朽化した学校施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、空調設備の設置、施設の適切な維持管理、ＩＣＴ機器の増強を含む校用・教材備品の整備等により、教育施設の整備充実を進めます。 また、就学援助事業など、子どもの就学環境全般にわたる事務事業を進めるとともに、児童生徒及び教職員の適切な健康管理に取り組みます。

2 学校教育課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	施設整備、計画策定ともに予定どおり完了しました。また、就学援助については、通常の援助に加え、新型コロナウイルス感染症による家計悪化への対応を緊急的かつ柔軟に行いました。さらに、コロナ禍の影響を受け、前倒しとなったG I G Aスクール構想^{*1}への対応を行いました。 ¹G I G Aスクール構想 Global and Innovation Gateway for All の略。1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現する構想
社会情勢への対応		コロナ禍におけるG I G Aスクール構想の大幅な前倒し実施に加え、空調機の全教室未稼働に伴う暑さ対策を実施しました。
事務事業の効率化		G I G Aスクール構想によるハードウェアの利活用を重点的に推進するため、教育委員会に職員を増員し、ＩＣＴ推進チームを設置したことで、より効率的な事業の推進に努めました。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

小中学校施設整備事業（継続） 長寿命化改良事業、地震防災緊急事業などの計画的な推進 ＜具体的な進め方等＞ ・長寿命化改良事業における学校施設長寿命化計画（個別施設計画）の策定 ・地震防災緊急事業における小学校13校、中学校8校での非構造部材の耐震化工事の実施	
ア 事業成果	(ア) 学校施設長寿命化計画を令和3年3月に策定しました。 (イ) 小学校13校、中学校8校について、非構造部材の耐震化工事を完了しました。（実施予定40校中39校で完了）
イ 課題と方向性	(ア) 策定した学校施設長寿命化計画に基づき、事業を進めます。 (イ) 今後予定しているトイレ整備事業等、個別の改修については、本計画と整合を図り進める必要があります。
空調設備整備事業（継続） 児童生徒の夏季の教育環境の改善、教職員のための空調設備の設置 ＜具体的な進め方等＞ 冷涼な山間地域の学校を除く市内全小中学校への下記方針による設置 ・小学校は、3～6年生の普通教室及び未整備の特別教室等（理科室、図工室、家庭科室） ・中学校は、特別支援学級を含む全ての普通教室及び未整備の特別教室等（理科室、美術室、家庭科室、技術室）	
ア 事業成果	冷涼地区（奈川小中、大野川小中）を除く、全小中学校のエアコン整備を完了し、夏季における教室の教育環境を改善しました。

イ	課題と方向性 使用マニュアルの周知やランニングコストの低減を図る必要があります。また、校長室など未設置個所への追加設置に係る要望が出ており、今後対応に向けた協議を進めます。
	学校通信ネットワーク整備事業費（新規） 国のGIGAスクール構想に基いたネットワーク環境の増強 <具体的な進め方等> ・市内全小中学校の校内通信ネットワークに係るLANケーブル等及び電源キャビネットの整備
ア	事業成果 全小中学校の校内通信ネットワーク及び電源キャビネットの整備を行いました。併せて児童生徒の1人1台端末配備も行い、ICT利用環境の増強を完了しました。
イ	課題と方向性 ICT分野に不慣れな教職員に対するサポートとして、学校教育課に学校ICT推進担当を新たに設置、また、ICT支援員を計11名に増員し、1人1台端末の有効活用をはじめとするICT教育を強力に推進します。
	要保護・準要保護児童生徒への就学援助制度事業（継続） 経済的理由により就学が困難な児童生徒への教育費の一部の援助 <具体的な進め方等> ・就学困難な小・中学生への学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費等の支給 ・小学1年生のうちの希望者に対する新入学用品費の3月前倒し支給 ・新型コロナウイルス感染症の影響により就学が困難となった者への柔軟な対応
ア	事業成果 (ア) 小学校1,474名、中学校946名の方に各種援助費を支給しました。児童生徒数に対する就学援助受給者の割合は、近年減少傾向にありましたが、R2年度は、小学校が12.1%、中学校が16.1%と、いずれも昨年と同率となりました。 (イ) 小学校1年生のうち、希望者には入学前の3月に前倒して新入学用品費を支給しました。 (ウ) 例年、在校生には2月中、新入生には4月初めに、全児童生徒へ就学援助制度の案内を配付していますが、加えてR2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家庭に向けた案内を新たに作成し、5月に再度全児童生徒に配付して、制度の一層の周知を図りました。 また、申請の一次締切も2カ月程度延長して受付を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて急激に家計が悪化した家庭に対しても、速やかに就学援助制度が利用できるよう対応しました。 その結果、通常の申請分に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家庭の児童生徒73名に援助費を支給することができました。
イ	課題と方向性 新型コロナウイルス感染症の影響で、今後も社会経済の不安定な状況が続くことが見込まれるため、経済的理由によって就学できない児童生徒が生じないように、引き続き制度の十分な周知に努め、急激に家計が悪化した家庭に対しても、制度の柔軟な運用を図ります。

学校指導課（令和3年度から学校教育課学校支援センターに組織改編）

1 学校指導課の概要

めざす子ども像「たくましく未来を拓く心豊かな松本の子」に向け、「健やかな体づくり」、「豊かな心の育成」、「確かな学力の向上」を目指して、学校・教職員、児童生徒への支援に取り組むとともに、引き続き「家庭・地域と学校及び幼保小中の連携推進」のため、指導主事による学校訪問で現状把握に努め、課題解決に向けた取組みを進めます。

2 学校指導課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	学校における新型コロナウイルス感染症への対応支援が継続的に必要な状況でしたが、懸案だった「不登校児童生徒を支援する学校ICTのガイドライン」、「不登校を支援する民間施設のガイドライン」、「不登校を支援する民間ICT事業者のガイドライン」及び「不登校児童生徒への支援に関する基本方針」を作成し、不登校児童生徒の社会的自立に向け、児童生徒一人一人に寄り添った支援体制を整えました。
社会情勢への対応		・新型コロナウイルス感染症防止対応で知見が進むにあたり、学校の臨時休業に至るフローチャートの4回の改訂と学校運営ガイドラインの5回の校正を行いました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で中止又は延期となった修学旅行のキャンセル料等の補助金を交付しました。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続） 校種や学級間の学びの場の柔軟な見直し < 具体的な進め方等 > ・指導主事の授業参観及び指導主事を交えた支援会議の開催 ・副学籍制度の各校における交流の促進と支援	
ア 事業成果	(ア) 該当児童生徒についての現時点での学びの場について、各校で積極的に検討を進めました。 （特別支援学級から通常の学級に学びの場を変更 R元：15名 → R2：40名） (イ) 副学籍制度の完全実施に伴い、指導要録の作成をはじめとする学籍の整備が完了しました。
イ 課題と方向性	日々成長し、多様な特性をもつ子どもに対し、教職員が十分に支援し切れていないため、特別支援教育に係る研修の対象者、内容等を精査し、松本市の特別支援教育における教員の力量向上について研究を重ねます。
学力・体力向上事業（継続） ・学力向上として、授業づくりや学校別の研究推進に係る継続的な助言、支援 ・体力向上として、各校への体力向上等の具体策への取組みの促進 < 具体的な進め方等 > ・学力向上として、臨時休校による未指導分の授業の実態調査と計画的な履修に向けた支援の実施 ・体力向上として、適度な運動や室内での体力づくりの各校への呼びかけ	
ア 事業成果	(ア) 学力向上 5月から12月まで、臨時休業に伴う令和2年度教育課程の状況調査を行い、結果を周知しました。また、1人1台パソコンで学習する授業について研修する機会を設けました。 (イ) 体力向上 小学校教職員向けの体力向上研修講座を実施し、コロナ禍における体育授業の改善にも繋げることができました。

	イ 課題と方向性 (ア) 学力向上 ＩＣＴを日常的に活用しながら児童生徒の資質・能力の育成する授業が始まるにあたり、教職員の指導力が十分ではないため、指導主事による学校訪問等を通して、具体的な指導や助言に努めます。 (イ) 体力向上 教職員の長時間労働の解消に努めるなかで、中学校の休日における部活動の段階的な地域への移行が必要であるため、生徒の運動機会が保障できる環境や体制の整備について準備を進めます。
	いじめ防止対策、不登校・引きこもり児童生徒への支援の促進（継続） ・いじめ（ＳＮＳ、スマホトラブルを含む。）や体罰のない学校づくりの推進 ・不登校、引きこもり等の児童生徒に対する支援 <具体的な進め方等> ・いじめ防止対策 感染症に関連したいじめ等の防止のための正しい知識の周知や人権教育に係る各校の支援 ・不登校、引きこもり等の児童生徒に対する支援 不登校児童生徒に関わる実態調査や不登校支援アドバイザーの学校訪問を通じた状況把握及びこども部との連携による助言、支援の実施
	ア 事業成果 (ア) いじめ防止対策 ２カ月毎に「いじめ・体罰等の実態調査」を全小中学校で実施し、いじめの認知学校数や件数、児童生徒の状況や今後の対応について集計した調査結果を報告し、指導助言をしました。 コロナ禍における差別や偏見が起きないように、罹患者やその家族への差別を考える授業例を作成・松本市の小中学校へ配布し、授業実践を促しました。この授業例は他市でもぜひ取り入れたいと問い合わせが相次ぎました。 (イ) 不登校・引きこもり等の児童生徒に対する支援 「不登校児童生徒を支援する学校ＩＣＴガイドライン」、「不登校を支援する民間施設ガイドライン」、「不登校を支援する民間ＩＣＴ事業者ガイドライン」の３つのガイドラインを作成し、多様な子どもの状況に合った支援の充実を図りました。作成当時、３つのガイドラインを整備した教育委員会は全国の市町村では見られなかったため、この取り組みはいくつかの新聞で取り上げられ、全国各地の教育委員会から、問い合わせが寄せられました。また、これまで登校ができなかった生徒が今回の支援を機に、登校のきっかけとなった事例もありました。
	イ 課題と方向性 ガイドラインの周知や各校のＩＣＴ環境の整備が不十分であったため、今後周知を強化したうえで、いじめの認知の促進、多様な不登校の背景にある子どもへの支援の充実、未然防止の体制づくり等を検討します。
	教員の負担軽減（継続） 本来の教育活動を十分行えるような環境整備の確保 <具体的な進め方等> ・教職員の長時間労働解消のための各小中学校への留守番応答機の導入
	ア 事業成果 ２月末までには市内全小中学校に留守番応答機を導入し、効率的な活用を促し、教職員の長時間労働解消に努めました。
	イ 課題と方向性 ２月末に完全導入ということもあり、課題が十分に把握できていません。課題に注視しつつ、教職員の長時間労働の更なる解消に取り組むため、「松本市における教員の働き方改革の指針」の推進に、より一層努めます。

学校給食課

1 学校給食課の概要

学校給食法に基づき、児童生徒へ安全で安心な給食を提供するとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくよう給食を通した食育に取り組みます。

また、施設・設備老朽化の解消と、令和2年度からの学校給食費公会計化により徴収・管理業務の効率化を進めます。

2 学校給食課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	新学校給食センターの建設では、これまでの検討結果を基に庁内での議論を重ねましたが、方向性が定まらず、進展が見られませんでした。 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年、課全体で実施している衛生管理・労働安全研修会や国主催の衛生管理セミナーが中止となり、各職場での研修や点検に注力しましたが、公務災害の発生件数が11件あり、昨年度よりも4件増加（派遣先での2件含む。）しました。 また、栄養教諭等の学校への訪問が思うように行えず、児童生徒へ直接、食育指導をする機会が減少しました。 しかし、小中学校が休校になり急な対応が必要となるなか、多くの調理員が特別定額給付金に係る事務や休校中の児童を預かる児童センターでの応援勤務を行うなど、柔軟な対応を行うことができたことからB評価としました。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

新学校給食センターの建設（継続） 適正な規模、配置による新学校給食センターの建設に向けた取組みの実施 <具体的な進め方等> ・既存センターとの給食配送エリアのバランス等を考慮した建設候補地の選定、用地取得 ・基本構想や基本計画の策定、設計業務への着手	
ア 事業成果	3センター方式による給食提供を基本に、東西学校給食センターと合わせ、各センターの提供食数を平準化できる規模の新センターを建設するため、建設に要する費用の積算や用地の候補地の選定を行いました。 それらを基に、実施計画第51号及び令和3年度当初予算において庁内で議論を行いました結論に至らず、実施計画第52号で再度検討することになりました。
イ 課題と方向性	波田（S46年開設）・梓川（昭和63年同）学校給食センターの老朽化が著しいことから、早急に給食センター再整備の基本方針を定め、令和4年度には学校給食センターの基本計画を策定する必要があります。そのため、整備方法について再度整理・検討し、実施計画第52号により議論を重ね、庁内の合意を得ます。
アレルギー対応食提供事業（継続） 食物アレルギー対応マニュアル及びアレルギー対応食提供事業実施要綱に沿った提供事業の実施 <具体的な進め方等> ・食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりの症状にあった対応食の提供 ・全校を対象とした緊急時の対応を徹底するための情報の共有 ・個別の懇談会等での最新情報の提供及び対応食解除に向けた取組みの促進	
ア 事業成果	(ア) 児童生徒181人にアレルギー対応食を提供し、うち13人が対応食の解除ができました。 (イ) 全校で緊急時対応の研修会を実施することができ、各校との情報共有を図ることができました。

イ	課題と方向性 対応食を希望する児童生徒が多く、現在は食品の使用頻度により対象を絞っています。医療機関との連携や個別支援により必要最低限の除去につなげ、対応食提供の対象拡大に取り組みます。 また、校内アレルギー対応委員会へ働きかけ、誤食防止や校内体制の充実を目指します。
	食育・地産地消推進事業（継続） ・食に関する指導の全体計画の整備、計画的な食育の推進 ・地産地消の推進、安全安心な食材の使用 ＜具体的な進め方等＞ ・栄養教諭等の学校訪問での食の指導、学校と連携した食育事業の実施 ・給食での地場産食材取入れによる地産地消の推進 ・児童生徒が生産した野菜の給食食材としての使用
ア	事業成果 (ア) 児童生徒が総合学習で栽培した米や松本一本ねぎ、果物などを、学校からの要望により食材として使用しました。 (イ) 食に関する指導の全体計画を３センターで整備しました。
イ	課題と方向性 栄養教諭等による学校訪問は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に配慮して訪問方法・人数を変更し、全校実施を目指します。 また、地産地消率の向上のため、食材納入業者に地場産物の納入を促します。
	衛生管理・危機管理の徹底（継続） ノロウイルス等の食中毒や異物混入等の事故防止、労働災害防止の取組強化 ＜具体的な進め方等＞ ・栄養教諭による衛生管理研修の年３回（各学期１回ずつ）実施 ・学校の長期休業中における衛生管理講習会の開催 ・労働災害防止に向けた研修の実施、衛生管理者を中心とした職場環境の整備
ア	事業成果 各センターにおいて研修会や職場点検を実施し、事故防止に努めましたが、１１件の労働災害が発生しました。
イ	課題と方向性 労働災害の発生が増加していますが、壁と台車の間に手を挟む等の注意をすれば防げる軽微なものが散見されるため、各センターで情報共有し注意を促すとともに職場点検を強化します。
	学校給食費に係る公会計化事業（継続） 学校給食費の適正かつ効率的な徴収 ＜具体的な進め方等＞ ・電話催告等による滞納整理の早期着手 ・口座振替の加入促進、児童手当等を活用した徴収等により滞納者縮減の強化 ・運用上の課題の集約、解決に向けた検証
ア	事業成果 公会計での運用初年度でしたが、学校事務が軽減されるとともに、収納率に左右されず安定して献立を作成することができました。 収納については、滞納整理（電話・面談等）やスケジュールの見直しを行い、滞納者が出ないよう努めました。また、口座振替の活用促進強化月を年３回設けたことで、利用率が向上しました。
イ	課題と方向性 就学援助制度により学校給食費が支給されている場合、認定が確定する８月分以降は直接徴収していますが、７月分までは保護者口座へ支給されるため滞納につながる場合があります。児童生徒の給食費として支給されるものであり、一部の保護者の中には、モラルの欠如による滞納が見受けられるため、強く納付を求めるよう取り組みます。 また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、保護者の就労上の理由から高額滞納につながるケースも見受けられます。保護者に寄り添いながら粘り強く交渉し、納付につなげます。

生涯学習課・中央公民館

1 生涯学習課・中央公民館の概要

生涯学習の施設整備や地域住民の主体的な学習活動の支援を行い、自治能力を高める学習活動の推進及び生涯学習による地域づくりを目指します。

地区公民館を総合的な地域づくりの拠点と位置づけ、地域課題と向き合い、地域住民が主体的に解決するための学習・実践を充実させ、松本らしい公民館活動を展開します。

2 生涯学習課・中央公民館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	・コロナ禍で、事業の縮小などがありましたが、オンライン講座等の実施や次年度に向けた検討を前倒しして進めるなど、臨機応変に対応しました。 ・施設整備は、里山辺公民館等を計画的に進めることができました。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業（継続） 町内公民館を活用した「多世代参画型地域共生コミュニティ（新たな社会システム）」の構築 東大牧野教授の研究室と3カ年の共同事業として平成30年から実施 <具体的な進め方等> ・多世代が参画する人材育成（担い手づくり）を促進するプログラムの実践、検証 ・中央地区鷹匠町町会、里山辺地区新井町会、安曇地区橋場町会をモデル町会とし、実践内容を全35地区に共有し、松本モデルとしての発信	
ア 事業成果	(ア) コロナ禍で東大牧野研究室から事業延期の申し出があり、共同事業は次年度に延期しました。 (イ) モデル町会の住民及び関係職員による合同会議を開催しました。モデル町会からは、成果を踏まえた継続性が重要など、次年度への期待について意見が出され、全体で共有しました。
イ 課題と方向性	(ア) 令和2年度は、コロナ禍で活動を自粛したことにより、住民のモチベーションの低下があり、今後の活動の継続方法が課題となっています。また、事業の成果を高めるため、地域づくりを担う地区公民館や関係部局とのかかわり方、持続可能な地域をつくるための町内公民館機能を明確にする必要があります。 (イ) 共同事業の再開に向け東大研究室と懇談を行い、改めて事業の目的や方向性を確認します。 (ウ) 事業終了後の展開も考慮し、事業の実施及び検証を行います。
松本版コミュニティスクール事業（継続） 学校を核とした地域づくりの推進 <具体的な進め方等> ・一部のボランティアに留まらない、地域全体による子どもたちへの支援 ・学校ごとに設置されるコミュニティスクール運営委員会における熟議	
ア 事業成果	新型コロナウイルス感染症の影響で事業を縮小する中、明善中学校ではコミュニティスクール運営委員会等で地域のためにできることについて話し合い、防災訓練など、中学生の主体的な参画につなげる取組みを進めました。
イ 課題と方向性	(ア) コロナ禍でも中学生の主体的参画につなげた好事例を共有する機会を設けます。 (イ) 国の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」の変更を受け、松本版コミュニティスクールの理念を引き継ぎつつ、国型のコミュニティスクールへの移行を検討します。 検討に当たっては、国の要件である、地教行法第47条の5に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置や教育委員会による協議会委員の任命に係る事項を関係課と調整します。

若者の居場所づくりと社会参画事業（継続） 青少年ホームで実施 他者とのつながりや学び直し支援の実施、若者の多様な社会参画の推進 ＜具体的な進め方等＞ ・コーディネーターとの連携や若者カフェを活用した講座等の実施 ・松本若者会議の実施による若者が住みたいまちの魅力づくりへの取り組み	
ア 事業成果	(ア) 気軽に参加できるようオンライン講座を6講座開催するなど、多様な学びと魅力ある居場所づくりを進めました。 (イ) 松本若者会議では、信大と実行委員会を組織し、まちづくりについて若者と市長との対話などを実施しました。
イ 課題と方向性	SNSなど若者が情報にアクセスしやすい環境づくりや若者が社会で活躍できる環境づくりを推進します。また、市長部局と連携して、切れ目なくひきこもりの若者支援を進めます。
町内公民館の支援（継続） 町内公民館等の整備に対する補助金交付、施設の適切な維持管理の促進 ＜具体的な進め方等＞ ・意向調査結果、補助実績及び近隣市の状況等を踏まえたうえでの実態に即した制度の見直し	
ア 事業成果	建物の改修（福祉・耐震を含む。）実績は、補助金の周知が進み、施設の改修時期も重なったこともあり、R元年度108件、R2年度91件と、H30までの5カ年平均75件から、さらに増加しています。要綱改正により、R3年度から一般改修の補助率を現行の1/2から2/3へ引上げ、解体補助（補助率1/2、限度額200万円）を新設します。
イ 課題と方向性	老朽化に伴う施設の整備が増加している一方で、人口減少に伴う施設の統廃合や解体等も考慮する必要があり、バランスのとれた運用を検討します。
社会教育施設整備事業（継続） ・里山辺公民館整備事業 / 令和4年度の開館を目指した里山辺公民館の移転、整備 ・重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業 / 保存活用計画に基づいた計画的な修理、整備 ＜具体的な進め方等＞ ・里山辺公民館整備事業 / 地元町会及び近隣の関係者への丁寧な説明による計画的な実施 ・重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業 / 工区ごとの部分休館による耐震補強工事の実施	
ア 事業成果	(ア) 里山辺公民館整備事業 各種協議が整い、令和2年度中に主体工事、電気及び機械設備工事の契約を締結しました。 (イ) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業 H30年度に着手した講堂の耐震工事は終了し、本館の耐震工事（R2年度：南棟東側）に着手しました。
イ 課題と方向性	(ア) 里山辺公民館整備事業 完成後は、個別施設計画に基づき、適正な維持管理に努めます。 (イ) 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震事業 活用される文化財建造物として、耐震化を計画的に進めます。 R3年度：南棟西側、R4年度：西棟、R5年度：北棟

中央図書館

1 中央図書館の概要

図書館は、松本市民にとって単に本を借りる場所というだけではなく、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれが自己実現を図ろうとする際のさまざまな情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。 社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努め、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、学都松本に掲げる「学び続けるまち、共に学ぶまち、次代に引き継ぐまち」を支え・実践する場として、市民に期待され、利用される図書館を目指します。

2 中央図書館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	重点目標の から について、計画どおり実施することができました。引き続き、学都松本に掲げる「学び続けるまち、共に学ぶまち、次代に引き継ぐまち」を支え・実践する場として、市民に期待され、利用される図書館を目指します。
社会情勢への対応		インターネット活用の急速な拡大に伴い、SNSや動画視聴等による中高生の読書離れなど深刻な影響が顕在化しています。 子どもたちが未来を拓く豊かな心と生きる力を育むための、第2次学都松本子ども読書活動推進計画の推進において、新たにサードブック事業 ² 等の検討を始めました。 ² サードブック事業：家庭における本に親しむ習慣を発達段階に応じて切れ目なく働きかけるために絵本をプレゼントするもの。ブックスタート（10カ月児健診時）、セカンドブック（3歳児健診時）事業に加えて6歳頃を実施するもの
事務事業の効率化		学都松本子ども読書活動推進計画の推進において、読み聞かせボランティア養成講座、スキルアップ講座を開催するなど人材育成を行い、これまで職員が行っていた定例おはなし会やブックスタート事業を市民と共に実施することができ、職員のスキルアップにも繋がりました。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

中央図書館の大規模改修（継続） 大規模改修による安全安心で快適な環境整備及び市民の利便性向上 <具体的な進め方等> ・図書館のあり方検討の結果を大規模改修に反映	
ア 事業成果	6月に外部の専門家による、あり方検討委員会を設置し、2月に検討結果をまとめた報告書を教育委員会に提出しました。同報告書を図書館協議会にも提出しました。 検討委員会からは、図書館の目指すべき将来像や、それを実現するために求められるサービス、職員や運営体制、施設・設備・立地について、提言がありました。
イ 課題と方向性	この報告書を基に、令和3年度内に市民のための図書館サービス基本計画を策定する予定です。計画の実現に必要な建物・設備等の改修を、中央図書館の大規模改修に反映させます。
図書館のあり方検討のための市民アンケートの実施（継続） 図書館サービスに関する図書館利用者や市民からの意見聴取 <具体的な進め方等> ・図書館や地域づくりセンター等の窓口での調査票配布及び「ながの電子申請サービス」による意見聴取の実施	
ア 事業成果	6月にアンケートを実施し、1,388人から回答を得ました。 図書館に求められていることを具体的に知ることができ、結果についてあり方検討委員会、図

	書館協議会に報告しました。
イ	課題と方向性 要望が多かったものは、駐車場不足の改善、Wi-Fi 環境の整備、新刊書や新聞・雑誌の充実でした。令和3年度内に策定予定の「図書館サービス基本計画」に反映する予定です。 なお、Wi-Fi 環境については、中央図書館は令和3年度に整備し、分館は順次整備を進めて行く予定です。
	書庫の狭隘化対策（継続） 中山文庫や波田図書館の書庫を活用した資料の分担保存の検討 <具体的な進め方等> ・中央図書館から移管する資料の検討、分担保存の開始 ・波田図書館の書庫に係る活用可能なスペースの調査
ア	事業成果 (ア) 中央図書館の資料の一部を中山文庫に移管しました。 (イ) 一般書は、除籍基準に基づく除籍を進め、児童書は除籍基準の見直しを行いました。
イ	課題と方向性 引き続き、中山文庫、波田図書館の書庫を活用するとともに、適正な除籍を行います。また、次期システム更新に合わせ、ICTの利活用として、電子書籍の導入、データベースの増加の検討を進めます。
	第2次学都松本子ども読書活動推進計画の推進（継続） 子どもが読書に親しめる環境づくり、子ども読書活動に係る人材育成、環境整備を推進するための連携体制づくりの着実な推進 <具体的な進め方等> ・子ども読書活動を担う人材が協働して活動を強化していくための連携・協力体制づくり、計画の推進
ア	事業成果 ブックスタート・セカンドブック事業、人材育成事業を計画的に実施し、子ども読書活動推進委員会の作業部会では、ブックスタート事業の候補本の改訂、中・高校生への働きかけの具体的な検討を始めました。
イ	課題と方向性 令和3年度は、サードブック事業など令和4年度に開始予定の事業について具体的な実施方法の検討を進めます。
	団体貸出事業のあり方研究（継続） 団体貸出の現状の検証、団体貸出専用資料の蔵書構成やサービスのあり方の検討 <具体的な進め方等> ・利用団体の現地調査、これからの団体貸出事業のあり方に係る方向性の検討
ア	事業成果 利用団体の現地調査を行い、令和元年度に実施した調査結果の分析と合わせて、団体貸出事業のあり方についての方向性をまとめ、図書館協議会に報告しました。
イ	課題と方向性 利用者ニーズによる選書、利用者が選びやすい蔵書数、事業のPR等の課題が明らかになり、令和3年度内に策定予定の「図書館サービス基本計画」に反映する予定です。

文化財課

1 文化財課の概要

松本市文化財保存活用地域計画に位置付けた各種事業を積極的に進めるとともに、その成果を市民に分かりやすく伝える講座や学習会を積極的に開催します。こうした取組みを通じ、行政と市民が地域社会のなかで連携して文化財の保存活用を図り、次の世代へ引き継いでいきます。

さらに、歴史や文化を活かしたまちづくりを通じて、市民が地域に愛着や誇りを持ち、観光や産業といった経済振興にもつながるような、魅力ある地域づくりを目指していきます。

2 文化財課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	・市域の文化財の中核をなす国指定文化財の今後の保存活用に向け、調査、保存活用計画、整備計画の策定を計画的に実施することができました。 ・地域住民による文化財の保存活用を支援し、地域づくりにも貢献することができました。 ・市民向けの発掘調査報告会等の開催、SNSによる文化財に関する情報発信を行い、市内の文化財について周知を図ることができました。
社会情勢への対応		・少子高齢化等により、文化財を継承していく環境は厳しさを増しています。文化財の保存活用の前提として、市民に文化財について知ってもらうことが必要であることから、紙媒体での配布周知のみならず、SNSやYouTubeを活用した情報発信に取り組み、効率的に幅広く学習機会を提供することができました。
事務事業の効率化		・情報が効率的に配信されたことにより、開催の問い合わせや、資料請求等の職員対応が軽減されたうえ、視聴者等参加者が例年より増加しました。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

まつもと文化遺産活用事業（継続） 平成30年度に策定した制度により、住民による地域の文化財の主体的な活用や地域活性化のための積極的な周知、具体的支援の実施 <具体的な進め方等> ・まつもと文化遺産保存活用協議会でのまつもと文化遺産の認定、認定済みの文化遺産に対する補助金等支援の継続	
ア 事業成果	(ア) 今年度新たに、新村地区の野麦街道など道を中心に形成された人々の営みに関わる文化財群をまつもと文化遺産として認定しました。また、認定済みの今井、城北、島内、安原の4団体に対して補助金を交付し、市民が主体となった地域の文化財の保存活用を図ることができました。 (イ) まつもと文化遺産活動報告会の開催や、SNSを活用した情報発信の実施により、地域住民による文化財保存活用の活動や市内の文化財について周知を図ることができました。
イ 課題と方向性	高齢化により住民主体の活動の担い手が不足していることから、SNSを活用して若い世代にも地域の文化財の魅力や制度を積極的に周知することで住民主体の活動を支援しながら、引き続きまつもと文化遺産の認定を進めます。
小笠原氏城館群史跡整備事業（継続） 信濃守護小笠原氏の本拠である井川城跡・林城跡（大城・小城）の恒久的な保存・活用を平成25年度から実施 <具体的な進め方等> ・令和2・3年度に保存活用の課題、方針を明確化し、保存活用計画を策定 ・井川城跡の用地取得の継続	

ア 事業成果 (ア) 保存活用計画策定委員会を設置し、委員会の開催と現地調査を行い、計画策定を進めました。 (イ) 井川城跡の用地4,080㎡を取得しました。(井川城跡史跡指定範囲の62%)
イ 課題と方向性 (ア) 保存活用・整備の基本方針等を定める保存活用計画を令和3年度末までに策定します。 (イ) 保存活用計画策定後、城跡の保存活用に必要となる整備内容を具体的に検討し、整備計画を策定した上で、整備事業に移行します。
殿村遺跡史跡整備事業(継続) 史跡整備を視野に発掘調査や虚空蔵山周辺の総合調査を平成22年度から実施 <具体的な進め方等> ・令和3年度からの保存活用事業への移行に伴う史跡指定を含む保存活用の方針の検討
ア 事業成果 令和2年度に総合調査報告書を刊行し、中世の宗教空間を構成する遺跡群として文化財的な価値付けを行いました。
イ 課題と方向性 (ア) 総合調査により明らかとなった遺跡群の文化財的価値をふまえ、史跡指定に向けた調整を調査指導委員会及び文化庁と進めます。 (イ) 中世の寺社や信仰に関わる遺跡としての価値付けを地元住民や市民に情報発信する普及公開事業を実施します。
史跡弘法山古墳再整備事業(継続) 墳丘規模、形状等を確認する発掘調査、周辺古墳群の調査を令和元年度から実施。保存活用計画策定後、再整備事業に移行 <具体的な進め方等> ・調査委員会、県教委、文化庁の指導・助言を踏まえた調査の実施 ・東海大学との連携による周辺古墳群の調査の実施
ア 事業成果 (ア) 令和2年度から弘法山古墳の発掘調査(1974年以来47年ぶり)を開始し、墳丘裾部を確認することができました。 (イ) 長野県考古学会との共催で、講演会・報告会を実施しました。(参加者150名) (ウ) 市民への普及公開では、新たな取り組みとしてYouTubeを活用しました。
イ 課題と方向性 (ア) 新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和2年度の周辺古墳群の調査は次年度以降に延期となりました。新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、大学との連携による調査を行います。 (イ) 東日本最古級の前方後方墳として全国的にも貴重な弘法山古墳の文化財的な価値を、より多くの市民に知ってもらうため、現地講座やSNSなどによる情報発信を積極的に行います。
白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存整備事業(継続) 白骨温泉の付加価値向上に貢献しながら、文化財を保存・活用。平成27年度から地質調査着手 <具体的な進め方等> ・令和元年度策定の保存活用計画に基づき、重点保存地区の境界柵や観察路、導入展示等を整備 ・保存活用協議会、白骨温泉まちづくり委員会、環境省、庁内関係部局等と連携して実施(令和4年度設計、令和5年度施工の予定)
ア 事業成果 (ア) 文化財保護法に義務付けられた指定説明板(3枚)・境界標(8本)を整備するとともに、用地一筆(988㎡)を取得し、指定地の保全を図ることができました。 (イ) 保存活用協議会を設置して整備計画を策定し、整備内容の具体化と関係者との共有が進みました。 (ウ) 地元学校や地域住民を対象にした見学会(参加者延べ32名)や、乗鞍温泉との泉質の違いと大地の成り立ちの関係を学ぶ観光ツアー(参加者16名)を試行し、活用上の課題が把握できました。
イ 課題と方向性 噴湯丘がコケなどに覆われて分かりにくいいため、令和3年度は一部の噴湯丘を露出させて見どころを把握し、設計施工の準備段階として観察路の詳細や導入展示のあり方を検討します。

松本城管理事務所（令和３年度から管理担当は文化観光部松本城管理課に、城郭整備担当は文化財課に組織改編）

1 松本城管理事務所の概要

松本城を確実に後世に守り伝えるため、各種計画に基づき、国宝松本城天守、史跡松本城の文化財としての適切な保存管理・公開を行うとともに、歴史的遺構の復元整備及び史跡内建造物の維持補修、更に歴史的資料の収集・保存・研究を計画的に進めています。

2 松本城管理事務所の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	・天守耐震対策事業は当初予定した松本市独自の天守石垣調査を実施し、防災設備整備事業は更新・新設する設備に係る実施設計を行い、工事に着手しました。 ・史跡整備事業に係る事業のうち、黒門・太鼓門耐震対策は基本設計を、堀浄化対策事業は全面的な堀浚渫に向けた堀総合調査と浚渫工法の実証実験を、南・西外堀復元事業は年度当初に予定した用地買収をそれぞれ実施することができました。
社会情勢への対応		フランスのノートルダム寺院や沖縄県首里城の火災を受け、松本城の防災に対する取組みを強化するため、防災設備の更新・新設に着手しました。
事務事業の効率化		平成２７年度から取り組んでいた本丸北外堀南面石垣修理事業が完了したこと、また、他の石垣は工事の緊急性が乏しいことから、今後は石垣動態観測に移行することとします。

3 令和２年度における重点目標の成果と課題

国宝松本城天守耐震対策事業（継続） 平成２６～２８年度に実施した耐震診断結果に基づき、平成２９年度に着手した耐震対策基本計画の策定と、国庫補助（補助率：５０％）を活用した令和８年度からの耐震工事の実施 ＜具体的な進め方等＞ ・天守台内部の地盤や石垣調査の実施、国宝松本城天守耐震対策専門委員会（以下、「専門委員会」という。）での耐震対策基本計画策定の検討	
ア 事業成果	調査により、耐震対策検討に必要な天守石垣の基礎データが取得できました。また、専門委員会で、耐震対策基本計画の検討を進めました。
イ 課題と方向性	松本城の文化財的価値を損なわない耐震補強（案）の作成が課題となることから、調査で取得した天守石垣の基礎データを活用し、国や専門委員会の指導・助言を仰ぎながら天守と石垣の一体的な耐震対策のための研究を進めます。
松本城防災設備整備事業（新規） フランスのノートルダム寺院や沖縄県首里城の火災を受け、令和２年度から国庫補助（補助率：８０％）を活用した天守建造物等の防災設備見直し ＜具体的な進め方等＞ ・自動報知設備、自動消火設備、屋内外消火設備等防災設備の更新、新設	
ア 事業成果	防災設備の更新・新設のための実施設計を行いました。
イ 課題と方向性	防災設備の更新、新設工事の完了を図るとともに、それら設備の円滑な運用と、早期発見・早期消火のための体制整備を重要な課題としてとらえ、組織的な防災体制の強化を進めます。

黒門・太鼓門耐震対策事業（継続） 平成30年度に実施した耐震診断結果に基づき、令和元年度に着手した黒門・太鼓門の補強内容等の検討。また、それを踏まえた耐震対策基本計画の策定、耐震工事の実施 <具体的な進め方等> ・史跡松本城整備研究会等での補強内容等の検討、耐震対策基本計画の策定	
ア	事業成果 黒門・太鼓門の建造物利用に影響が生じないような補強内容等を検討し、基本設計を行いました。また、太鼓門の耐震補強にあたっては、国庫補助の対象となるよう調整・協議を行いました。
イ	課題と方向性 大地震動時の被害が大きい太鼓門は、国庫補助の活用が可能（補助率：50%）なことから、令和4年度の工事着手を目指し、先行して実施設計・工事に着手します。黒門は、天守耐震対策工事の実施時期との調整が課題となることから、太鼓門耐震工事完了後、来城者等に不都合が生じないように留意しながら事業を進めます。
堀浄化対策事業（継続） 松本城堀（内堀、外堀、総堀）の堆積物除去（浚渫）工事の実施 <具体的な進め方等> ・堀浚渫基本計画策定のための堀総合調査及び松本城の堀に適した浚渫工法確認のための実証実験の実施、堀清掃業務や薬剤（酸化マグネシウム）の散布等、日常的な堀浄化業務の継続実施	
ア	事業成果 松本城の堀に適した浚渫工法確認のため、3工法・約900㎡の実証実験を行いました。また、堀総合調査により、堀水の水質、水量等の基礎データを得ました。
イ	課題と方向性 全面的な堀浚渫の実施にあたっては、「遺構に影響を与えない」「観光客や周辺住民へ十分配慮する」等の課題があることから、実証実験及び堀総合調査の結果を基に、全面的な堀浚渫と浚渫工事後の堀維持管理に向けた基本計画を策定したうえで、令和5年度から国庫補助（補助率：50%）を活用した全面的な浚渫工事を行います。
松本城南・西外堀復元事業（継続） 「史跡松本城およびその周辺整備計画」及び「松本城歴史的風致維持向上計画」に基づき、国庫補助（補助率：最大80%）を取り込みながら内環状北線整備事業と併せた南・西外堀の一体的な復元 <具体的な進め方等> ・用地買収、家屋補償等の実施、南・西外堀の範囲と形状を確認するための試掘（発掘調査）公費による処理費用が発生しない手法の調査、研究	
ア	事業成果 9,283.26㎡の事業用地に対し、6,195.09㎡を取得し、全体の取得率は66.7%に達しました。「世界水準の観光エリア」整備に向けた新たな部署（お城まちなみ創造本部）が創設され、その中で外堀復元の調査・研究体制の強化を図ることとしました。
イ	課題と方向性 現在の事業方針である「平面整備」から、「水をたたえた堀復元」への転換に向け、まずは用地取得完了を目指します。また、史跡整備のために幕末維新期時の堀の状態を把握する必要があることから、堀の範囲、形状を把握するための試掘（発掘調査）を実施します。併せて、取組状況・成果を市議会や市民等に周知・報告し、意見を伺います。 なお、令和3年度以降は、松本城南・西外堀復元事業を主管するお城まちなみ創造本部と協力して事業を進めることとします。

美術館（令和３年度から文化観光部に組織改編）

1 美術館の概要

美術館が目指す４つの場「鑑賞の場、表現の場、学習の場、交流の場」の提供を事業の柱に据え、展覧会や教育普及事業等を実施し、芸術文化の振興と文化の薫り高い市民生活の充実を目指します。

2 美術館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	・鑑賞面では展覧会事業を開催し、ミュシャ展は４万人超の来場者、また、常設展示も無料開館により多くの来館者がありました。 ・学習面では教育普及事業として高校生講座や未就学児プログラムを開催し、美術のすそ野を広げる取り組みを行いました。 ・検温実施や来館者導線の明確化などの感染症対策を講じ、安心安全な館運営に取り組みました。 ・夏の正倉院展の開催延期など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施の事業がありましたが、総合的にＢ評価としました。
社会情勢への対応		新型コロナウイルス感染症拡大防止及び来館者サービス向上の取り組みとして、動画配信による展示紹介を実施するとともに、指定管理者と協議し、ミュージアムショップでの支払方法として、従来からのクレジットカード決済に加え、２月からＱＲコードによるキャッシュレス決済を導入しました。
事務事業の効率化		キャッシュレス決済の導入により会計時の混雑が緩和でき、更に、釣銭の受渡しミスなどの人為的なトラブルも防止でき、職員の業務負担の軽減につながりました。

3 令和２年度における重点目標の成果と課題

多くの人の心に届く展覧会事業の開催（継続） 国内外の優れた美術作品を紹介する企画展の開催及び草間彌生作品の拡大展示による来館者サービスの向上 <具体的な進め方等> ・「柚木沙弥郎のいま」等の企画展及び草間彌生作品の拡大特別展示の開催 ・デジタルサイネージを活用した館内案内の明確な表示及び外国語対応スタッフ（英語・中国語・韓国語）の拡充による多言語対応の向上 ・草間彌生専用パンフレットを活用したＰＲ強化 ・取材等の積極的な受入れによる国内からの集客と合わせたインバウンドの強化	
ア 事業成果	(ア) コロナ禍の中、「正倉院展」は開催中止となりましたが、そのほかの企画展では感染症対策を講じたうえで、「柚木沙弥郎展」は会期を変更して開催し、６，８４０人が来場、「みんなのミュシャ展」は予定通りの会期で開催し、４０，２８０人が来場しました。また、改修工事による長期休館前の come to matsumoto キャンペーン（３月実施）では、県内外から１７，６００人（Ｈ３１年同月比８０％増）を超える来館者があり、多くの市民が草間彌生作品をはじめとする芸術に触れる機会となりました。 (イ) 往来自粛の関係等から柚木展や草間展示でＳＮＳ等による展示紹介を行いました。
イ 課題と方向性	(ア) 令和３年度の大規模改修後、４年度のリニューアルオープンが開館２０周年にあたり、マスコミ等外部との積極的な連携も視野に節目の年に相応しい魅力ある記念展を企画します。 (イ) 草間氏本人、草間スタジオ、草間彌生記念芸術財団との連携による円滑な顕彰活動を継続するとともに、引き続き展示スペースを拡大し「草間生誕の地・松本」を国内外に発信します。

未来の学都を支える子ども育成事業の推進（継続） 学校と連携した美術教育の充実及び美術のすそ野を広げるプログラムの実施 <具体的な進め方等> ・アートカード、鑑賞ノート（鑑賞教育教材）を活用した学校連携の推進 ・未就学児向けの親子プログラムや教職員と連携した高校生対象の講座の開催 ・アカデミア館における子ども向けプログラムの実施	
ア	事業成果 (ア) アートカードは5回37セットの貸出を行い、カードゲームとして楽しみながら美術館収蔵品に親しんでもらうきっかけとして好評を得ています。一方で鑑賞ノート（書込式）は、令和元年度から1,000部弱を配布しましたが、短時間の学校見学では使いづらいという指摘を受け、改良の検討を進めました。 (イ) 未就学児向けプログラム「はじめてのびじゅつかんさんぽ」と高校生講座は感染症対策を講じながら実施し、「また参加したい」「貴重な体験ができた」等、再び美術館へ足を運んでもらうきっかけづくりとすることができました。 (ウ) アカデミア館では、子どもが参加できるワークショップ（3事業4回実施、延べ195人参加）を新たに開催しました。 教育普及事業の実績 ・美術館：17事業のうち、7事業は実施（延べ190人参加）、10事業は中止・延期 ・アカデミア館：8事業のうち、6事業は実施（延べ252人参加）、2事業は中止
イ	課題と方向性 (ア) 現行の鑑賞ノート（書込式）に替わる使いやすい鑑賞用教材の試作を進め、小中学生等青少年の鑑賞学習の手助けとなるよう取り組みます。 (イ) プログラムの継続や見直しを検討し、各世代がより美術に親しむきっかけとなる事業の実施に取り組みます。 (ウ) 令和3年度改修工事による休館に伴い、公民館等と連携した出前講座の拡充に取り組みます。
美術館大規模改修事業（継続） 実施設計の開始 <具体的な進め方等> ・令和2年度：実施設計、3年度：改修工事(全館休館)、4年度：リニューアルオープン	
ア	事業成果 9月に実施設計完了、9月補正予算に改修事業費計上、12月入札、2月定例会で工事契約を議決し、予定どおり令和3年4月から着工できるよう計画的に進めることができました。
イ	課題と方向性 作品や来館者にとって整った展示環境のもとにリニューアルオープンができるよう工事関係者と連絡調整を密に行い、設計書の内容に遺漏のないよう計画的な工事を進めます。 なお休館中の3年度は、松本まちなかアートプロジェクトの一環として、松本パルコでの館外特別展示を開催します。
危機管理体制の強化（継続） 感染症等新たなリスクが発生した際の対策及び対応力の向上 <具体的な進め方等> ・市、指定管理者、委託業者及びレストランとの情報共有体制の強化 ・受付窓口へのアクリルボードの設置等の対策の検討	
ア	事業成果 受付窓口へのアクリルボード設置をはじめ、来館者へのマスク着用、検温、来館者カード記入の協力依頼、混雑時の入場制限など、関係者と連携して、感染症対策に取り組みました。
イ	課題と方向性 来年4月の再オープンに向け、来館者が安心して美術鑑賞できるよう、感染状況に応じた対策を実施します。

博物館

1 博物館の概要

博物館は、市域の歴史、民俗、産業、自然等の資料を収集保管し、市民の学習に供することにより松本市の発展に寄与することを目的とする社会教育機関です。平成12年に策定した「松本まると博物館構想」の理念のもと、市民が気軽に学習に利用できる環境を整えるため、新博物館の建設を進めるとともに、展覧会や講座等の事業により松本について学ぶ機会を提供し、学びの成果を地域の発展に活かす取組みを市民の皆さんとともに進めています。

2 博物館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	B	基幹博物館の建築工事及び博物館の資料整理は計画通り進捗し、市民の博物館に対する期待が高まっています。また、国宝旧開智学校校舎の適切な保存活用もおおむね順調に進んでいます。 2回目の博物館まつりは、企画運営を実行委員会形式に移行し、多くの課題は見出されたものの、市民による自主的な活動という面では大きな進展となりました。また、館内研修や博物館のあり方検討などにより、職員の意識にも変化が見られ、市民の学びをサポートするという基本的な活動は身に付きつつあります。

3 令和2年度における重点目標の成果と課題

基幹博物館整備事業（継続） 令和2年3月の工事請負契約締結 ＜具体的な進め方等＞ ・令和4年5月の竣工に向けた建築工事の進行管理 ・令和2年10月の展示製作業務の着手に向けた発注作業 ・直営（学芸業務）・指定管理者（管理運営業務）混合による運営スキームを基にした開館後の運営方法の検討	
ア 事業成果	(ア) 建築工事起工後直ぐに緊急事態宣言発出による工事の一時中止処置を行いましたが、主体工事においては予定出来高（10%）を超えて進捗することができました。 (イ) 展示製作業務の受注者を決定し、準備工に着手しました。
イ 課題と方向性	直営・指定管理者混合による運営スキームを軸とした管理運営について方針決定を図るとともに、基本事項となる休館日、開館時間及び観覧料等の検討を進め、必要な条例改正を行います。
博物館資料の収集・保管・活用方針に沿った資料整理の実施（継続） 博物館資料の収集・保管・活用方針としての資料取扱内規の制定、整理の実施、合併地区資料の保管のあり方の検討 ＜具体的な進め方等＞ ・本館における移転に向けた簡易な整理の実施及び合併地区における資料の分別及び収蔵場所への移動 ・新博物館の収蔵庫に収納しない資料の収蔵場所確保に係る実施計画での検討	
ア 事業成果	(ア) 約53%（6万7千点）の資料登録を終了し、ホームページに掲載したことで、利用者の利便性向上につながりました。 (イ) 庁内協議を経て、新博物館以外の資料の収蔵場所として旧錦部小学校を確保しました。
イ 課題と方向性	収蔵スペースには限りがあるため、資料精査により適切な保管場所を選別しつつ資料整理を進めるとともに、引き続き収蔵場所の確保を検討します。

国宝旧開智学校校舎保存活用事業（継続） 保存活用計画の策定、校舎の耐震対策事業の実施、校舎周辺整備の課題についての庁内検討 ＜具体的な進め方等＞ ・保存活用計画の年度末の策定、校舎の耐震工事に係る実施設計の着手 ・公共交通の活用及び展示収蔵庫棟の新設等に関する校舎周辺整備の課題の整理	
ア 事業成果	(ア) 保存活用計画の策定は組織改正後に見送ることとし、文化庁から指導のあった防災計画のみ先行して実施しました。また、耐震対策工事は実施設計を完了し、工事発注事務を行いました。 (イ) 校舎周辺整備について関係課と協議して課題を整理しました。
イ 課題と方向性	(ア) 先行して実施した防災計画に基づき、令和４年度中の防災設備更新着手を目指します。保存活用計画は、令和３年度中に策定します。 (イ) 保存活用計画の対象とならない課題は、別途検討の場を設けるよう調整します。
歴史文化基本構想の実現（継続） 市民の博物館活動の推進、歴史文化に根差したまちづくりへの貢献 ＜具体的な進め方等＞ ・市民学芸員養成講座による市民の博物館活動の推進 ・博物館まつりでの市民の博物館活動等の成果発表の場の創設 ・中信地方の博物館との連携（藩領ミュージアム）の強化	
ア 事業成果	(ア) 市民学芸員養成講座の第９期を開講し、８名が受講し、うち５名が修了しました。 (イ) 博物館まつりはコロナ禍の影響により実施時期が３月に変更になりましたが、企画運営を実行委員会形式に移行し、友の会、ボランティア・エムの会、市民学芸員の皆さんによる活動報告やイベントなど、市民の皆さんの主体的な取組みにより開催することができました。 （延べ７２０人来場） (ウ) 藩領ミュージアムはコロナ禍により実施を見送りました。
イ 課題と方向性	新博物館が開館するまでは本館が休館となるため、市民の活動拠点を分館に移し、市民が学べる場所を確保しながら事業を展開します。
博物館施設の管理運営のあり方（継続） 博物館等の施設のあり方及び維持や管理運営の手法の検討、学芸員の計画的な採用と人材育成の仕組みづくりの継続検討 ＜具体的な進め方等＞ ・博物館施設及び文化財施設の性格を精査し、組織のあり方を検討 ・指定管理者制度の導入可能な施設における関係者との協議の継続 ・学芸員等専門職員の計画的な採用の検討、研修強化、育成	
ア 事業成果	(ア) 博物館と文化財課及び松本城管理事務所の城郭整備担当と、課内で検討した結果（文化財保護法と博物館法という法体系に沿った効率的な運営など）を共有しました。 (イ) 館内での学芸員研修の実施により、学芸員の意識向上に努めました。 (ウ) 学芸員及び建築士の配置の必要性について関係課で検討しました。
イ 課題と方向性	(ア) 博物館と関連する部署とともに、行革見直し検討において運営を見据えた組織のあり方について検討します。 (イ) 学芸員の育成には時間を要するため、研修を継続し、職員のさらなる意識改革を進めます。 (ウ) 専門職の採用及び育成についても、関係部署と実施に向けて検討を進めます。

教育委員会資料
3 . 4 . 2 2
学校教育課

報告第 4 号

いじめ・体罰等の実態調査 【2・3月分】の結果について

1 趣旨

2カ月に一度、市内全小中学校で実施している、「いじめ・体罰等の実態調査」について、2・3月分の集計結果を報告するものです。

2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによる

3 調査結果の概要

いじめ・体罰等を認知した学校・認知件数

小計の下段()内は、令和元年度同時期調査数
(令和2年3月2日から臨時休業で例年と登校日数が異なる。)

区分	学校総数 (単位:校)	認知した 学校数 (単位:校)	認知してい ない学校数 (単位:校)	認知件数 (単位:件)	1校当たり (単位:件)
小学校	29	19 (11)	10 (18)	71 (34)	2.4 (1.2)
中学校	21	9 (4)	12 (17)	25 (7)	1.2 (0.3)
計	50	28 (15)	22 (35)	96 (41)	1.9 (0.8)

いじめ・体罰等の事案区分

区分	いじめ	体罰等	計
小学校	71	0	71
中学校	25	0	25
計	96	0	96

いじめ・体罰等の発生区分

区分	新規	再発	計
小学校	48	23	71
中学校	24	1	25
計	72	24	96

いじめの現在の状況(令和2年4月以降累計)

区分	解消している (日常的に観察継続中)	解消に向けて 取組中	その他(転居等)	計
小学校	285	236	0	521
中学校	159	105	1	265
計	444	341	1	786

いじめの認知件数の学年別,男女別内訳 小計の下段()内は令和元年度同時期調査数

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
小学校	男子 6	1	5	12	8	11	43
	女子 0	1	10	6	4	7	28
	小計 6 (4)	2 (1)	15 (5)	18 (9)	12 (10)	18 (5)	71 (34)

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
中学校	男子 8	1	0				9
	女子 9	4	3				16
	小計 17 (3)	5 (4)	3 (0)				25 (7)

いじめの態様

1 件中に、複数の内容を含んでいる場合があります。

区 分	小学校	中学校	計
冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる。	4 1	1 7	5 8
仲間はずれ、集団による無視をされる。	8	7	1 5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1 4	1	1 5
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	7	0	7
金品をたかられる。	2	0	2
物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4	0	4
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	7	1	8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	1	4	5
その他	6	2	8
計	9 0	3 2	1 2 2

4 傾向

「いじめを認知した学校数」や「いじめの認知件数」については、令和2年3月2日から臨時休業となったため、参考値として掲載しています。

体罰に関する事案報告はありませんでした。

いじめの現在の状況「その他」の1件は、卒業した生徒です。

令和2年4月以降に発生したいじめに関する事案786件に対して、444件が解消され、解消率はおよそ57%でした。

学年別の小学校における件数では、1,2年生が少なく、3年生以上で多い状況で、中学校では、特に1年生で多い状況でした。

いじめの内容では、「冷やかしからかい、悪口や嫌なことを言われる」が最も多く、全体の約半数を占めています。「金品をたかられる」項目で報告があった小学校における事案は、「オンラインゲームのアイテムをねだられる」という報告でした。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」項目では「突然SNSのグループからはずされた」、「SNSに悪口を書き込まれた」、「SNS上でのやりとりをスクリーンショットで他人に拡散された」ことが報告されました。

「その他」では、自分の持ち物を傷められる事案、加害者が特定できていない事案が報告されています。

5 今後の対応

新型コロナウイルス感染症に起因する臨時休業措置や感染対策をしながらの学校生活の中で、各校においてはいじめに関するアンケートや児童・生徒との面談機会、生活指導が大切に位置づけられたことが報告にも記載されています。

しかし、各校の生徒指導・生活指導担当教員の参集会議が2回のみと、周知の機会が少なく、いじめの認知数にも学校間で差がありました。

令和3年度はいじめアンケートの工夫を進めながら、早い段階で察知し、チームとして対応する流れや姿勢づくりを行っていくよう、各校への働きかけを強化していきます。

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援センター センター長 高野 毅

電話 33 - 4397



まつもと市民生きいき活動

- わたしは こころをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちをきれいにしよう

報告第 5 号

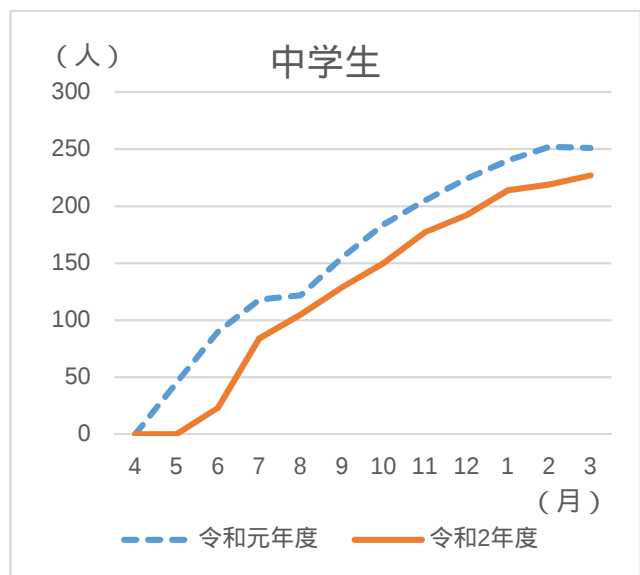
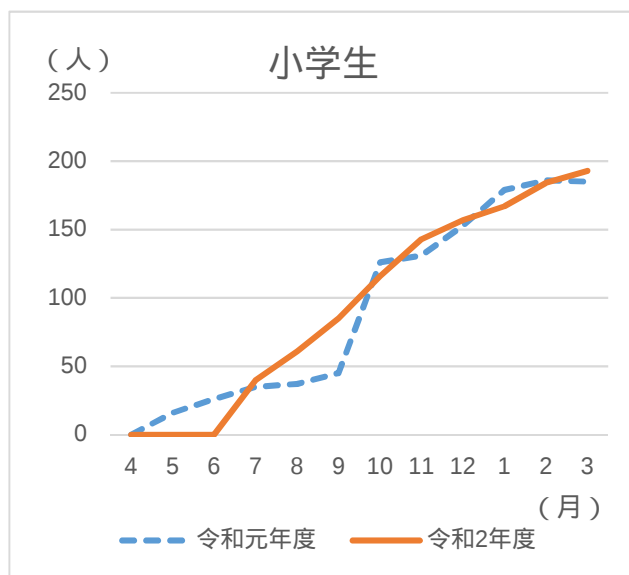
不登校児童生徒の状況について

1 趣旨

市内全小中学校で毎月実施している「不登校等長期欠席児童生徒に関わる実態調査」について、令和2年度の不登校児童生徒の状況について報告するとともに、不登校支援アドバイザーの活動や中間教室の状況について併せて報告するものです。

2 児童生徒の欠席状況

累計30日以上欠席数（不登校）



・月半数以上欠席している児童生徒及び累計30日以上欠席している児童生徒の状況（人）

	年 度	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	令和2年度	月半数以上欠席数	(86)	(99)	109	115	130	125	147	168	160	166	170	163
		（内月全欠児童数）	(59)	(55)	38	49	68	58	48	70	80	83	73	62
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	0	0	40	61	85	116	143	157	167	184	193
	令和元年度	月半数以上欠席数	74	87	103	110	126	107	119	126	133	144	139	137
		（内月全欠児童数）	22	25	28	49	65	47	52	51	61	61	58	53
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	16	26	35	37	45	126	131	153	179	186	185
中学校	令和2年度	月半数以上欠席数	(86)	(123)	134	142	155	160	172	179	185	209	212	196
		（内月全欠生徒数）	(63)	(72)	48	53	65	50	55	75	59	77	72	53
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	0	23	84	105	129	150	177	192	214	219	227
	令和元年度	月半数以上欠席数	96	114	126	133	142	151	165	182	179	206	207	206
		（内月全欠生徒数）	27	41	51	48	76	46	55	59	48	63	67	64
		累計30日以上欠席数（不登校）	0	45	90	118	122	155	184	205	224	240	252	251

令和2年度4月の登校3日、5月の分散登校6日と、例年と登校日数が大きく異なるため、（ ）内に数値を掲載

3 令和2年度学校指導課不登校支援アドバイザーの学校訪問支援の状況（年度間）
学校訪問回数（回）

	小学校	中学校	計
令和2年度	108	83	191
令和元年度	87	211	298

訪問形態（回）

	面談	児童・生徒観察 （授業参観）	支援会議 あるぶ連絡協議会	家庭訪問	中間教室 はぐルッポ等 訪問
令和2年度	234	420	67	23	20
令和元年度	309	565	64	24	20

面談相手（回）

	校長	教頭	生徒指導不登校支援等担当	児童生徒	保護者	養護教諭	学級担任
令和2年度	165	307	142	46	101	78	99
令和元年度	181	334	120	184	73	88	111

4 中間教室の状況

通室児童生徒の状況

ア 中間教室通室児童生徒数の過去10年間の推移（人） 復帰には一部復帰も含む

年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童	15	13	12	7	12	11	6	17	21	33
生徒	54	48	43	48	46	39	47	53	37	29
全体	69	61	55	55	58	50	53	70	58	62
復帰	13	29	38	33	26	18	23	38	19	45

イ 在籍児童生徒数（人） 入室届の提出なく利用がある場合も含む

	山辺中間教室		鎌田中間教室		あかり教室		計	
	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度
児童数	13	25	1	2	7	6	21	33
生徒数	13	9	16	14	8	6	37	29
計	26	34	17	16	15	12	58	62

保護者や学校との連絡相談の現状（回）

	山辺中間教室	鎌田中間教室	あかり教室	計
面接相談	155	512	584	1251
家庭訪問	2	0	7	9
学校訪問	11	15	25	51
電話相談	383	198	330	911
関係諸機関連絡等	62	194	272	528

5 傾向

年度間における月半数以上欠席した児童生徒数と全欠児童生徒数には、不登校以外に、病気欠席や民間施設への登校、新型コロナによる海外との移動制限等の理由による欠席も含まれています。小中学校ともに、3月末において月半数以上欠席している児童生徒数は、年度当初の4月の数と比較し、およそ2倍となっています。

3月末において、不登校で累計30日以上欠席した児童生徒数は、小学校では前年度比8名増の193名、中学校では前年度比24名減の227名でした。

昨年度における中間教室の入室状況は、小学生は前年度比12名増の33名、中学生は8名減の29名で、計4名増の62名でした。そのうち、学校への復帰数（一部復帰も含む）は、前年度比26名増の45名でした。年度ごとに在籍数に変動はあるものの、50～70人程度の児童生徒が利用し、社会的な自立に向けて努力しています。

6 今後の対応

不登校支援アドバイザーと指導主事による学校訪問において学校長、教頭、支援に携わる教職員との面談や自立支援教員報告会、中間教室連絡会から、不登校児童生徒の状況について情報を共有し、今後の方向について検討、助言してきました。今後も中間教室や、こども部で運営している「はぐルッポ」への通室に関わる働きかけとともに、県スクールカウンセラーの活用、県SSWによる訪問支援、医療機関との連携を図った「元気Up教育相談」の活用等、子どもの様々な状況に応じた迅速な対応に努めていきます。

不登校支援アドバイザーが「はぐルッポ」や児童センター、「フリースペース十色」を訪問し、学校外で活動している不登校の子どもたちとの交流を図ったり、その子どもの背景を知ったりする機会を積極的に持つよう努めることで、より具体的な助言や支援の手掛かりに役立てていきます。

中間教室に入室している児童生徒や不登校傾向の児童生徒に向けて、松本山雅FCの協力を得て開催している「元気Upサッカー教室」をPRし参加を促していきます。

家庭環境の対応も含めて、他課との連携を引き続き行いながら不登校支援にあたっていきます。特に、「あるぷキッズ」所属の「発達障害児サポートコーディネーター」と連携し、家居の過年度生宅の訪問や、家に引きこもりがちで中間教室に入室することも難しく家居になりそうな中学生・保護者に卒業後も支援が途切れないよう働きかけを継続します。また、障がい者総合支援センター「新保人間塾」の「発達障がいサポートマネージャー」とも連携し、居場所支援として「ほっとスペース」の活用を進めていきます。さらに、発達障害（疑い）の児童生徒については、特別支援学校の相談員や「あるぷキッズ」のスタッフと保護者をつなげ、子どもへの接し方を保護者に学んでいただく（ペアレントトレーニング）等、児童生徒の状況に合った機関への働きかけをしていきます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症への恐怖から引きこもっている児童生徒に対して、Zoom等を用いて面談の機会を確保している事例があり、より多くの学校で積極的に活用されるよう、その良さを広めていきます。

特に小学校において不登校児童が増加している状況から、自立支援教員の研修会、特別支援教育支援員等を含めた市費教員研修会を行うことにより、様々な児童生徒への対応や取組みについて学ぶとともに、悩みや今後の見通しについて共有し、個々のスキルアップを図っていきます。

不登校児童生徒を支援する民間施設及び、ＩＣＴ等を活用した学習活動を行う民間業者についてのガイドラインに沿って、不登校児童生徒の学校出席の扱いや学習状況の評価が適切に行われるよう、ガイドラインを周知し、学校や児童生徒・保護者を支援していきます。

担当

学校教育課 課 長 塚田 雅宏

学校支援センター センター長 高野 毅

電話 ３３－４３９７



まつもと市民生きいき活動

●わたしは
●あなたに
●このまちを

こころをみがき、からだを使おう
あいさつをしよう
きれいにしよう

一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように…

報告第 6 号

令和3年度の学級編制等について

1 趣旨

市立小中学校の今年度の学級編制の内容等について報告するものです。

2 学級編制について

市立学校の設置数は、小学校28校で分校2校(あさひ分校、美ヶ原分校)及び分室1室(松原分室)、中学校19校で分校3校(桐分校、あさひ分校、松原分校)となっています。

学級編制状況の詳細は別紙1のとおりです。

児童生徒数及び学級数

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減
小学校	児童数(人)	11,950	12,136	186
	学級数(クラス)	526	523	3
中学校	生徒数(人)	5,870	5,889	19
	学級数(クラス)	255	246	9

国基準と県基準との比較

ア 国基準

「公立義務諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第2項により、小・中学校ともに1学級40人、小学1年生と2年生は35人と定められています。

イ 県基準

県は独自に、国を上回る基準を定めており、平成18年度から小学6年生までを35人、平成25年度から中学3年生まで拡大し、全ての学年を1学級35人としています。

ウ 比較

国基準で学級編成をした場合と比べると、小学校では28学級、中学校では25学級多い状態となっています。内訳は次のとおりです。

(単位：クラス数)

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校			2	6	10	10	28
中学校	7	9	9				25

担当

学校教育課 課 長 塚田 雅宏
 学校支援センター センター長 高野 毅
 電話 33 - 4397

令和3年度 学 級 編 成

		学校名	2.4.6現在		3.4.6現在		増 減		1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		通常学級 計		知的障害		情緒障害		病 虚 弱		難 聴 他		特別支援計	
			学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数	学 級	児 童 生 徒 数
			数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数		数	
小 学 校		総 計	523	12,136	526	11,950	3	-186	64	1,818	64	1,815	66	1,852	70	1,928	69	1,848	73	1,962	406	11,223	42	227	76	497	1	2	1	1	120	727
	1	開智池	22	598	22	594	0	-4	3	96	3	93	3	94	3	98	3	88	4	107	19	576	1	5	2	13	0	0	0	0	3	18
	2	源 池	16	272	14	250	-2	-22	1	30	2	44	2	42	2	40	1	35	2	41	10	232	1	4	2	13	0	0	1	1	4	18
	3	筑 摩	16	370	15	355	-1	-15	2	62	2	59	2	48	2	52	2	57	2	65	12	343	1	2	2	10	0	0	0	0	3	12
	4	旭 町	18	380	19	381	1	1	2	54	2	55	2	52	2	58	2	55	2	66	12	340	3	18	3	21	1	2	0	0	7	41
	5	田 川	17	291	16	276	-1	-15	2	41	1	35	2	44	2	44	2	40	2	45	11	249	2	10	3	17	0	0	0	0	5	27
	6	鎌 田	33	898	34	909	1	11	4	137	5	146	4	130	5	150	5	146	5	160	28	869	2	11	4	29	0	0	0	0	6	40
	7	清 水	23	584	24	582	1	-2	3	99	3	85	3	99	3	101	3	78	3	83	18	545	2	10	4	27	0	0	0	0	6	37
	8	島 内	28	755	29	782	1	27	4	123	4	117	4	131	5	149	4	118	4	116	25	754	1	5	3	23	0	0	0	0	4	28
	9	中 山	8	102	8	101	0	-1	1	16	1	15	1	12	1	18	1	15	1	18	6	94	1	4	1	3	0	0	0	0	2	7
	10	島 立	16	318	16	320	0	2	2	48	2	45	2	51	2	50	2	56	2	50	12	300	1	3	3	17	0	0	0	0	4	20
	11	芝 沢	18	445	18	421	0	-24	2	62	2	56	2	67	2	65	3	78	2	63	13	391	1	4	4	26	0	0	0	0	5	30
	12	菅 野	24	628	23	591	-1	-37	3	89	3	95	3	89	3	92	3	102	3	91	18	558	2	13	3	20	0	0	0	0	5	33
	13	芳 川	31	767	31	756	0	-11	3	105	5	143	4	107	4	123	4	121	4	114	24	713	3	17	4	26	0	0	0	0	7	43
	14	寿	29	715	28	693	-1	-22	4	109	3	102	3	102	4	112	4	118	4	110	22	653	2	12	4	28	0	0	0	0	6	40
	15	岡 田	15	357	16	369	1	12	2	62	2	60	2	60	2	63	2	36	2	62	12	343	1	6	3	20	0	0	0	0	4	26
		あさひ分校	2	12	2	10	0	-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	0	0	0	0	2	10
	16	山 辺	23	592	23	591	0	-1	3	96	3	101	3	93	3	80	3	92	3	91	18	553	1	7	4	31	0	0	0	0	5	38
	17	今 井	8	144	8	143	0	-1	1	24	1	19	1	23	1	16	1	30	1	28	6	140	1	1	1	2	0	0	0	0	2	3
	18	開 明	28	641	27	617	-1	-24	3	91	3	91	3	86	4	110	3	80	4	109	20	567	3	22	4	28	0	0	0	0	7	50
	19	明 善	19	431	19	418	0	-13	2	58	2	67	2	59	2	62	3	73	2	59	13	378	2	15	4	25	0	0	0	0	6	40
	20	本 郷	16	316	16	346	0	30	2	60	2	48	2	63	2	57	2	42	2	54	12	324	1	3	3	19	0	0	0	0	4	22
	21	二 柳	15	262	14	236	-1	-26	1	30	1	29	2	38	2	41	2	38	2	39	10	215	2	9	2	12	0	0	0	0	4	21
	22	並 柳	15	363	15	337	0	-26	2	49	2	45	2	66	2	50	2	56	2	57	12	323	1	4	2	10	0	0	0	0	3	14
	23	四 賀	8	119	8	130	0	11	1	25	1	18	1	19	1	25	1	17	1	20	6	124	1	1	1	5	0	0	0	0	2	6
	24	安 曇	4	20	6	20	2	0	1	5	1	2	1	1	1	4	1	6	1	2	6	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	大野川	4	22	6	23	2	1	1	3	1	5	1	5	1	1	1	3	1	6	6	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	奈 川	3	17	5	14	2	-3	1	2	0	0	1	5	1	1	1	3	1	3	5	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	27	梓	31	846	31	823	0	-23	4	115	3	106	4	138	4	133	4	128	5	153	24	773	3	18	4	32	0	0	0	0	7	50
	28	波 田	32	869	32	861	0	-8	4	127	4	134	4	128	4	133	4	137	5	149	25	808	3	23	4	30	0	0	0	0	7	53
		松原分室	1	2	1	1	0	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	33	871	33	862	0	-9	4	127	4	134	4	128	4	133	4	137	6	150	26	809	3	23	4	30	0	0	0	0	7	53
中 学 校		総 計	246	5,889	255	5,870	9	-19	64	1,828	67	1,883	66	1,859							197	5,570	22	114	32	182	2	2	2	2	58	300
	1	清 水	16	366	17	365	1	-1	4	112	4	116	4	116							12	344	1	6	2	13	0	0	2	2	5	21
	2	鎌 田	18	480	18	462	0	-18	4	122	5	159	5	153							14	434	1	8	3	20	0	0	0	0	4	28
	3	丸ノ内	10	238	11	226	1	-12	3	74	3	83	2	53							8	210	1	5	2	11	0	0	0	0	3	16
	4	旭 町	14	325	15	328	1	3	3	103	4	109	3	103							10	315	1	1	2	10	2	2	0	0	5	13
		桐 分校	1	6	1	4	0	-2	0	0	0	0	1	4							1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5	松 島	15	371	15	355	0	-16	4	113	4	118	4	109							12	340	1	4	2	11	0	0	0	0	3	15
	6	高 網	14	361	14	354	0	-7	4	117	4	115	4	111							12	343	1	6	1	5	0	0	0	0	2	11
	7	菅 野	18	464	19	470	1	6	5	157	4	129	5	154							14	440	2	10	3	20	0	0	0	0	5	30
	8	筑摩野	25	716	26	711	1	-5	7	217	7	242	7	218							21	677	2	14	3	20	0	0	0	0	5	34
	9	山 辺	12	329	12	340	0	11	3	105	4	121	3	103							10	329	1	5	1	6	0	0	0	0	2	11
	10	開 成	16	357	15	368	-1	11	4	132	4	109	3	105							11	346	2	9	2	13	0	0	0	0	4	22

図書館資料特別整理期間の設定について

1 趣旨

毎年度、全図書館において実施している資料特別整理（蔵書点検）を行うため、松本市図書館条例第4条の規定に基づき、休館日を設定することについて報告するものです。

2 令和3年度特別整理期間

裏面のとおり

3 周知方法について

「広報まつもと」5月号情報チャンネルに掲載

松本市図書館ホームページに掲載

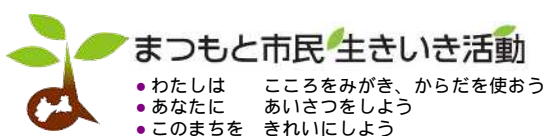
松本市図書館フェイスブックに掲載

各図書館にチラシ及びカレンダーを設置

4 その他

実施にあたっては、利用者への影響を最小限にとどめるよう図書館全体の連携を図りながら対応することとし、事前の周知についても上記により行うこととします。

担当	中央図書館
館長	小西 えみ
電話	32 - 0099



「学都松本へ」

令和 3 年度特別整理期間

図 書 館 名	特 別 整 理 期 間	日 数
島内図書館 空港図書館	5 月 1 0 日 (月) ~ 5 月 1 3 日 (木)	4 日間
鎌田図書館 寿台図書館 本郷図書館	5 月 1 7 日 (月) ~ 5 月 1 9 日 (水)	3 日間
波田図書館	5 月 2 4 日 (月) ~ 5 月 2 9 日 (土)	6 日間
梓川図書館	5 月 3 1 日 (月) ~ 6 月 3 日 (木)	4 日間
南部図書館	6 月 1 日 (火) ~ 6 月 5 日 (土)	5 日間
中央図書館	6 月 7 日 (月) ~ 6 月 1 7 日 (木)	1 1 日間
あがたの森図書館 中山文庫	6 月 2 1 日 (月) ~ 6 月 2 3 日 (水)	3 日間

上記の期間は、松本市図書館条例第 4 条に規定する休館日（南部図書館は火曜日、南部を除く各館は月曜日）を含め、各図書館を休館するものです。

周知事項 1

第 2 1 回松本手まり時計まつりの開催について

1 趣旨

地域文化創造や中心市街地の活性化に寄与するため、Mウイング前に設置された「松本手まり時計」をシンボルとした「第 2 1 回松本手まり時計まつり」を開催することについて周知するものです。

2 開催日時

令和 3 年 5 月 2 9 日（土）1 0 時～1 6 時
3 0 日（日）1 0 時～1 6 時

3 会場

Mウイング（中央公民館）

4 テーマ

「共創 ～ 2 1 年目の新たな彩り～」

5 実施主体

第 2 1 回松本手まり時計まつり実行委員会（実行委員長 桑井健至）

構成団体

Mウイング管理組合 / 公民館活動発表実行委員会（ステージ部門・展示部門） / 公益施設関係（第一地区地域づくりセンター、第一地区福祉ひろば、第一地区公民館、中央保健センター、松本ヘルス・ラボ、中央公民館）

6 内容

公民館活動発表会（公民館利用団体によるステージ発表及び作品展示）

第一地区作品展

健康相談

構成団体によるステージ発表及び作品展示

7 周知方法

広報まつもと 5 月号及びホームページに掲載

M G プレスに掲載依頼

関係団体へ周知

プレスリリースで報道機関へ周知

8 新型コロナウイルス感染症への対応について

開催にあたり、適切な感染予防対策を実施します。

感染状況等を注視し、開催の可否の判断を含めて柔軟に対応します。

周知事項 2

令和3年度博物館パスポートの配布について

1 趣旨

市内の博物館施設の紹介と利用向上を目的に、民間類似施設の協力を得て、原則入館無料となる博物館パスポートを配布することについて周知するものです。

2 博物館パスポートの対象施設（計20館）

松本市立博物館分館（計14館）、松本城、松本市教育文化センター（プラネタリウム）、梓川アカデミア館、日本浮世絵博物館は無料。康花美術館、東洋計量史資料館は割引

3 博物館パスポートの種類

小・中学生親子パスポート（平成8年度から配布）

ア 児童・生徒1名と付添いの大人1名を対象

イ 市内小中学校全校計68校に4月23日から配布予定

ウ 有効期限 令和4年5月31日まで

エ 配布予定枚数 22,100枚

転入者世帯パスポート（平成11年度から配布）

ア 松本市転入世帯を対象

イ 市民課及び20支所・出張所にて転入手続きの際に通年配布

ウ 有効期限 転入時から1年間有効

松本地域4大学・松本市内専門学校新入生パスポート（松本地域4大学は平成25年度から配布。松本市内専門学校は平成28年6月から配布。）

ア 信州大学、松本大学、松本短期大学、松本歯科大学と松本市内の専門学校10校の令和3年度新入生を対象

イ 各大学の新入生オリエンテーション時等に配布

ウ 有効期限 令和4年3月31日まで

エ 配布枚数 3,750枚

4 パスポート見本

別紙資料のとおり

5 その他

国宝旧開智学校校舎は、耐震対策工事のため令和3年6月1日から臨時休館をする予定です。

担当	博物館
館長	木下 守
電話	32 - 0133



学都松本へ

松本は屋根のない博物館！松本の歩みと文化を知る。

松本の今にふれ、未来を思う。

——まるごと松本を知る旅のスタート地点です。



「学都松本」

博物館バスポート
健康寿命延伸都市・松本
小・中学生親子
利用期間：令和4年5月31日まで有効
松本市・松本市教育委員会

利用案内

- 学都松本へようこそ
各館が楽しい展示や催しで皆さんをお待ちしています。「松本まるごと博物館」を十分にお楽しみください。
- このバスポートを受け取って展示し、③④⑤の施設は無料です。
① 松本市立博物館、② 松本市歴史の里、③ 松本市立博物館、④ 松本市歴史の里、⑤ 松本市立博物館
 - 松本市立博物館は、移転工事のため令和3年6月から当館の臨時休館予定です。
なお松本市立博物館は、令和3年6月より臨時休館期間の予定です。
令和3年6月の臨時休館は各施設で異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。
 - 小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。（大人のみではご利用いただけません。）

1 国史館松本市旧司祭館
学都松本のいしずえ
松本市旧司祭館
バスポート受け取り場所
〒32-5725 松本市旧司祭館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

2 松本民芸館
民芸品の宝庫にようこそ
松本民芸館
〒33-1569 松本市民芸館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

3 松本市旧山辺学校校舎
八坂館のある山辺町校舎
松本市旧山辺学校校舎
〒32-7602 松本市旧山辺学校校舎
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

4 松本市立考古博物館
松本の古代タイムスリップ
松本市立考古博物館
〒36-4710 松本市立考古博物館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

5 松本市はかり資料館
和と洋の文化の宝庫
松本市はかり資料館
〒36-1191 松本市はかり資料館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

6 旧制高等学校校舎
「どくとるマンボウ青春館」の舞台
旧制高等学校校舎
〒35-6226 旧制高等学校校舎
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

7 窪田空穂記念館
郷土が生んだ歌人・国文学者
窪田空穂記念館
〒48-3440 窪田空穂記念館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

8 重要文化財 馬場家住宅
やまぶとくらの市街景
重要文化財 馬場家住宅
〒85-5070 重要文化財 馬場家住宅
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

9 松本市歴史の里
（重要文化財松本市歴史の里）
松本市歴史の里
〒47-4515 松本市歴史の里
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

10 松本市時計博物館
世界の古時計が今も動き回ります
松本市時計博物館
〒36-0969 松本市時計博物館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

11 松本市山と自然博物館
自然の宝庫と自然の宝庫
松本市山と自然博物館
〒38-0012 松本市山と自然博物館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

12 松本市四賀化石館
世界最大のマッコウクジラにようこそ
松本市四賀化石館
〒64-3900 松本市四賀化石館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

13 重要文化財 高橋家住宅
松本市に伝わる数少ない民家住宅
重要文化財 高橋家住宅
〒33-1818 重要文化財 高橋家住宅
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

14 松本市安曇資料館
「松の村」からのあひまを伝えます
松本市安曇資料館
〒94-2134 松本市安曇資料館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

15 国宝松本城
開城する日本最大の五重六隅天守
国宝松本城
〒32-2902 国宝松本城
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

17 梓川アカデミア館
文化の発展、芸術と社会の発展
梓川アカデミア館
〒78-5000 梓川アカデミア館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

19 康花美術館
古くから伝わる
康花美術館
〒31-0320 康花美術館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

16 松本市教育文化センター プラネタリウム
宇宙の不思議を体験しよう
松本市教育文化センター プラネタリウム
〒32-7600 松本市教育文化センター プラネタリウム
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

18 日本浮世絵博物館
江戸時代タイムスリップ
日本浮世絵博物館
〒47-4440 日本浮世絵博物館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

20 東洋計量史資料館
計量史の宝庫
東洋計量史資料館
〒080-6741-3795 東洋計量史資料館
休館日：12月・1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月
バスポート受け取り場所

松本まるごと博物館案内図
●ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
●展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
●この優待券の利用についてのお問い合わせは…
松本市立博物館（☎32-0133）までどうぞ。
e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
URL: http://www.matsu-haku.com/

各施設の受付でこの券を提示してください。
【利用できる施設】
国史館松本市旧司祭館（令和3年6月から休館予定）
松本民芸館 松本市旧山辺学校校舎 松本市立考古博物館
松本市はかり資料館 旧制高等学校校舎 窪田空穂記念館
重要文化財 馬場家住宅 松本市歴史の里 松本市時計博物館
松本市山と自然博物館 松本市四賀化石館 松本市教育文化センター プラネタリウム 梓川アカデミア館
日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館
※康花美術館、東洋計量史資料館は、受付回数となります。
※小・中学生1名と保護者1名までご利用いただけます。（大人のみではご利用いただけません。）
問合せ先 松本市立博物館 ☎32-0133

博物館パスポート
健康寿命延伸都市・松本

転入世帯

転入日から1年間有効 転入日 年 月 日

松本市・松本市教育委員会

利用案内

学童松本へようこそ

- 各館が楽しい展示や催しで皆さんをお待ちしています。「松本まるごと博物館」を十分に楽しみなさい。
- ※1 このパスポートを受け付で展示にいくと、①～⑤の建設は無料です。
※2 松本市立博物館は、移築期間のため令和5年の秋までご来館いただくことができません。
※3 国史松本資料館は、耐震工事のため令和3年6月から当分の間、休館の予定です。
なお松本市立博物館は、令和3年6月以降も通常通り開館の予定です。
※4 令和3年度の閉館は各館で異なります。また、感染症により休館日の変更や臨時休館を行う場合があります。詳しくは各館にお問い合わせください。
※5 同一世帯員のみご利用いただけます。

1 国史松本資料館
学童松本のしりしり
松本市旧司祭館



〒32-5725 バス・タワンスニーカー
コース「旧司祭館」下車

2 松本民芸館
民芸館の楽しさに出会えます



〒33-1559 バス「松本民芸館」下車

3 国史旧山辺学校校舎
八馬道のある旧山辺校舎



〒32-7602 松本駅から車で15分

4 松本市立考古博物館
松本の古代にタイムスリップ



〒86-4710 松本駅から車で10分

5 松本市はかり資料館
昭和がもたらした、土まじりの資料館



〒36-1191 バス・タワンスニーカー
コース「はかり資料館」下車

6 旧制高等学校記念館
「どくとるマンボウ育成館」の隣



〒35-6226 バス・タワンスニーカー
コース「旧制高等学校」下車

7 窪田空穂記念館
郷土が生んだ文人・国文学者



〒48-3440 バス「窪田空穂記念館」下車

8 重要文化財馬場家住宅
やまふところの古民家



〒85-5070 バス「馬場家」下車徒歩15分

9 松本市歴史の里
(重要文化財松本城蔵書所等)
古く松本の五代の歩みと文化を
伝えるための野外博物館



〒47-4515 バス・タワンスニーカー
コース「歴史の里」下車

10 松本市時計博物館
世界の時計が今も目を惹きます



〒36-0969 バス・タワンスニーカー
コース「時計博物館」下車

11 松本市山と自然博物館
松本市の山と自然を伝えます



〒38-0012 バス
コース「山と自然博物館」下車

12 松本市四賀化石館
世界最大のマッコウクジラに出会えます



〒64-3900 バス「化石館」下車

13 高橋家住宅
松本城下に残る数少ない商家住宅



〒33-1818 バス・タワンスニーカー
コース「高橋家」下車

14 松本市安曇資料館
「山の村」からの歩みを感じます



〒94-2134 バス「安曇資料館」下車

15 国宝松本城
得する日本最古の五重九層天守
〒32-2902 バス・タワンスニーカー
コース「松本城」下車

17 梓川アカデミア館
文化の発展、芸術との出会いの場
〒78-5000 松本駅から車で20分

19 康花美術館 春の春が強く
日本最古の絵巻資料館。あかこが
たかこ
休館日：4月～11月 月・火曜日/2月～3月 金日
12月～1月 月曜日～金曜日
観覧料：大人400円 小学生250円 小・中学生無料
〒31-0320 バス「安曇資料館」下車

**16 松本市教育文化センター
プラネタリウム**
休館日：月曜日（月曜日の場合は祝祭日、その翌日休館）
〒32-7600 松本駅から車で10分

18 日本浮世絵博物館
江戸時代にタイムスリップ
休館日：月曜日（月曜日の場合は祝祭日、その翌日休館）
〒47-4440 バス・タワンスニーカー
コース「浮世絵博物館」下車

20 東洋計量史資料館
日本最古の計量資料館。あかこが
たかこ
休館日：月曜日、12月～2月
観覧料：大人400円 小・中学生100円
〒080-9741-3795 バス・タワンスニーカー
コース「東洋計量史資料館」下車

各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】
国史旧山辺学校校舎（令和3年6月から休館予定）
松本民芸館 松本市旧山辺学校校舎 松本市立考古博物館
松本市はかり資料館 旧制高等学校記念館 窪田空穂記念館
重要文化財馬場家住宅 松本市歴史の里 松本市四賀化石館
松本市山と自然博物館 松本市安曇資料館 国宝松本城
松本市教育文化センター プラネタリウム 梓川アカデミア館
日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館

※康花美術館、東洋計量史資料館は、特別料金となります。
※同一世帯員のみご利用いただけます。

問合せ先 松本市立博物館 〒32-0133

松本まるごと博物館案内図

- ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
- 展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
- この優待券の利用についてのお問い合わせは—
松本市立博物館（〒32-0133）までどうぞ。
e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
URL: http://www.matsu-haku.com/



▲印の施設は観覧無料で入館できます。

博物館バスポート
健康寿命延伸都市・松本

松本地域4大学・松本市内専門学校新入生

利用期間：令和4年3月31日まで有効
松本市・松本市教育委員会

利用案内

学都松本へようこそ

各館が楽しい展示や催しで皆さんをお待ちしています。「松本まるごと博物館」を十分に楽しめさせていただきます。

※1 このバスポートを受付で提示したと、①一般の観覧料は無料、②各館の観覧料をご覧いただけます。

※2 松本市立博物館は、移転開館のため令和5年の秋までご観覧いただくことができません。

※3 国宝旧開智学校校舎は、耐震工事のため令和3年6月から当分の間、休館の予定です。

※4 令和4年度の休館日は、令和3年6月以降も通常通り開館の予定です。有休年休の両日は休館となります。また、休館日より休館日の翌日や翌々日休館を行う場合があります。詳しくは各館にお問い合わせください。

1 国宝旧開智学校校舎
学都松本の心臓
松本市旧司祭館

〒32-5725 (バス・タウンスニーカー
西コース「旧開智学校」下車)

2 松本民芸館
民芸品の宝庫にようこそ

〒33-1569 (バス「松本民芸館」下車)

3 重要文化財 旧山辺学校校舎
八角塔のある和洋折衷校舎

〒32-7602 松本駅から車で15分

4 松本市立考古博物館
松本の古代にタイムスリップ

〒86-4710 松本駅から車で10分

5 松本市はかり資料館
江戸時代のはかりの資料館

〒36-1191

6 旧制高等学校記念館
「どくとるマンボウ青春記」の舞台

〒35-6226 (バス・タウンスニーカー
西コース「旧開智学校」下車)

7 窪田空穂記念館
歌人が生んだ歌人・国文学

〒48-3440 (バス「窪田空穂記念館」下車)

8 重要文化財 馬場家住宅
やまぶとこの古民家

〒85-5070 (バス「馬場家」下車 徒歩15分)

9 松本市歴史の里
(重要文化財 旧松本区裁判所庁舎等)
西州松本の近代の歩みと文化を
伝えるための特別博物館

〒47-4515
バス・タウンスニーカー 西コース
「浮城山公園」下車

10 松本市時計博物館
世界の時計が今も時を刻みます

〒36-0969

11 松本市山と自然博物館
松本市の山と自然を伝えます

〒38-0012

12 松本市四賀化石館
世界最大のマッコウクジラに出会えます

〒64-3900 (バス「化石館」下車)

13 重要文化財 高橋家住宅
松本城下に残る数少ない武家住宅

〒33-1818 (バス・タウンスニーカー 西コース
「旧開智学校」下車)

14 松本市安曇資料館
「山の村」からの歩みを伝えます

〒94-2134 (バス「安曇ダム」下車)

15 国宝松本城
開府する日本最古の石垣が天守

〒32-2902 (バス・タウンスニーカー 西コース
松本城・北門前) 下車

17 梓川アカデミア館
文化の発信、芸術との出会いの場

〒78-5000 松本駅から車で30分

19 康花美術館
松本市の芸術文化の中心

休館日：4月・11月・火曜日/2月・3月 全日
12月・1月 月曜日は全日
観覧料：本館または学生証の提示で250円
〒31-0320 (バス「安曇町」下車)

**16 松本市教育文化センター
プラネタリウム**

休館日：月曜日 (当日祭日の場合は休館、その翌日も休館)
〒32-7600 松本駅から車で15分

18 日本浮世絵博物館
江戸時代にタイムスリップ

休館日：月曜日 (当館休館の場合は休館、その翌日も休館)
〒47-4440
バス・タウンスニーカー 西コース
「浮城山公園」下車

20 東洋計量史資料館
日本計量の歴史を伝えます

休館日：月曜日、12月・2月
観覧料：400円
〒080-9741-3795
バス・タウンスニーカー 西コース「浮城山公園」下車

松本まるごと博物館案内図

●ご利用にあたっては、休館日にご注意ください。
●展示内容など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。
●この優待券の利用についてのお問い合わせは…
松本市立博物館 (〒32-0133) までどうぞ。
e-mail: mcmuse@city.matsumoto.lg.jp
URL: http://www.matsu-haku.com/

B 四賀地区

四賀地区の地図と施設案内。

各施設の受付でこの券を提示してください。

【利用できる施設】
国宝旧開智学校校舎 (令和3年6月から休館予定)
松本民芸館 重要文化財 旧山辺学校校舎 松本市立考古博物館
松本市はかり資料館 旧制高等学校記念館 窪田空穂記念館
重要文化財 馬場家住宅 松本市歴史の里 松本市時計博物館
松本市山と自然博物館 松本市四賀化石館 国宝松本城
松本市教育文化センター プラネタリウム 梓川アカデミア館
日本浮世絵博物館 康花美術館 東洋計量史資料館

問合せ先 松本市立博物館 〒32-0133

A 松本市内

松本市内の詳細な地図と施設案内。

C 安曇地区

安曇地区の地図と施設案内。